

薬剤師 認知症対応力向上研修 研修テキスト

令和4年3月

令和3年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業

認知症対応力向上研修の研修教材及び
実施方法に関する調査研究事業 編

薬剤師認知症対応力向上研修

1. かかりつけ薬剤師の役割 編
2. 基本知識 編
3. 薬局業務における実践 編
4. 地域・生活における実践 編

令和3年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業
認知症対応力向上研修の研修教材及び実施方法に関する調査研究事業 編

目次

1. かかりつけ薬剤師の役割 編	02
2. 基本知識 編	23
3. 薬局業務における実践 編	59
4. 地域・生活における実践 編	99

薬剤師認知症対応力向上研修 研修全体の目的・意義

- 認知症の人や家族を支えるためのかかりつけ薬剤師・薬局の役割を理解する。
- 認知症の本人や家族の視点を重視したアプローチと早期発見・早期対応の重要性を理解する。
- 認知症の病態や症状、治療・ケア、制度に関する基本的な知識を理解する。
- 認知症の人の状況に応じた薬学的管理・服薬指導および、相談対応を含む医薬品提供を通じて、多職種連携によって認知症の人と家族の生活を支えていくことを理解する。
- かかりつけ薬剤師・薬局として、地域の中で関係機関等と連携して対応する重要性を理解する。

かかりつけ薬剤師の役割 編

ねらい：認知症の人や家族を支えるために
かかりつけ薬剤師ができることを理解する

到達目標：

- 認知症施策推進大綱等の施策の目的を踏まえ、かかりつけ薬剤師の役割を理解する
- 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの重要性を理解する
- 早期発見・早期対応の意義・重要性を理解する

認知症対応力向上研修の目的は、

1. 認知症の人や家族を支えるためのかかりつけ薬剤師の役割を理解する。
2. 認知症の本人の視点を重視したアプローチについて理解する。
3. 認知症の早期発見・早期対応の重要性を理解する。
4. 認知症の病態や症状、治療・ケア、制度に関する基本的な知識を理解する。
5. 認知症の人の状況に応じた薬学的管理・服薬指導および相談対応を含む医薬品提供を通じて、多職種連携によって認知症に人と家族の生活を支えていくことを理解する。
6. かかりつけ薬剤師・薬局として、地域の中で関係機関等と連携して対応する重要性を理解する。

となっている。

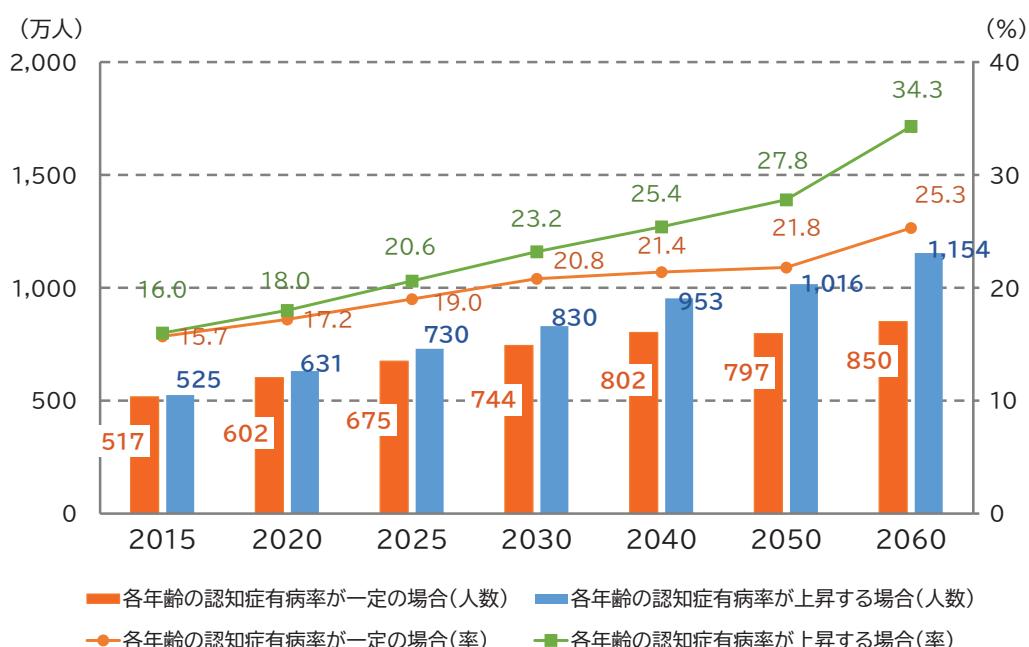
〔役割 1〕

動画 ①

本人の声を聴いてみる

認知症高齢者数の推移

〔役割 2〕



「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業

〔役割 1〕

動画①本人の声を聴いてみる

研修のはじめに認知症の人ご本人の話を聴いてみましょう！

お話ししてくれるのは「血管性認知症」・「レビー小体型認知症」・「アルツハイマー型認知症」の患者さんです。

「認知症の人はそんな何気ないような出来事でも戸惑ったり苦しむのか！」

逆に「認知症でも、そういうことはできるんだ！」などなどご本人の話から体感してください。

〔役割 2〕

超高齢社会を迎え、高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加し、認知症有病率が一定である場合では、2025年に675万人（高齢者に占める割合19.0%）、2040年に802万人（同21.4%）、2060年には850万人（同25.3%）になると推計されている。

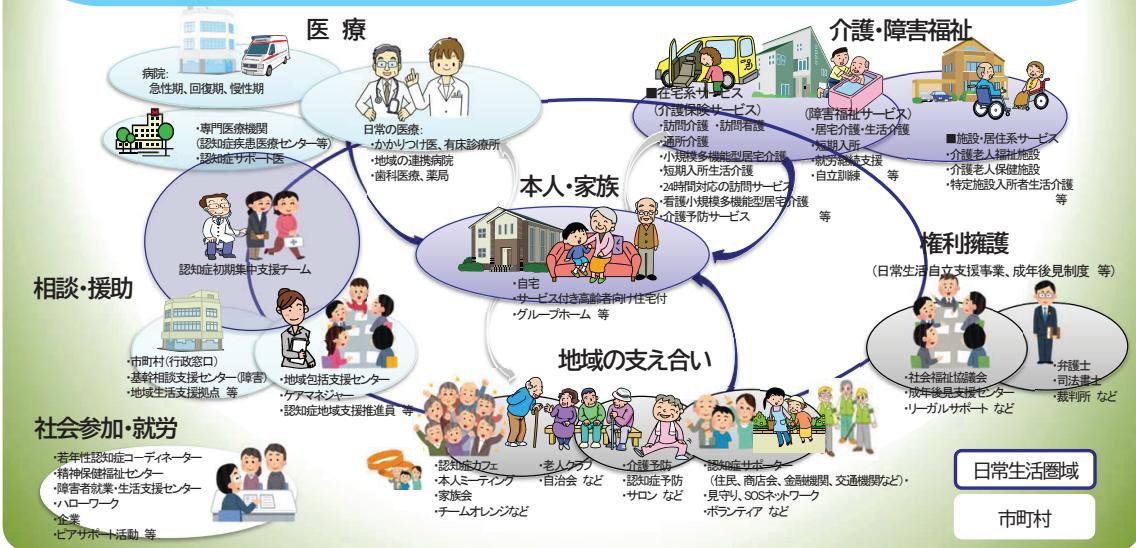
さらに、認知症有病率が上昇する場合（2060年までに認知症の有病率が20%増加すると仮定した場合）には、2025年に730万人（同20.6%）、2040年に953万人（同25.4%）、2060年には1,154万人（同34.3%）に増加すると推計されている。

このように認知症患者数も高齢者に占める割合も時代とともに増加することが示唆され、認知症の病態解明のための基礎および臨床研究をさらに推進していく必要があると同時に、より健全な超高齢社会を迎えるためには、予防からケアに至るまで、一層の認知症施策の推進と充実が求められている。

認知症施策の推進について

[役割 3]

- 高齢化の進展に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の人は約700万人（65歳以上高齢者の約5人に1人）となる見込み。
- 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。
- 2025年に向け、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。



認知症施策推進大綱の概要

[役割 4]

基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になつても希望をもつて日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ▶早期発見・早期対応、医療体制の整備
 - ▶医療従事者等の認知症対応力向上の促進
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視点の重視

令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定

〔役割3〕

高齢化の進展と認知症患者の増加が見込まれており、認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。こうした中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができる環境整備が必要となっている。

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するためには、認知症である本人・家族を中心に、「医療」、「介護・障害福祉」のほか、「相談・援助」、「権利擁護」、「社会参加・就労」、そして「地域の支え合い」など、様々な仕組みや担い手(拠点)が、日常生活の単位で整備され、充実していくことが望まれている。

〔役割4〕

令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議で決定された認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的な考え方として掲げている。同大綱は、5つの柱で構成されており、これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としている。

認知症対応力向上研修は、「3.医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」に位置付けられている。かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者には、認知症対応力向上研修を通じて、認知症の疑いがある人に早期に気づいて適切に対応し、診断後の継続的な支援まで、認知症である本人・家族の生活の場である地域ネットワークの中で重要な役割を担うことが期待されている。

早期発見・早期対応の意義

[役割 5]

- 認知症を呈する疾患のうち可逆性の疾患は、治療を確実に行うことが可能
- 進行性の認知症であっても、より早期からの適切な薬物療法により進行抑制や症状緩和が可能
- 本人が変化に戸惑う期間を短くでき、その後の暮らしに備えるために、自分で判断したり家族と相談できる
- 家族等が適切な介護方法や支援サービスに関する情報を早期から入手可能となる
- 病気の進行に合わせたケアや諸サービスの利用により、日常生活の質の維持向上や家族の介護負担が軽減できる

〔役割5〕

認知症の原因には、頻度は必ずしも多くはない(全認知症の5~10%)が、可逆性の疾患も多種類存在する。ただし、例えば、正常圧水頭症や慢性硬膜下血腫による認知症であれば、発症後遅くとも半年~1年以内に脳外科的手術を実施しなければ症状の改善は見込めないとされている。可逆性といつても、原因疾患が発症後もしばらく放置されてしまうと治療による改善は望めないケースが多いため、早期発見・早期治療が重要である。

アルツハイマー型認知症であれば、中核症状治療薬としてコリンエステラーゼ阻害薬による薬物療法による進行抑制が可能であり、治療開始が早いほど効果も出やすいと言われている。行動・心理症状(BPSD)に対しても、限定されるもののコリンエステラーゼ阻害薬の一定の効果が示されている。

また、認知症を早期に発見できれば、本人が病気について理解することもより容易になるといえる。病気に関してある程度理解できれば、病気の進行による生活への影響にも予め準備が可能であり、不安も軽減されるであろう。行動・心理症状(BPSD)にもあまり悩まされずに生活が継続できる可能性が高まる。また、任意後見制度等の利用により、自己決定を活かし、経済損失を防止することにもつながる。また、精神障害者保健福祉手帳交付の申請には初診日から6ヶ月を経過した日以降の診断書が必要であり、障害年金は初診から1年半経過した日を障害認定日としていることから、早期の受診によって様々な支援制度をより早期に利用できることになる。

早期発見により、家族も適切な介護方法や支援サービスに関する情報を早期から入手可能となり、また実際に病気の進行に合わせて、介護保険サービス等も利用し適切にケアできれば、日常生活の質の維持・向上が期待され、介護負担も軽減できる。

また、家族介護者の介護負担に対する心理社会的な介入の効果を勘案すれば、早期からの介入あるいはケアマネジメントが好ましい。

出典

- Seltzer B et al. Efficacy of donepezil in early-stage Alzheimer disease: a randomized placebo-controlled trial. Arch Neurol. 2004;61:1852-6.
- Rodda J et al. Are cholinesterase inhibitors effective in the management of the behavioral and psychological symptoms of dementia in Alzheimer's disease? A systematic review of randomized, placebo-controlled trials of donepezil, rivastigmine and galantamine. Int Psychogeriatr. 2009;21:813-24.
- Mittelman MS et al. A three-country randomized controlled trial of a psychosocial intervention for caregivers combined with pharmacological treatment for patients with Alzheimer disease: effects on caregiver depression. Am J Geriatr Psychiatry. 2008; 16: 893-904.

かかりつけ薬剤師・薬局とは

〔役割 6〕

かかりつけ薬剤師

患者が使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学的管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師

かかりつけ薬局

地域に必要な医薬品等の供給体制を確保し、その施設に従事する「かかりつけ薬剤師」が、患者の使用する医薬品の一元的かつ継続的な薬学的管理指導を行っている薬局

出典：日本薬剤師会 平成27年9月

かかりつけ薬剤師・薬局の役割

〔役割 7〕

- 認知症の疑いに気づくことができる
- 認知症の疑いに気づいたとき、速やかにかかりつけ医等と連携して、適切に対応できる体制をつくる
- 地域包括支援センター等の関係機関や他職種と連携して認知症の人と家族を支える
- 認知機能の低下がもたらす服薬行動への影響に配慮し、きめ細かな薬学的管理や服薬指導を行い、薬物治療が適切に行われる環境を整え、支援する

〔役割 6〕

より患者と継続的で深いかかりわりを持てる「かかりつけ」の薬局、薬剤師だからこそ、薬局での応対の様子や、服薬状況の変化等に気づける可能性は高くなり、またそのような視点を持って業務に当たることが重要となる。

「かかりつけ薬剤師・薬局」について整理して考えてみたい。かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師の考え方を整理している(日本薬剤師会)。

こうした役割を果たし、何より「患者に選ばれる」薬剤師、薬局であること、「かかりつけ」は患者側の言葉であり、患者が選ぶ薬剤師、薬局であることを忘れないことが重要である。

〔役割 7〕

認知症の患者・利用者およびその家族への対応にあたっても、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な役割に変わることろはなく、特に以下の点に留意しながら、認知症の人・家族にとっての、かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の役割を、この研修を通じてあらためて考えて頂きたい。

- 認知症の疑いに気づくことができる
- 認知症の疑いに気づいたとき、速やかにかかりつけ医等と連携して、適切に対応できる体制をつくる
- 地域包括支援センター等の関係機関や他職種と連携して認知症の人と家族を支える
- 認知機能の低下がもたらす服薬行動への影響に配慮し、きめ細かな薬学的管理や服薬指導を行い、薬物治療が適切に行われる環境を整え、支援する

認知症の人とかかりつけ薬剤師・薬局

[役割 8]

多職種連携、地域包括ケアシステムの中で

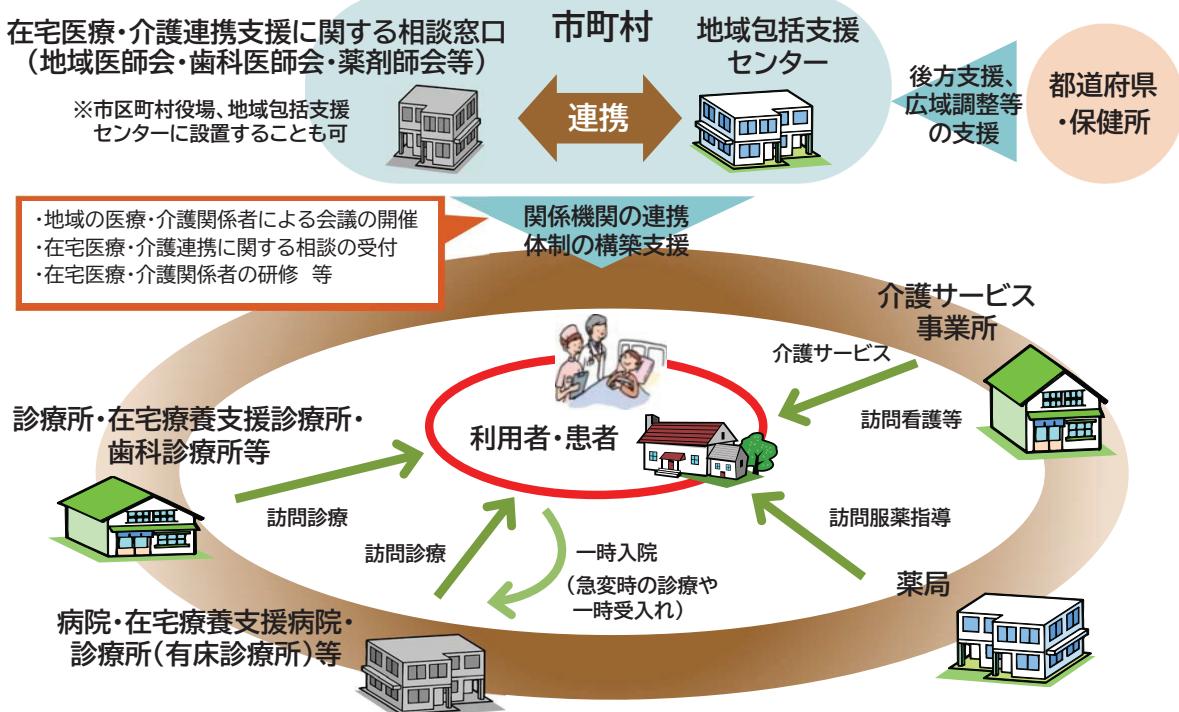


- 高齢者等の健康づくり、健康意識向上のサポート
- 認知症に関する普及・啓発
- 服薬指導、地域の中での認知症の徴候のある方に対する「気づき」
- かかりつけ医等との連携により早期診断・早期対応への「つなぎ」
- 身近な専門家として相談に対応(行政サービス等の情報提供)
- 在宅医療を含め適切な薬物療法(薬学的管理)を実施(状態に応じた服薬指導等)
- 必要な医療材料・衛生材料・介護用品等の提供

出典:認知症施策推進大綱 抜粋

地域包括ケアシステムにおける 在宅医療・介護連携の推進

[役割 9]



在宅医療・介護連携推進事業の手引き(Ver.3)より一部改変

〔役割8〕

かかりつけ薬剤師・薬局が、認知症の人を支える「地域包括ケアシステム」の中で果たせる役割は多岐にわたる。段階を踏んで考えると分かりやすい。(これは他の疾病においても同様である)認知症になる前の段階、予防の段階として、①高齢者等の健康づくり、健康意識向上のサポート、②認知症に関する普及・啓発、

早期発見・早期対応、いわゆる「気づき」「つなぎ」の段階として ③服薬指導、地域の中での認知症の徵候のある方に対する「気づき」、④かかりつけ医等との連携により早期診断・早期対応への「つなぎ」、⑤身近な専門家として相談に対応(行政サービス等の情報提供)、

認知症の方の生活を「支える」段階として、⑥在宅医療を含め適切な薬物療法(薬学的管理)を実施(状態に応じた服薬指導等)、⑦必要な医療材料・衛生材料・介護用品等の提供、

このように、薬剤師には、医薬品に関することのみではなく、医薬品を使用する「人」のあらゆる段階に関わり(地域の多職種や様々な専門機関や行政等と連携して)、支えることが求められている。

〔役割9〕

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、地域の実情を把握・分析したうえで、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者が協働・連携することが推進されている。

もちろん、認知症の人にも当てはまるものであって、身体合併症の治療や慢性疾患の管理、介護サービスによる生活支援など、認知症であることを踏まえた対応や配慮・工夫も併せて考えていくことが重要である。

参考

在宅医療・介護連携推進事業の手引き(ver.3)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666660.pdf>

かかりつけ薬剤師が関わることの効果

[役割10]

- 地域住民・患者及び家族と顔の見える関係、継続的な関係を築けているからこそ、患者の様子の変化や服薬状況の変化等から認知症の疑いに気づくことができる
- 日ごろから地域の医療機関、関係機関と連携して業務を行っているからこそ、認知症の疑いがある人をスムーズに早期対応につなげることができる
- 継続的な薬学的管理を行っているからこそ、認知症の人の薬物治療においても最適な環境を整え継続的に支援することができる
- 認知症を理解し、他職種との連携のもと、認知症の人の生活や治療を支えていくことができる

認知症の本人の視点を重視したアプローチ

[役割11]

- ① その人らしく存在していられるることを支援
- ② “分からぬ人”とせず、自己決定を尊重
- ③ 治療方針や診療費用等の相談は家族も交える
- ④ 心身に加え社会的な状態など全体的に捉えた治療方針
- ⑤ 家族やケアスタッフの心身状態にも配慮
- ⑥ 生活歴を知り、生活の継続性を保つ治療方針とする
- ⑦ 最期の時までの継続性を視野においた治療計画

認知症の本人
の視点を施策
の中心へ

- 本人にとってのよりよい暮らしガイド
- 認知症とともに生きる希望宣言
- 本人の視点を重視した施策の展開

〔役割 10〕

地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師が認知症に関わることで

- ①患者の様子の変化や服薬状況の変化等から認知症の疑いに気づくことができる
- ②認知症の疑いがある人をスムーズに早期対応につなげることができる
- ③認知症の人の薬物治療においても最適な環境を整え継続的に支援することができる
- ④認知症を理解し、他職種との連携のもと、認知症の人の生活や治療を支えていくことができるなどを通じて、

認知症を知り、薬物治療を支え、認知症の人が地域で暮らせるよう生活を支えていく薬剤師が増えることが期待されている。

〔役割 11〕

認知症の本人の支援は、単に認知症を治療する、認知症に伴う生活の不便を代替することではない。認知症の人が、その人らしく存在していられることを支援し、“分からない人”とせず、自己決定を尊重することが重要である。さらに治療方針や診療費用等の相談は家族も交え、心身に加え社会的な状態など全体的に捉えた治療方針が検討されるべきである。また家族やケアスタッフの心身状態にも配慮することや、本人の生活歴を知り、生活の継続性を保つことや最期の時までの継続性を視野においていた治療が計画されることが望ましい。

治療計画から、その後の在宅等での継続治療や生活に至るまで、常に“その”本人の視点を重視したアプローチが求められており、認知症の人の視点を施策の中心とした取り組みや施策が展開されている。

本人にとってのよりよい暮らしガイド

[役割12]

「本人にとってのよりよい暮らしガイド」

～一足先に認知症になった私たちからあなたへ～

- 診断直後に認知症の本人が手にし、次の一步を踏出すことを後押しするような本人にとって役に立つガイド

<主な内容>

1. 一日も早く、スタートを切ろう
2. これからよりよい日々のために
 - イメージを変えよう！
 - 町に出て、味方や仲間と出会おう
 - 何が起きて、何が必要か、自分から話してみよう
 - 自分にとって「大切なこと」をつたえよう
 - のびのびと、ゆる～く暮らそう
 - できないことは割り切ろう、できることを大事に
 - やりたいことにチャレンジ！ 楽しい日々を
3. あなたの応援団がまちの中にいる
4. わたしの暮らし(こんな風に暮らしています)



平成29年度老人保健健康増進等事業

「認知症診断直後等における認知症の人の視点を重視した支援体制構築推進のための調査研究事業」報告書より

認知症とともに生きる希望宣言

[役割13]

一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ

- 1 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
- 2 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
- 3 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
- 4 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
- 5 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。

日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)(平成30年11月1日) <http://www.jdwg.org/statement/>

〔役割 12〕

日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)は、平成 29 年に認知症になった体験をもとに、診断を受けた後に絶望せずに、自分なりによりよい日々を暮らしていくためのヒントをまとめた「本人にとってのよりよい暮らしガイド(通称:本人ガイド)」の作成に取り組み、その後同法人の公益活動の一環として、この「本人ガイド」を当事者の方に頒布する活動を行っている。

「本人ガイド」は、「認知症になったら、何も分からなくなる、何もできなくなる」「認知症になったら、人生もうおしまい」といった偏見を離れ、「分かること・できることはたくさんある」「認知症になつても希望を持って一日一日を楽しく暮らしていく」「認知症になつても支えられる一方になるわけではなく、新しいことを学んだり、やりたいことにチャレンジできる、家族や社会の役に立てる」などのメッセージとそれを実現するための具体的方法が述べられている。

〔役割 13〕

「認知症とともに生きる希望宣言」は、認知症とともに暮らす本人一人ひとりが、体験と思いを言葉にし、それらを寄せ合い、重ね合わせる中で生まれたものであり、日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)が、平成 30 年 11 月に表明したものである。今とこれからを生きていくために、一人でも多くの人に一緒に宣言をしてほしいといった思いと、この希望宣言が、さざなみのように広がり、希望の日々に向けた大きなうねりになっていくという願いが込められている。

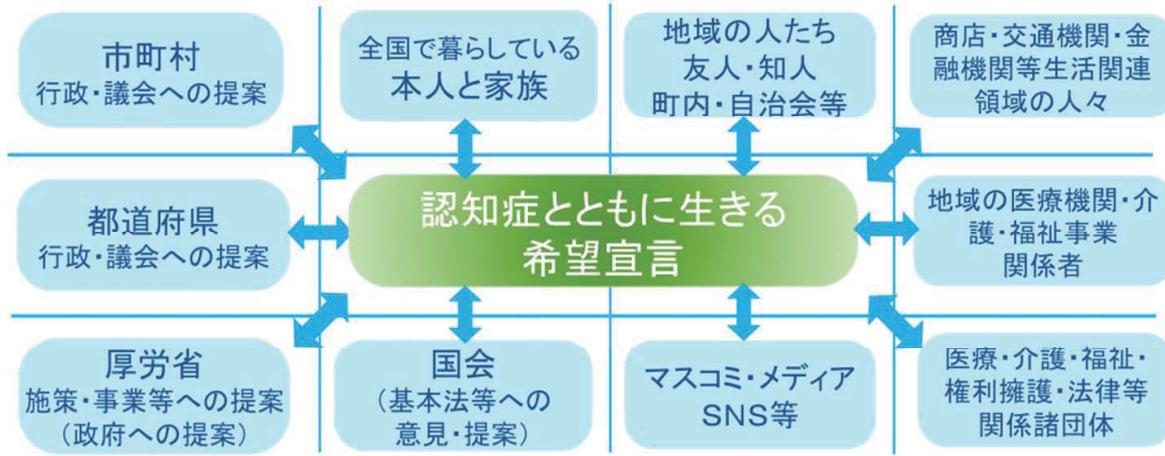
「一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ」のメッセージとともに 5 つの宣言がまとめられており、「認知症とともに生きる希望宣言」のリーフレットは、日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)のホームページの以下のアドレスよりダウンロードが可能である。

http://www.jdwg.org/wp-content/uploads/2018/11/statement_leaflet.pdf

「希望をもって共に生きる」ための地域づくり

〔役割14〕

認知症の人が、希望をもって共に生きるために地域づくりには、立場や職種を超えた関わりが必要であり、かかりつけ薬剤師もその一員である。



日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)(平成30年11月1日) <http://www.jdwg.org/statement/>

本人の視点を重視した施策の展開

〔役割15〕

「本人の声を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド」

- 都道府県や市町村の行政担当者・関係者が、認知症施策や地域支援体制づくりをより効率的に展開していくことを支援するためのガイド

このガイドのねらいと活かし方

1 認知症になってからの日々をより良く暮らせるわが町に

『問い合わせ』から『新しい方針』へ切りかえよう！

『本人の声』テーマにした話し合いの練習を作ろう

平成29年度老人保健健康増進等事業
「認知症診断直後等における認知症の人の視点を重視した支援体制構築推進のための調査研究事業」報告書より

〔役割 14〕

日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)は、「認知症とともに生きる希望宣言」を全国各地に届ける「希望のリレー」を様々な人や分野、団体と一緒に進めている。「希望のリレー」は、自分も希望を持って暮らしていくうという人が一人でも多く増え、一緒によりよい社会を創っていくうという人の輪が広がることを目標とした取り組みである。

認知症の人が、希望をもって共に生きるために地域づくりには、認知症である本人に直接的・身近な存在から、行政やメディア等の間接的に関わる領域まで、様々な立場や職種を超えた働きかけが必要となる。その働きかけに共通の概念・考え方が、本人発の「認知症とともに生きる希望宣言」であり、それぞれの立場や職種である関係者の拠り所となるといえる。もちろん、かかりつけ薬剤師もその一員としての活動が求められている。

〔役割 15〕

「本人の声を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド」は、本人の視点を重視する考え方を施策の展開において実現していくためのガイドであり、平成 29 年度の老人保健健康増進等事業において制作され、平成 30 年 3 月に発行された(実施主体:東京都健康長寿医療センター)。

このガイドは、都道府県や市町村の行政担当者・関係者が、認知症施策や地域支援体制づくりをよりスムーズに(もっと楽に)、より効率的に(役に立つことを、無駄・無理なく)、展開していくことを応援するために作られたものであるが、それらを各自治体で具体的に進めていくためのあり方や方策がわかりやすくまとめられている。地域の施策・支援体制づくりの一員であるかかりつけ薬剤師にも、このガイドの内容を理解した上で、積極的に関与・協力していくことが期待されている。

認知症の予防の考え方

〔役割16〕

一次予防（認知症の発症遅延や発症リスク低減）

- 運動不足の改善と糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防
- 社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持
- 介護予防の事業や健康増進事業と連携

二次予防（早期発見・早期対応）

- かかりつけ医、保健師、薬剤師等による健康相談
- 認知症初期集中支援チームによる訪問活動
- かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携

三次予防（認知症の進行の予防と進行遅延）

- 重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応
- 認知症バリアフリー、不安の除去と安心・安全な生活の確保

かかりつけ薬剤師に期待される役割 ～認知症医療の特殊性と望まれる対応～

〔役割17〕

背景
必要性

- 認知症に対する誤解と偏見が根強い
→ 地域や医療現場での啓発や気づき
- 増加する認知症患者に対応する専門医・専門医療機関等が少ない
→ 地域の医療機関・薬局での対応や連携
- 医療のみでの対応には限界がある
→ 医・歯・薬の連携、介護、行政、地域との連携

- 認知症の早期発見・早期対応の重要性の理解
- 認知症の診断、治療・ケア、連携に関する知識の習得
- 認知症の人と家族を支える方法の理解と地域での実践

〔役割 16〕

認知症施策推進大綱では、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが掲げられ、「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になつても進行を緩やかにする」ことであるとしている。

一般的に認知症の予防は、一次予防(認知症の発症遅延や発症リスク低減)として、運動不足の改善と糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持、介護予防の事業や健康増進事業と連携、二次予防(早期発見・早期対応)として、かかりつけ医、保健師、薬剤師等による健康相談、認知症初期集中支援チームによる訪問活動、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携、三次予防(認知症の進行の予防と進行遅延)として、重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応、認知症バリアフリー、不安の除去と安心・安全な生活の確保、などが代表的であり、それぞれの予防の段階において薬剤師が果たすべき役割は大きい。

〔役割 17〕

これまで認知症に関連した施策が推進されてきたが、未だに解消すべき様々な問題と課題が残されている。具体的には、認知症に対する誤解と偏見が根強く、早期の診断や鑑別診断が難しい場合があり、増加する認知症患者に対し専門医・専門医療機関等が少なく、医療のみでの対応には限界がある、などの認知症医療の特殊性が影響している。

それらの特徴への対応として、地域や医療現場での啓発や気づき、医療の専門性を活かした医師・歯科医師・薬剤師等による医療連携、介護、行政、地域との連携、などの重要性を十分に考慮した医療の提供や地域での取り組みなどの対応が望まれている。そのためには、全ての医療職が、認知症の早期発見・早期対応の重要性の理解、認知症の診断、治療、ケア、連携に関する知識の習得、認知症の人と家族を支える方法の理解と地域での実践、などが期待されていている。本研修がそのための一助となることを期待する。

基本知識 編

ねらい：認知症に関する基本的な知識を理解する

到達目標：

- 認知症の主な原因疾患及びその症状や経過等を理解する
- 認知症の診断基準及びアセスメントのポイントを理解する
- 薬剤師にとって必要な診断・アセスメントの知識について理解する

認知症の概念

〔基本知識1〕

認知症とは

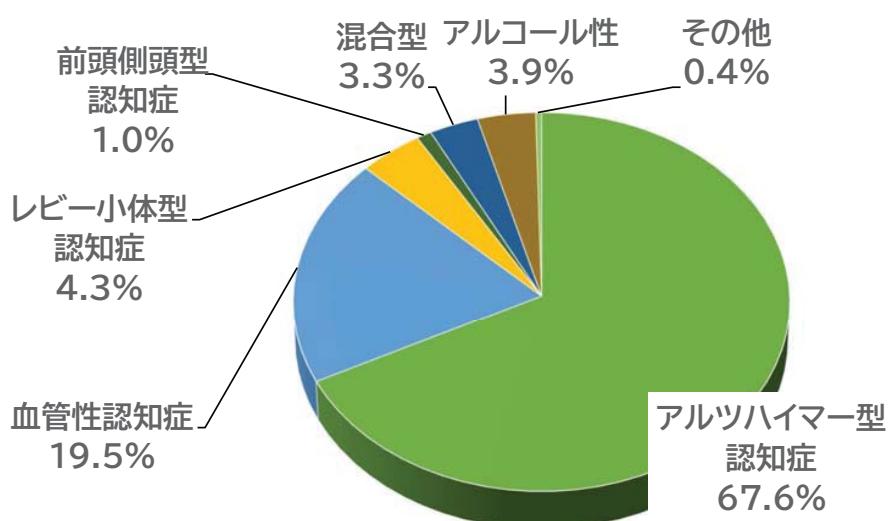
『一度正常に発達した認知機能が後天的な脳の障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態』

※ 認知機能の低下は、せん妄や他の精神疾患(うつ病や統合失調症など)では説明されない。

※ 各診断基準で記憶障害は必須条件ではなく、早期に記憶が保たれている場合もあることに配慮すべきとしている。

認知症の原因疾患

〔基本知識2〕



「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成25年5月報告)を引用

〔基本知識 1〕

認知症とは『一度正常に発達した知的機能が後天的な脳の障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態』と定義され、多種の原因疾患や病態が含まれる。臨床診断は、問診、身体的診察、神経学的診察を行い、認知症の有無、症状、重症度を把握し、血液検査、認知機能検査、脳画像検査、脳髄液検査などを行い、認知症の病型診断を行う。これまで認知症の診断基準は何度も改訂が行われてきたが、現在は米国精神医学会の精神障害の診断と統計マニュアル第 5 版(DSM-5)や世界保健機関(WHO)の国際疾病分類第 11 回改訂版(ICD-11)における認知症の診断基準が用いられている。

いずれの診断基準でも、「認知機能の低下は、せん妄や他の精神疾患(うつ病や統合失調症など)では説明されないこと」とされ、さらに各診断基準で記憶障害は必須条件ではなく、早期に記憶が保たれている場合があることにも十分に配慮するべきとしている。

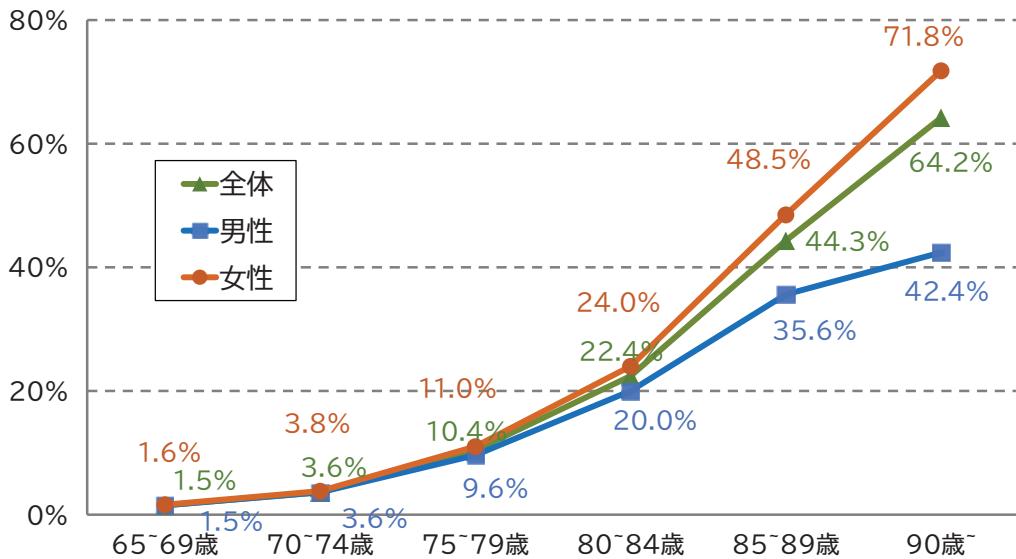
〔基本知識 2〕

認知症や認知症様の症状をきたす疾患には、様々な原因疾患や病態が含まれる。調査の時期や地域、対象、診断基準などにより頻度は異なるが、ここでは厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応.平成 23～平成 24 年度総合研究報告書;2013」を元に作成した認知症の原因疾患の頻度を示す。

アルツハイマー型認知症は 67.6%を占め、最も頻度が高い。次いで血管性認知症が 19.5%。レビー小体型認知症(認知症を伴ったパーキンソン病を含む)が 4.3%、前頭側頭型認知症(前頭側頭葉変性症)が 1.0%であった。初期症状のみでの確定的な診断は難しいことがあり、確定診断名がついているケースでも、関わる全ての人々による注意深い観察と評価が重要である。さらにより高齢の認知症患者では一つの疾患のみではなく複数の認知症性疾患が重複している可能性も考慮すべきである。

年齢階級別の認知症の有病率

〔基本知識3〕



※平成24年時点の推計は厚生労働科学研究費補助金「認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」平成24年度総合研究報告書による。平成30年時点の推計は日本医療研究開発機構「認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究（研究代表者二宮教授）において開始時に悉皆調査を行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町のデータ解析の当初の結果である。

認知症の診断 (ICD-11)

〔基本知識4〕

- A 認知領域(記憶、実行機能、注意、言語、社会的認知及び判断、精神運動速度、視覚認知又は視空間認知)のうち2つ以上が以前のレベルから低下しているという特徴を持つ後天的な脳症候群である。
- B 認知機能の低下は正常加齢によるものではなく、日常生活活動の自立を有意に妨げる。
- C 利用可能な根拠に基づき、認知機能障害は脳に影響する神経学的あるいは医学的な状況、外傷、栄養欠乏、特定の物質や薬剤の慢性的使用、重金属やその他の毒物によるものと考えられる。

ICD-11 (International Classification of Diseases 11th Revision) , WHO

〔基本知識 3〕

年齢階級別の認知症の有病率を 65 歳以降の 5 歳ごとの年齢階級で全体、及び男女別に示した。認知症の有病率は、全体で 75～79 歳では 10.4%、80～84 歳では 22.4%、85～89 歳では 44.3%、90 歳以上では 64.2% と顕著に増加し、89 歳までの階級で有病率は倍増する。男女別では、女性の方が有病率は全体的に高い。認知症患者の 8 割弱は 80 歳以上であり、80 歳以上の患者の約 8 割と女性が占めている。

〔基本知識 4〕

2018(平成 30)年 6 月に公表された世界保健機関(WHO)の国際疾病分類の第 11 回改訂版(ICD-11)による認知症の記述を示す。認知症イコールアルツハイマー型認知症ではない。

認知症の定義として、加齢ではなくかつ後天的な変化によって日常生活や社会生活に支障をきたすような状態である。記憶力が必ずしも低下していなければならないわけではなく、実行機能、注意、言語、社会的認知及び判断、精神運動速度、視覚認知又は視空間認知(各領域の説明は次のスライドにて説明)の認知領域のうちの 2 つ以上が障害されている場合でも認知症の診断となる。

認知機能の障害

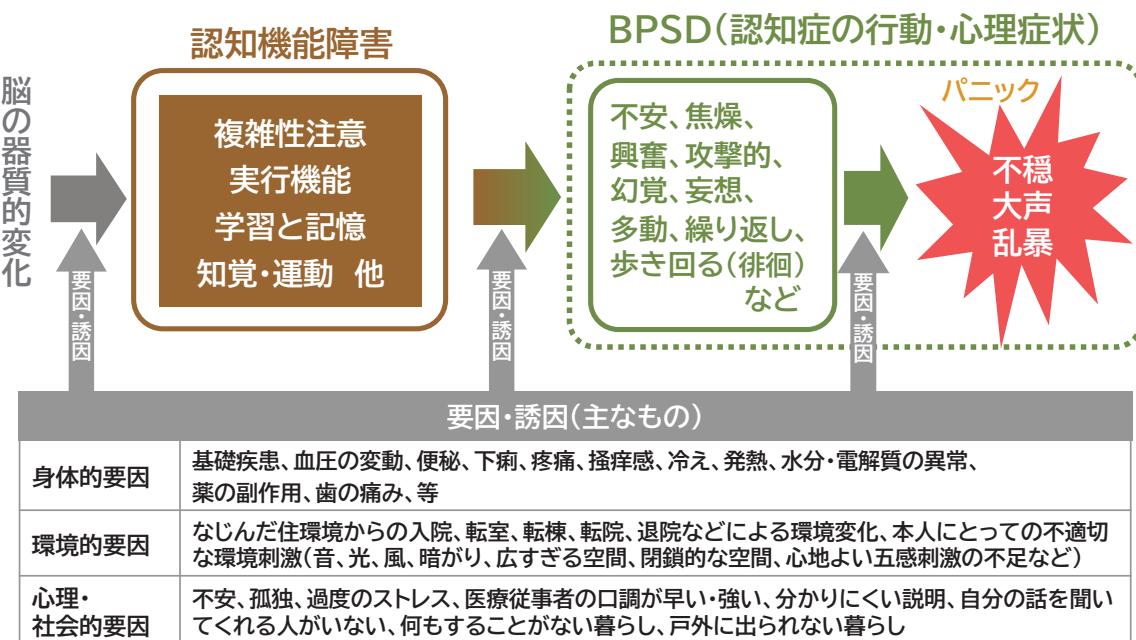
[基本知識5]

記憶	以前に言ったことを忘れて同じことを何度も言う、物を置いた場所を忘れて捜しまわる等
実行機能	自発的に、計画的に、効果的に、合目的的に行行為を遂行することが困難、個々の認知機能を使いこなすことが難しい等
注意	注意が持続できない、必要な刺激だけに注意を向けられない、複数の事柄に注意を振り分けられず、同時進行が困難等
言語	呼称の障害、流暢性の障害、理解の障害、復唱の障害等
社会的認知 及び判断	他者の思考や感情を類推できない、同情や共感の喪失等
精神運動速度	情報処理速度の低下、思考や作業に時間がかかる
視覚認知又は 視空間認知	知っている人の顔や物を見ても分からぬ、片側の視野が見えにくい、図形の模写が困難、道に迷う等

ICD-11 (International Classification of Diseases 11th Revision) , WHO

認知症の症状と要因・誘因

[基本知識6]



永田久美子「11 認知症高齢者の理解とケアの変遷」正木治恵 監修「改訂版老年看護学」日本放送出版協会

〔基本知識 5〕

解説なし

〔基本知識 6〕

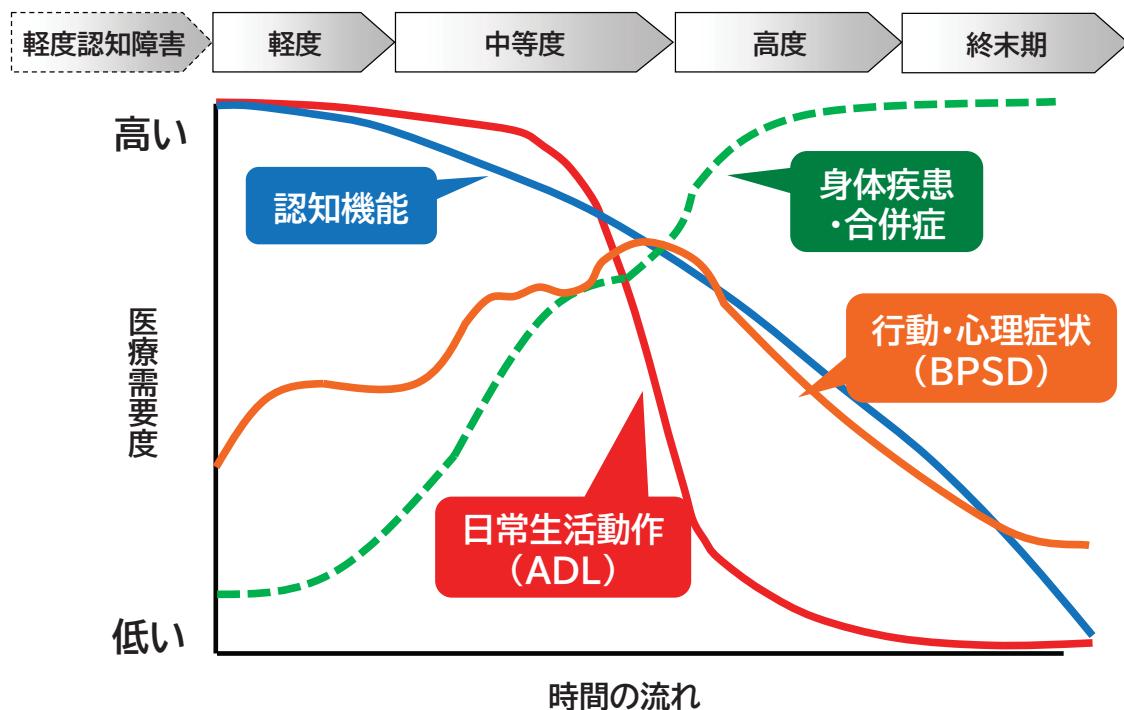
日常診療において留意すべき認知症の症状と、それらを引き起こす要因や誘因についての関係を示す。

認知症では、脳の器質的変化により、「複雑性注意」「実行機能」「記憶」「知覚・運動」などの認知機能障害が生じる。さらに、この認知機能障害により、不安や焦燥、興奮、攻撃的言動、幻覚、妄想、多動、繰り返し、歩き回る(徘徊)などの行動・心理症状(BPSD)が引き起こされる。これらのBPSDが、さらに不穏な言動や大声を出す、乱暴な行為などの著明な精神症状としてのBPSDとして現れる。この過程において身体的要因、環境的要因、心理・社会的要因などが要因や誘因となり、BPSDを引き起こしたり、悪化させたりする。そのためBPSDの予防や治療を行う際には、スライドで示した様々な身体的要因、環境的要因、心理・社会的要因や誘因などを理解し、それらに対して適切な評価や対応することが重要である。

変性疾患の場合の認知症の経過

〔基本知識7〕

認知症の進行とともに医療需要度は変化する



アルツハイマー型認知症の診断

〔基本知識8〕

- A. 典型的には最初に記憶障害が潜行性に出現する
- B. ゆっくりではあるが着実に以前の認知機能のレベルから悪化し、疾患の進行とともに他の認知領域(実行機能、注意、言語、社会的認知及び判断、精神運動速度、視覚認知又は視空間認知)の障害を伴ってくる
- C. しばしば疾患の初期の段階で抑うつ気分やアパシーのような行動・心理症状を伴い、より進行した段階で精神病症状、易刺激性、攻撃、錯乱、歩行や移動の異常や痙攣を来す可能性がある
- D. 遺伝子検査で陽性であること、家族歴、徐々に認知機能が障害されることはアルツハイマー型認知症であることを強く示唆する

ICD-11 (International Classification of Diseases 11th Revision), WHO

〔基本知識7〕

変性疾患の場合の認知症の経過と医療需要度の関係を示す。

認知症の経過は、原因疾患や類型によって一様ではなく、個人差も大きいが、アルツハイマー型認知症などの緩徐に進行する変性疾患の場合の一般的な経過と医療ニーズを把握することによって、認知症の地域ケアにおける薬剤師としての役割を見出すことができる。認知症の医療には、認知症そのものに対する医療、認知機能の低下や行動・心理症状(BPSD)の増悪要因となる心身状態の改善を図るための医療、認知症の人が罹った一般的な身体疾患に対する医療、やがては看取りに至るまでの全人的医療が必要となる。

本人や家族の心理に配慮しつつ、時間の経過と認知症のステージごとに変化する「認知機能」、「日常生活動作」、「身体疾患・合併症」、「行動・心理症状」などへの医療需要度を常に意識しながら、個々の患者の病状の把握や治療、生活の支援に結び付ける姿勢が求められている。

〔基本知識8〕

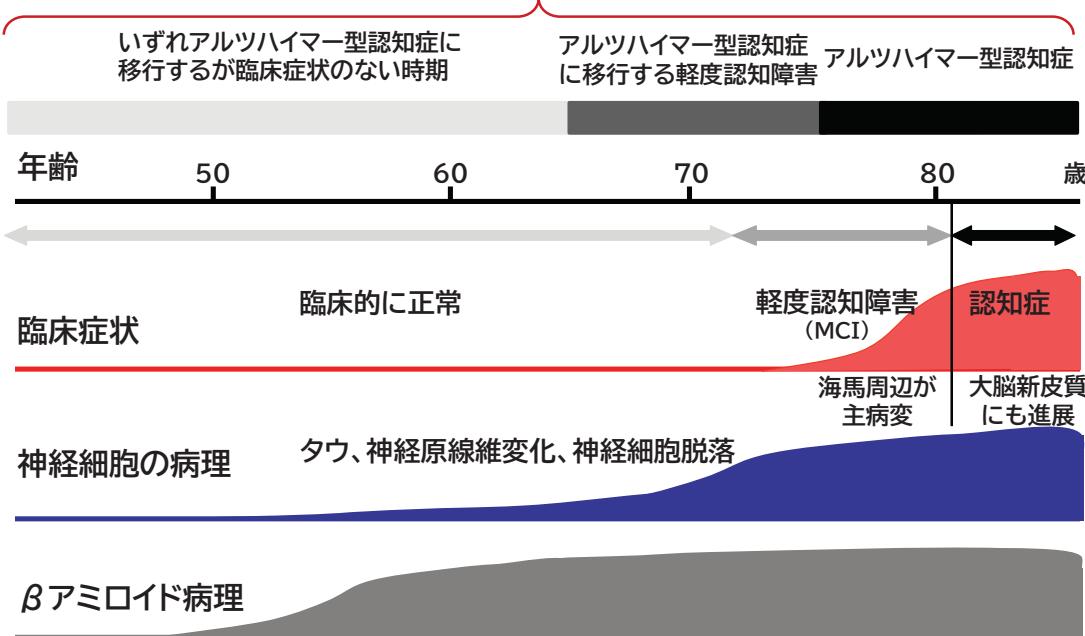
ICD-11におけるアルツハイマー型認知症の記述である。

初発症状が記憶障害であることが多く、進行とともに他の認知領域の障害を伴つてくる場合が多い。生活環境によっては記憶障害が見過ごされており、様々な行動・心理症状を来て初めて受診する場合も多い。抑うつ気分といった意欲低下、また、アルツハイマー病の原因遺伝子変異が確認されたり、家族歴があつたり、徐々に認知機能が障害されることが本疾患であることを示唆する。

アルツハイマー病とアルツハイマー型認知症

〔基本知識9〕

臨床症状が出現する前からアルツハイマー病変化は潜在的に進行している
これらのすべての時期がアルツハイマー病



アルツハイマー型認知症の早期発見のポイント

〔基本知識10〕

【初期に多い症状】

- **記憶障害**が目立つことが多い。
(同じことを何度も尋ねる、約束事を忘れる、同じものを買うなど)
- **遂行機能障害**を周囲に気づかれる。
(仕事でミスが増えた、料理が順序良くできなくなったりなど)
- 日付や場所の**見当識障害**が目立つこともある。
(受診日に通院しない、外出先で迷うなど)
- **精神症状**が先行する、もしくは伴うことが多い。
(意欲や関心が低下する、何事にも自分で取り組まなくなったりなど)

【特徴的な所見】

- 麻痺などの**神経学的所見**はない。
- 取り繕いや**振り返り症候**がある。
- **病識がない**もしくは**乏しい**。

〔基本知識 9〕

従来、用語としてアルツハイマー病とアルツハイマー型認知症はほぼ同義として扱われてきた。近年の PET や脳脊髄液検査などを用いた研究により、臨床症状が出現していない時期から脳内のアルツハイマー病変化がとらえられるようになった。いずれアルツハイマー型認知症に移行するが臨床症状のない時期を preclinical AD とし、その後時間の経過とともに β アミロイドが脳内に蓄積し、さらにタウ蛋白の蓄積や神経原線維変化、神経細胞脱落などの神経細胞の病理学的な変化などのアルツハイマー病変化がおこり、軽度認知障害の時期 (AD による軽度認知障害: MCI due to AD) を経て認知症を発症する。

この全病期をアルツハイマー病、認知症の発症後をアルツハイマー型認知症とする考え方が提唱されている。このように認知症の様々な臨床症状が出現する前からアルツハイマー病変化は潜在的に進行していることを理解した対応が望まれている。

〔基本知識 10〕

アルツハイマー型認知症の早期発見のためのポイントをまとめた。

記憶障害が潜在性に発症し、多くは内容に基づく分類では出来事記憶障害、保持時間に関する分類では近時記憶障害が特徴的である。約束を忘れたり、物の置き場所がわからなくなったり、話したことを忘れて同じ話を繰り返したりする。進行に伴い見当識障害や遂行機能障害、視空間認知障害が徐々に加わる。見当識障害は、時間→場所→人の順に進むことが多い。比較的早期から遂行機能障害が認められることが多く、仕事や家事などの日常業務に支障を來すようになる。視空間認知の障害が目立つこともあり、時計、立方体や複雑な図形の描画模写が困難となり、近所でも道に迷うようになる。初期には抑うつやアパシー等を伴うことが多い。取り繕い反応や振り返り徵候、病識のなさ、もの盗られ妄想なども特徴的な症状である。他の疾患と異なり、早期から著明な局所症状を認めることは稀である。

血管性認知症の診断

〔基本知識11〕

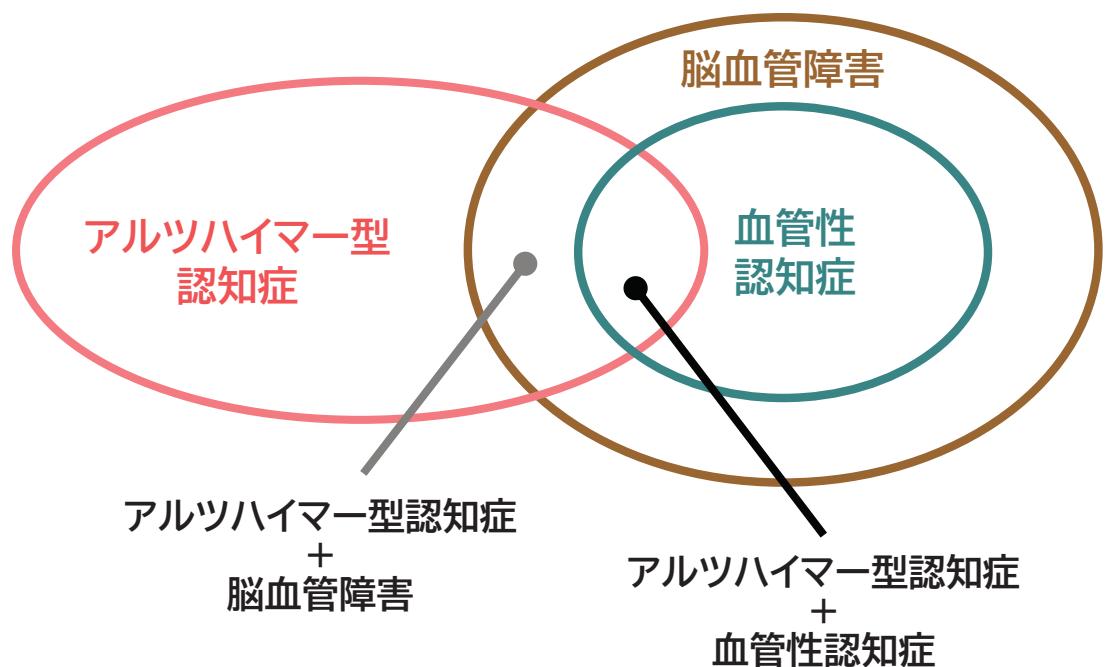
- A. 認知機能障害の発症が1回以上の脳血管障害のイベントと時間的に関連している
- B. 認知機能障害は典型的には情報処理速度、複雑性注意、前頭葉性実行機能において最も顕著である
- C. 病歴、身体診察、神経画像検査から認知機能障害を十分に説明できる脳血管障害が存在する証拠がある

※ 虚血性又は出血性の脳血管疾患により脳実質が損傷されることに起因する

ICD-11 (International Classification of Diseases 11th Revision) , WHO

脳血管障害と認知症の関係

〔基本知識12〕



〔基本知識 11〕

ICD-11 の血管性認知症に関する記述を示す。

認知機能障害の発症と脳血管障害のイベントが時間的に関連している、血管性認知症に認められることが多い情報処理速度、複雑性注意と実行機能の障害が明らかであること、病歴、身体所見、画像所見で認知機能障害を十分に説明できる脳血管障害が存在することが重要である。

〔基本知識 12〕

脳血管障害と認知症の関係を示す。

従来は脳卒中の既往や画像検査で脳梗塞を認める場合や運動麻痺や構音障害などの局所神経症状があれば血管性認知症と診断される傾向があった。また、アルツハイマー型認知症と血管性認知症は本来異なる疾患であり、両者の併存は混合型認知症ととらえられていた。しかし実際の高齢者では、様々な程度に脳血管障害が合併していることが多く、さらに縦断的な観察では、アルツハイマー型認知症の経過のなかで脳血管障害を合併したり、潜在性のアルツハイマー型認知症が脳血管障害を契機に顕在化したりすることもある。

一方で脳血管障害を認めても血管障害の範囲や場所によっては認知機能障害を引き起こさないこともある。経過や臨床症状、画像所見などを考慮し、アルツハイマー型認知症のみ、アルツハイマー型認知症と脳血管障害、アルツハイマー型認知症と血管性認知症、血管性認知症のみ、といった適宜の評価や診断が重要である。

血管性認知症の早期発見のポイント

〔基本知識13〕

【初期に多い症状】

- **記憶障害よりも遂行機能障害が目立つ。**
(記憶力はある程度保てているが、携帯電話が使えなくなったり、料理が順序良くできなくなったりなど)
- **動作の緩慢さ、意欲や自発性の低下、抑うつ、傾眠**などが脳血管障害のエピソード後に持続する。

【特徴的な所見】

- 脳血管障害に伴う**局所症状(麻痺、嚥下障害など)**を認める。
- 脳血管障害を起こすたびに**階段状に悪化**している。
- **斑な認知機能障害、歩行障害や構音障害など。**

※ 多発性ラクナ梗塞やBinswanger病といった深部白質の虚血性病変(小血管病)では、脳卒中との関連がはっきりせず緩徐に進行することがある。

レビー小体型認知症の早期発見のポイント

〔基本知識15〕

【初期に多い症状】

- **もの忘れに対する自覚がある**
(動搖性があり注意障害を伴う点でもアルツハイマー病と異なる)
- **人物や小動物、虫など幻視や錯視**
(鮮明で生々しい幻視にもかかわらず本人は困惑していない)
- **レム睡眠行動障害**
(大声の寝言、眠っているときの激しい体の動き)
- **動作緩慢や歩行障害に伴う易転倒性**
- **便秘や起立性低血圧などの自律神経症状**
- **嗅覚の障害、抑うつ、不安、妄想など**

【特徴的な所見】

- 症状の**日内変動**がある。
- 質問や支持動作への**反応が緩徐**である。
- 取り繕いや振り返り症候がない。

〔基本知識 13〕

血管性認知症の早期発見のためのポイントをまとめた。

血管性認知症は、虚血性又は出血性の脳血管疾患により脳実質が損傷されることに起因する認知症の総称であり、血管障害による病変の数、大きさ、場所によって多彩な症状を呈する。小さな梗塞でも認知障害を呈することもある。

記憶障害が軽いことが多く、脳卒中のエピソード後に認知機能が低下していれば強く疑う。早期から局所症状を認め、意欲の低下、感情失禁、歩行障害、構音障害、嚥下障害、麻痺、失禁などが目立つことが多いため、診察には神経学的診察が欠かせない。高血圧症、糖尿病、脂質代謝異常、大量飲酒など脳梗塞や脳出血の危険因子を有することが多い。複数の梗塞による場合は、まだらな認知機能障害と脳卒中発作後に階段状に進行することも特徴であるが、多発性ラクナ梗塞やビンスワンガー病といった深部白質の虚血性病変(小血管病)では脳卒中との関連がはっきりせず緩徐に進行することがある。

〔基本知識 15〕

レビー小体型認知症の早期発見のためのポイントをまとめた。

病初期には、記憶障害が目立たないことが少なくないため、記憶障害以外の注意障害や視空間認知障害、遂行機能障害などの有無を検討することが重要である。さらに中核症状以外にも多彩な臨床症状を呈しうる。また注意機能をはじめとした認知機能が変動し、数分、数日、月単位で症状が変動する。パーキンソン症状では、振戦は比較的少なく、動作緩慢、姿勢反射障害、歩行障害が目立つことが多い。睡眠のレム期に大きな寝言や叫び声をあげたり、手足を動かしたりするレム期睡眠行動異常症が前駆段階からしばしばみられる。嗅覚障害、便秘や起立性低血压などの自律神経症状、抑うつ、アパシーなどが早期よりみられる場合がある。

臨床症状の出現時期や重症度、進行の速度には個人差が大きい。認知機能障害以外にも全身の症状に注目することが重要である。

前頭側頭葉変性症(FTLD)の概念

〔基本知識16〕

1) 定義：主として初老期に発症し、大脳の前頭葉や側頭葉を中心に神経変性を来たし、人格変化や行動障害、失語症、認知機能障害、運動障害などが緩徐に進行する

2) 分類：**前頭側頭葉変性症** (frontotemporal lobar degeneration:FTLD)



3) 特徴：

- ・頻度は、ADの10分の1以下で性差はない。
- ・高齢で発症する例も存在するが、70歳以上で発症する例は稀である。家族歴を有することがある。
- ・bvFTDとSDは指定難病(平成27年から)

公益財団法人難病医学研究財団 / 難病情報センター

前頭側頭葉変性症の早期発見のポイント

〔基本知識17〕

初期には記憶障害は目立たず、神経学的所見は特に認めない

分類	初期に多い症状	特徴的な所見
行動障害型 前頭側頭型認知症	<ul style="list-style-type: none">・脱抑制的行動・常同行為 (時刻表的生活・反復行為)・食行動異常 (過食・嗜好変化・口唇傾向)・無関心・共感の欠如	<ul style="list-style-type: none">・病識の欠如・「我が道を行く行動」・診察中の立ち去り行為・社会のルールが守れない
意味性認知症	<ul style="list-style-type: none">・言葉の意味が分からぬ (「利き手」「季節」など)・物や人の名前が出てこない	<ul style="list-style-type: none">・会話が迂遠になる・質問の意味が理解できない
進行性非流暢性 失語症	<ul style="list-style-type: none">・発話自体がゆっくりで努力性になる	<ul style="list-style-type: none">・発語の開始が困難となる (会話中のどもりや途切れ)

〔基本知識 16〕

前頭側頭葉変性症は、主として初老期に発症し、大脳の前頭葉や側頭葉を中心に神経変性をきたし、人格変化や行動障害、失語症、認知機能障害、運動障害などが緩徐に進行する疾患の総称である。スライドの分類は、2011(平成 23)年に提唱された診断基準(臨床的分類)である。前頭前野の萎縮により行動異常を主体とする行動障害型前頭側頭型認知症(bvFTD)と言語障害を主体とする言語障害型前頭側頭型認知症に分類された。

言語障害型は更に萎縮の部位と臨床症状により、意味性認知症(SD)と進行性非流暢性失語症(PNFA)に分類される。前頭葉や側頭葉に限局した神経細胞の脱落がみられ、残存神経細胞にはタウ蛋白や TDP-43、FUS などの異常蛋白が蓄積していることが知られているが、その原因は解っていない。主な特徴はスライドの通りである。bvFTD と SD は指定難病に認定され、公的支援を受けるためには早期の正確な診断が重要である。

出典

Rascovsky K et al. Sensitivity of revised criteria for the behavioural variant of frontotemporal dementia. Brain, 134: 2456–2477

〔基本知識 17〕

前頭側頭葉変性症の早期発見のためのポイントをまとめた。

いずれのタイプでも発症と進行は緩徐で初期には記憶障害や視空間機能障害などが目立たないことが特徴である。

行動障害型前頭側頭型認知症では、前頭葉機能の障害としての脱抑制行動、共感や感情移入の欠如、固執・常同性、食行動変化、口唇傾向などの行動異常が前景に立つ。そのため成人の発達障害やうつ病、強迫性障害など他の精神疾患と診断されることも稀ではない。

意味性認知症では、単語の呼称障害と理解障害を中心とする語義失語(物の名前が分からない、単語の意味が理解できないなど)、表層性失読(団子を「だんし」、三日月を「さんかづき」と読むなど)が目立つ。失語症状のためアルツハイマー型認知症と間違われることも多い。発語失行や複雑な文の理解障害などが目立つ。発話における失文法と不規則な音韻の誤りや歪みが特徴であり、努力性発話や発話開始困難を伴い、会話も途切れる。

画像診断の意義と重要性

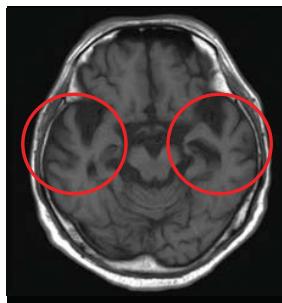
〔基本知識18〕

- 『高齢者でももの忘れがあるから認知症である』と容易に診断せずに、診断には必ず器質性の脳病変の有無を検出する必要がある。
- 疾患によっては、確定診断には、脳波検査や他の画像検査(SPECTやPET、ダットスキャン®、MIBG心筋シンチなどの核医学検査を含む)、神経心理学的検査、血液検査、髄液検査などが必要となる。
- 自院で頭部CT検査や脳MRI検査などが施行できない場合には、施行が可能な施設への依頼や認知症サポート医や専門医との連携を検討する。

各認知症の典型的なMRI画像

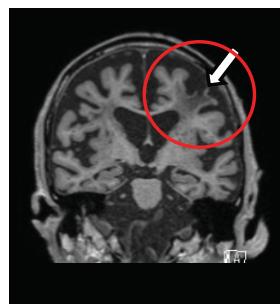
〔基本知識19〕

アルツハイマー型認知症



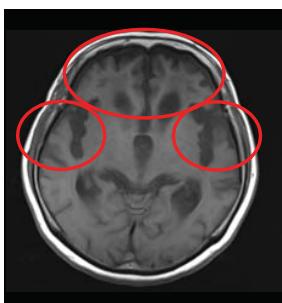
海馬、側頭葉内側の萎縮

血管性認知症



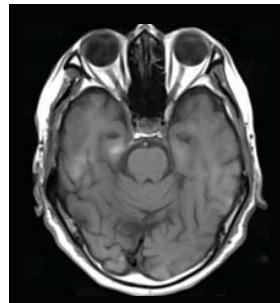
多発する皮質下梗塞や灌流域の高度の白質病変(低灌流型)

前頭側頭葉変性症



前頭葉または側頭葉前部、あるいはその両方の限局性萎縮

レビー小体型認知症



海馬・側頭葉の萎縮は目立たない

〔基本知識 18〕

認知症の診断に際して画像診断の役割は大きい。『高齢者でもの忘れがあるから認知症である』と容易に診断せずに、診断には必ず器質性の脳病変の有無を検出する必要がある。画像検査は、認知症の病型診断の補助としても重要である。また、脳出血や慢性硬膜下血腫といった認知症に類似した状態が引き起こされていないかどうかを含め、治療可能な認知症を見逃さないためにも、認知症と診断した場合には、頭部 CT 検査や頭部 MRI 検査などの形態画像検査を実施することが望ましい。

疾患によっては、確定診断には、脳波検査や他の画像検査(SPECT や PET、ダットスキャン®、MIBG 心筋シンチなどの核医学検査を含む)、神経心理学的検査、血液検査、髄液検査などが必要となる。

〔基本知識 19〕

変性性認知症の評価には T1 画像がより有効である。萎縮の部位、程度の評価のためには3方向(横断、矢状断、冠状断)で撮像する事が望ましい。また、各認知症においても頭部画像評価のみで診断をすることは極めて危険であるため臨床症状とともに評価し、画像は参考程度とするべきである。

アルツハイマー型認知症は、海馬、側頭葉内側部の萎縮が特徴であるが、萎縮が軽微である場合、年齢的な萎縮を伴う場合も多いため、他の部位と比較しての萎縮評価が重要である。

血管性認知症の画像パターンは①多発梗塞性、②戦略的な部位の単一病変、③小血管病変(多発ラクナ梗塞、Binswanger 病)、④低灌流、⑤脳出血の大きく5つに分類される。小血管病性が最も多いが、CT、MRI 上の白質病変は高齢者や他疾患でもしばしば認められるため、これを根拠に血管性認知症と診断するべきではなく、変性性認知症と血管障害の合併を常に念頭に置く必要がある。

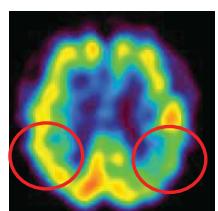
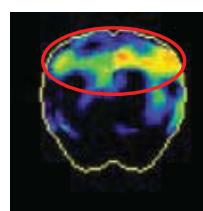
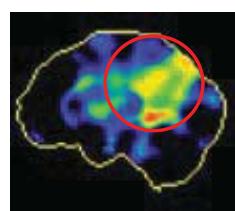
前頭側頭型認知症では、著明な前頭葉、側頭葉の萎縮が見られる場合が典型的であるが、失語症状中心の場合は前頭葉の萎縮が目立たない事も多く、症状により画像が異なる事に注意が必要である。

レビー小体型認知症では、頭部 MRI では萎縮が目立たないことが特徴である。症状が顕著であるのに萎縮が目立たない場合は、本疾患を疑う手掛かりとなる場合がある。

各認知症の典型的な機能画像

〔基本知識20〕

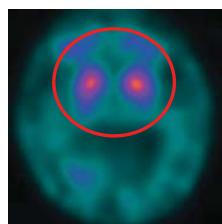
アルツハイマー型
認知症



脳血流シンチ

後部帯状回、楔前部、側頭頭頂連合野の血流低下

レビー小体型
認知症

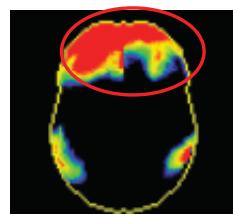
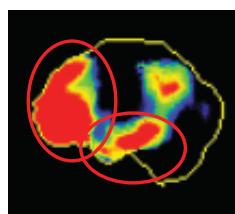


大脳基底核での取り込み低下



取り込み低下

前頭側頭葉
変性症



脳血流シンチ

前頭葉または側頭葉
前部、あるいはその両
方の血流低下
(脳血流シンチ)

認知症診断のフローチャート

〔基本知識21〕

認知症の疑い・認知機能障害の疑い

認知症と鑑別
すべき状態や疾患

- 除外 → 加齢による健忘(正常範囲内)
- 除外 → 軽度認知障害
- 除外 → せん妄
- 除外 → うつ病
- 除外 → 薬物の影響
- 除外 → アルコールによる影響
- 除外 → 他の精神障害(妄想性障害、知的障害など)

治療により改善が
見込める認知症

- 除外 → 内分泌・代謝疾患
- 除外 → 炎症性疾患(脳炎)
- 除外 → 正常圧水頭症
- 除外 → 脳腫瘍
- 除外 → 慢性硬膜下血腫
- 除外 → てんかん

認知症

『認知症トータルケア』日本医師会を改変

〔基本知識 20〕

シンチグラフィ検査は頭部 MRIとともに評価する事により診断の精度を上げることができる。

アルツハイマー型認知症は、脳血流シンチでは後部帯状回、楔前部、側頭頭頂連合野の血流低下が特徴である。初期にはその一部の変化のみの場合もあるため経時的に評価する事も有用である。一方で、脳血管障害や脳血流低下による血流低下を伴う場合があるため、頭部 MRIを含めて評価する事が重要である。

レビー小体型認知症では、DAT スキャン®において線条体におけるドパミントランスポーター(DAT)の取り込み低下を認め、ドパミン神経の変性・脱落を評価する事ができる。ドット型の集積低下を示す。選択的セロトニン取り込み阻害薬などの中には影響を与える薬剤があるため、内服薬は注意が必要である。MIBG 心筋シンチグラフィは心臓の交感神経の変性・脱神経を評価しているが、MIBG の心筋への取り込み低下が本疾患での特徴となる。心疾患や糖尿病でも低下を示すため、合併疾患には留意すべきである。

前頭側頭型認知症では、前頭葉および側頭葉を中心に血流低下を示すが、意味性認知症などの失語症状を中心の疾患群では側頭葉前部を中心とした低下や、左右差を伴う事がしばしばあるため留意すべきである。

〔基本知識 21〕

認知症の臨床診断では、問診、身体的診察、神経学的診察を行い、認知症の有無、症状、重症度を把握し、認知機能検査、脳画像検査、血液検査、脳脊髄液検査などを行い、認知症の病型診断、除外診断、鑑別診断を行う。

認知症診断のフローチャート(例)をスライドに示した。認知症の疑い・認知機能障害の疑いがある場合に、まず、認知症と鑑別すべき状態や疾患などを除外し、さらに、治療により改善が見込める内科的疾患・外科的疾患を除外していく。その後、検査等により、変性性・血管性認知症の鑑別を進める。

このプロセスの中で、加齢による健忘(正常範囲内)、軽度認知障害、せん妄、うつ病、薬剤の影響、アルコールの影響、他の精神障害(妄想性障害、知的障害など)などを除外し、さらに内分泌・代謝疾患、炎症性疾患(脳炎)、正常圧水頭症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、てんかんなど治療により改善が望める認知症を見逃さないことが重要である。

加齢に伴う生理的健忘の特徴

【基本知識22】

生理的健忘と病的健忘の鑑別点の要点

	生理的健忘	病的健忘 (アルツハイマー型認知症)
もの忘れの内容	一般的知識など	自分の経験した出来事
もの忘れの範囲	体験の一部	体験した全部
進行	進行・悪化しない	進行していく
日常生活	支障なし	支障あり
自覚	あり	なし
学習能力	維持されている	新しいことが覚えられない
日時の見当識	保たれている	障害されている
感情・意欲	保たれている	易怒性、意欲低下

軽度認知障害

(MCI : Mild Cognitive Impairment)

【基本知識23】

定義・分類

- 正常と認知症の中間の状態。記憶障害を主体とする健忘型MCIとその他の障害による非健忘型MCIに分類される

健忘型MCIの特徴

- 記憶障害の訴えが本人または家族から認められる
- 日常生活動作は正常
- 全般的認知機能は正常
- 年齢や教育レベルの影響のみでは説明できない記憶障害が存在する
- 認知症ではない

(Petersen RC et al. Arch Neurol 2001)

特徴

- 軽度認知障害から認知症へのコンバージョンは専門医による追跡では9.6%/年、地域研究では4.9%/年。一方で正常なレベルに回復する人もいる。

(Mitchell AJ, Acta Psychiatr Scand. 2009)
(Shimada H et al. J Am Med Dir Assoc. 2017)

[基本知識 22]

生理的健忘(加齢に伴うもの忘れ)と病的健忘(認知症のもの忘れ)の鑑別点の要点をまとめた。「もの忘れの内容」、「もの忘れの範囲」、「進行」、「日常生活」、「自覚」、「学習能力」、「日時の見当識」、「感情・意欲」などの項目で前者と後者とでは表に挙げた特徴を認める。

具体的に一部を挙げると、「もの忘れの内容」に関しては、前者が体験の一部であるのに対し後者は体験すべてを忘れてしまうという違いがある。また、「進行」に関しては、前者は半年～1年では進行することはないが、後者では進行性の変化がみられる。「日付の見当識」では、前者であれば見当識障害は伴わないが、後者であればしばしば時間の失見当がみられる。「自覚」では、後者ではもの忘れに対する自覚は前者に比べて乏しい。それぞれの特徴を把握するための問診が重要である。

出典

東京都高齢者施策推進室:「痴呆が疑われたときに-かかりつけ医のための痴呆の手引」(1999)

[基本知識 23]

軽度認知障害(MCI:Mild Cognitive Impairment)とは本人、もしくは周りの人からもの忘れがあると認識され、年齢に比し、記憶力が低下している状態(1.5SD 以下)と定義され、正常と認知症の中間の状態を指す。

健忘型 MCI の特徴は、①記憶障害の訴え、②ADL は正常、③全般的認知機能は正常、④記憶障害が存在、⑤認知症ではない、ことである。MCI は、その一部がアルツハイマー型認知症などへ進展するとされ、専門医の追跡では平均で年間約 10%が認知症に転換すると報告されている。一方で正常なレベルに回復する例もある。MCI はあくまでも症状での診断であり、その病理学的背景はさまざまであることに留意すべきである。これらに配慮し、本人ならびに家族に対して MCI について適切な情報提供し正しい理解を促す必要がある。

出典

Petersen RC et al. Current concepts in mild cognitive impairment. Arch Neurol. 2001;58:1985–1992.

Mitchell AJ, Acta Psychiatr Scand. 2009

Shimada H et al. J Am Med Dir Assoc. 2017

若年性認知症

〔基本知識24〕

- 認知症は高齢者の病気だと思われがちだが、実際は若い世代でも発症することもある。
- 65歳未満の人が発症する認知症を総じて「若年性認知症」と言う。
- 働き盛り世代や子育て世代の人に発症するため本人だけでなく、家族の生活への影響が大きい。
- 若年性認知症について正しく理解し、早期の気づきと対応、及び適切な支援に繋げることが重要である。

若年性認知症の症状の特徴

〔基本知識25〕

若年性認知症の注意すべき症状の特徴は以下の通り

- 初期のサインが見逃されやすい
- 症状の個人差が大きい
- 抑うつ状態に陥りやすく、不安感が強い
- 介護やケアを受けることへの抵抗感が強い
- 進行が早い傾向がある
- 認知機能の低下と身体機能の低下が並行しない
- 社会的役割や達成感を希求している



※ 確定診断を受けた時には、既に症状が進行していることが少なくない

〔基本知識 24〕

認知症は高齢者の病気だと思われがちだが、実際は若い世代でも発症することもある。65 歳未満の人が発症する認知症を総じて「若年性認知症」と言う。

若年性認知症は高齢発症の認知症と比較して、①発症年齢が若く男性に多い、②本人や周囲が様子の変化には気づくものの認知症が疑われずに適切な医療への受診が遅れがちである、③子の養育や親の介護の時期と重なることが多く、社会経済的な問題が大きい、④働き盛り世代や子育て世代の人に発症するため本人だけでなく、家族の生活への影響が大きい(本人・配偶者の就労継続、子の養育の継続や結婚への影響等)、⑤若年性認知症の本人に適した公的なサービスが少なく、情報量も少ないために適切な支援に結び付きにくい、といった課題があげられる。そのような背景や課題から、若年性認知症について正しく理解し、早期の気づきと対応、及び適切な支援に繋げることが重要である。

〔基本知識 25〕

若年性認知症において注意すべき症状の特徴は、スライドに挙げられている通り、①初期のサインが見逃されやすい、②症状の個人差が大きい、③抑うつ状態に陥りやすく、不安感が強い、④介護やケアを受けることへの抵抗感が強い、⑤進行が早い傾向がある、⑥認知機能の低下と身体機能の低下が並行しない、⑦社会的役割や達成感を希求している、などである。

しかし、実際にはこれらの特徴を認めても適切な医療や支援に結びつかず、確定診断を受けた時には、既に症状が進行していることが少なくない。

若年性認知症の人・家族がおかれている環境や状況は様々ではあり、具体的な対応や必要とする支援も異なるが、これらの特徴を十分に理解した上で、高齢者に限らず、日常の診療や業務において注意深く観察することが重要である。

せん妄の特徴

〔基本知識26〕

定義

- 身体的な要因や薬剤の要因によって急性に出現する意識・注意・知覚の障害であり、症状には変動性がある。

特徴

- 診察する時期によって状態が大きく変化する。
- 高齢者の有病率が高いにもかかわらず、医療従事者でもせん妄の症状が認識されないことが多い。
- 精神疾患や認知症患者では見逃されることが多い。
- 過小評価され、対応が遅れ症状が遷延する傾向がある。

留意点

- 原則可逆性であり、診断と鑑別、治療が重要である。
- 安全な治療・療養環境の確保、適切な検査、精神症状に隠れた身体疾患の鑑別、全身の診察を怠らない。

せん妄とアルツハイマー型認知症の違い

〔基本知識27〕

	せん妄	アルツハイマー型認知症
発症	急激(数時間～数日)	潜在性(数か月～数年)
経過の特徴	動搖性、短時間	慢性進行、長時間
初期症状	注意集中困難、意識障害	記憶障害
注意力	障害される	通常正常である
覚醒水準	動搖する	正常
誘因	多い	少ない
身体疾患	あることが多い	時にあり
環境の関与	関与することが多い	関与しない

[基本知識 26]

せん妄は、認知症と並び高齢者の認知機能障害の原因として最も重要な病態である。せん妄は、「身体的な要因や薬剤の要因によって急性に出現する意識・注意・知覚の障害であり、症状には変動性がある。」と定義され、急性の意識障害の一種である。

一方で高齢者における有病率が高いにもかかわらず、医療従事者でもせん妄の症状が認識されず、精神疾患や認知症患者では見逃されることが多い、などの特徴がある。さらに過小評価され、対応が遅れ症状が遷延する傾向もある。

せん妄は、原則として可逆性であり、認知症との鑑別や原因に基づく治療を行うことが重要である。せん妄が疑われる場合には、安全な治療環境・療養環境の確保を図りつつ、精神症状の評価とともに、一般内科学的診察、神経学的な診察、画像検査、血液検査、服薬歴の調査などを適宜実施し原因の把握に努めつつ、精神症状に隠れた身体疾患を見逃さず、常に全身の診察を怠らないことも重要である。

[基本知識 27]

せん妄とアルツハイマー型認知症の鑑別の要点を示す。

せん妄との最も大きな違いは「発症様式」と「経過の特徴」であり、せん妄は急激で数時間～数日で発症し、症状は動搖性である。一方でアルツハイマー型認知症では潜在性で数か月～数年で症状が現れ、慢性に進行することが特徴である。「何日の夜」「数日前から」と特定できる症状の現れ方の場合は、前者の可能性が高い。注意力の散漫という形での「意識障害」と「幻視」および「運動不穩」は、せん妄の三徴であるが、高齢者では幻視を伴わないこともある。

また、通常は運動不稳のために多動となることが多いが、多動状態を伴わず、不活発な状態となる場合もある。また、「誘因」、「身体疾患」、「環境」などの要因の有無についてもスライドのような特徴がある。

うつ病の特徴

〔基本知識28〕

特徴

- 高齢者では、加齢や心理社会的要因、身体的要因が重なるため頻度も高いが、診断されずに見過ごされることが多い。
- 認知症発症のリスクであり、認知症に併存することもある。

診断

- 以下の症状のうち5つ以上が2週間持続(少なくとも1つは、1)または2))

1) 抑うつ気分	2) 興味、喜びの著しい減退
3) 体重減少、食欲の減退	4) 不眠
5) 精神運動性の焦燥/制止	6) 易疲労性/気力の減退
7) 思考力や集中力の減退/決断困難	8) 無価値観/罪責感
9) 死についての反復思考、自殺念慮	

DSM:Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders

留意点

- 高齢者では、悲観的思考、精神運動激越、心気症、身体症状、精神病症状、うつ病性仮性認知症などが特徴である。
- 自殺の可能性や社会的孤立、身体疾患の影響などへの配慮が重要。

うつ病とアルツハイマー型認知症の違い

〔基本知識29〕

	うつ病(仮性認知症)	アルツハイマー型認知症
発症	急性(週か月単位)	緩徐で潜在性
経過と特徴	比較的短期、動搖性	長期、進行性
自覚症状	存在する、強調する (能力の低下を慨嘆する)	欠如することが多い (能力の低下を隠す)
身体症状	摂食障害、睡眠障害	ないことが多い
考え方	否定的答え(わからない)	つじつまをあわせる
思考内容	自責的、自罰的	他罰的
見当識障害	軽い割にADL障害強い	ADLの障害と一致
記憶障害	軽い割にADL障害強い 最近の記憶と昔の記憶に 差がない	ADLの障害と一致 最近の記憶が主体
日内変動	あり	乏しい

[基本知識 28]

認知症と鑑別すべき疾患としてうつ病は重要である。高齢者では、加齢や心理社会的要因、身体的要因が重なるためうつ病の頻度も高いが、一方で診断されずに見過ごされることが多い。さらにうつ病は、認知症発症のリスクであり、認知症に併存することもある。

DSM の診断基準では、1)抑うつ気分、2)興味、喜びの著しい減退、3)体重減少、食欲の減退、4)不眠、5)精神運動性の焦燥/制止、6)易疲労性/気力の減退、7)思考力や集中力の減退/決断困難、8)無価値観/罪責感、9)死についての反復思考、自殺念慮の9つの症状のうち 5 つ以上が2週間持続(少なくとも1つは、1)または2))する場合にうつ病と診断する。これらの症状以外にも、高齢者では、悲観的思考、精神運動激越、心気症、身体症状、精神病症状、うつ病性仮性認知症など多彩な症状を呈することが特徴的である、自殺の可能性や社会的孤立、身体疾患の影響への配慮が重要である。

[基本知識 29]

うつ病とアルツハイマー型認知症の鑑別の要点を示す。

うつ病は、潜在性に緩徐に発症することはなく、急性(週か月単位)で比較的短期の経過で症状を呈することが特徴である。生活史上の何らかの契機が認められることが多い。通常は長くても数ヶ月前からの発症である。

もの忘れなど認知症症状に対する自覚については、うつ病では自覚が強く、強調したり困惑したりする。アルツハイマー型認知症では自覚症状に対する関心が乏しく、能力の低下を隠したり否定したりする傾向にある。また、うつ病では質問に対しての答え方が全体に緩徐となり、「分からぬ」と否定的に答えるが、アルツハイマー型認知症ではつじつまを合わせようしたり、取り繕おうとしたりする。思考内容に関しても違いがあり、うつ病では自責的あるいは自罰的となる。一方、アルツハイマー型認知症では他罰的となる。

その他、見当識障害、記憶障害、日内変動などでスライドに示した特徴が挙げられる。

薬剤による認知機能の低下

〔基本知識30〕

特徴

- 認知機能低下に服用している薬剤が影響している可能性があり、肝・腎機能障害、多剤併用の高齢者、認知症や神経変性疾患などで出現しやすい。

症状

- 潜在性もしくは亜急性に発症する。
- 服用により経時的に認知機能障害が変化する。
- 注意力の低下が目立つ。(せん妄に類似した症状)
- 薬剤の中止により認知機能障害は改善する。

留意点と対応

- 市販薬の内服や健康食品の摂取などを確認する。
- 薬剤の変更や用量増減後の変化について聴取する。
- 服薬アドヒアラנסを確認する。
- 原因となる薬剤が明らかな場合は処方医へ照会する。

アルコール関連障害（精神・神経の疾患）

〔基本知識32〕

特徴

- アルコール依存症など長期の多量飲酒が、中枢神経の機能や構造変化をもたらし、精神症状や神経症状を呈する。

症状

ウェルニッケ脳症

- ビタミンB1欠乏により、意識障害・眼球運動障害・失調性歩行障害などが、と急速(1日～数日)に出現する。

※ ビタミン剤投与により可逆的であるが、見過ごされるとコルサコフ症候群に移行する。

コルサコフ症候群

- 健忘(前向性・逆行性)・失見当識・作話を認め、回復は困難。

アルコール性認知症(アルコール関連認知症)

- 長期の多量飲酒が、間接的な血管リスクや脳の萎縮などリスクとなり認知症症状を呈する。

※ アルコール以外に認知症の原因がない場合、アルコール性認知症とされる。

[基本知識 30]

認知機能低下の背景に服用している薬剤が影響している可能性を念頭に置く必要がある。肝・腎機能障害、多剤併用の高齢者や認知症や神経変性疾患などでは出現しやすい。薬剤により認知機能が低下している場合は、潜在性もしくは亜急性に発症する、服用により経時的に認知機能障害が変化する、注意力の低下が目立ち、せん妄に類似した症状が出現する、原因となっている薬剤中止により認知機能障害は改善する、等が特徴的な症状である。

そのため薬剤師には、市販薬の内服や健康食品の摂取などを確認する、薬剤の変更や用量増減後の変化について聴取する、服薬アドヒアラנסを確認する、原因となる薬剤が明らかな場合は処方医へ照会する、などに留意した適切な対応が求められている。

[基本知識 32]

多量に飲酒する人に認知機能の低下や認知症がみられることが知られている。長期の多量飲酒が中枢神経の機能や構造に変化をもたらし精神症状や神経症状を呈する。ウェルニッケ脳症は、多量飲酒や偏食などによりビタミン B1 が欠乏し、意識障害、眼球運動障害、失調性歩行障害などが、急速(1 日～数日)に出現する。ビタミン剤投与により可逆的であるが、見過ごされるとコルサコフ症候群に移行する。

コルサコフ症候群は、健忘(前向性・逆行性)、失見当識、作話などを認め、この状態からの回復は困難である。さらに長期の多量飲酒が、間接的な血管リスクや脳の萎縮などリスクを高め、認知症の症状を呈するアルコール性認知症(アルコール関連認知症)も鑑別上重要である(認知機能を障害している原因について検査し、アルコール以外に認知症の原因がない場合、アルコール性認知症とされる。ウェルニッケ脳症やコルサコフ症候群と同じという意見もある)。

記憶障害のアセスメント

[基本知識33]

● 最近の記憶

- ・食事の内容
- ・受診の交通手段、目的
- ・家族との外出
- ・気になったニュースや出来事 など

● 昔の記憶

- ・生年月日
- ・出生地
- ・学校時代の話
- ・過去の仕事や社会的な役割 など

※ 内容によっては、予め介護者から問診票などで情報を得てから、本人と面接する。可能であれば認知症のスクリーニング検査の実施を検討する。

見当識障害のアセスメント

[基本知識34]

● 今日の年月日、曜日

● 今の時間、午前・午後

● 今の季節

● 自宅の住所

● 今いる場所の認識（病院名や建物の名前）

● 家族の認識（同伴者の続柄や名前）

※ 通常は質問式であり、質問内容や状況によっては、診察の会話の中でさりげなく確認することを考慮する。

※ 施行が可能であれば認知症のスクリーニング検査の実施を検討する。

〔基本知識 33〕

記憶障害のアセスメントのポイントをまとめた。

記憶障害に関する質問は、あらかじめ家族から最近起こった出来事の情報や日常生活の行動に関する情報をておくことが必要となる。両者の間の情報に矛盾が生じたりするだけでなく、その矛盾を本人が認めるかどうか、認めないで様々な言い訳をして取り繕うかどうかは、診断において重要なポイントとなる。

最近の記憶を確認・評価する際には、食事の内容や、外来ならばどのような交通手段で受診したのかを聞く。できる限り世間話をするように聞き出すのがコツである。「昨日何をしましたか」、「家族との外出でどこに行き何をしましたか」、「気になったニュースや出来事はありませんか」などの質問も最近の記憶の確認に繋がる。

昔の記憶に関して確認する際には、生年月日、出身地、結婚や子供の誕生日などを尋ねる。学校時代のエピソードや過去の仕事や社会的な役割、既往歴、教育歴などを聞くのもよい。

〔基本知識 34〕

見当識障害のアセスメントのポイントをまとめた。

通常は質問式で行われるが、質問内容や状況によっては、診察の会話の中でさりげなく確認することを考慮する。施行が可能であれば認知症のスクリーニング検査の実施を検討する。

今日の年月日、曜日などの日付についての見当識を尋ねる。通常、時間の見当識が先に障害されることが多い。アルツハイマー型認知症では一般に記憶障害と並行して進行するが、レビー小体型認知症では見当識障害が前景に出て記憶障害よりも目立つことがある。

さらに見当識障害では年月日だけでなく、季節や時計を見ないで現在の時刻を言ってみてもらうことも有用である。月は正確に答えるても、季節は間違うこともある。

場所の見当識としては、今いる場所、病院名や建物の名前、ビルなら何階にいるのか、自宅の住所、今住んでいるところ、自宅と今住んでいるところが一致するかどうかについて質問する。

判断・実行機能障害のアセスメント

[基本知識35]

● 家族からの情報

- ・気候にあつた服を着ているか
- ・適切に着替えや入浴をしているか
- ・料理の味付けや段取りはどうか
- ・いつも同じ料理ばかりではないか
- ・買い物は適切に行えているか
- ・貴重品や金銭管理は行えているか など

● 本人への質問

- ・日常生活で以前と比べて困ることはないか
- ・火事に出会ったらどうするか
- ・道で、宛名が書いてあり、切手は貼ってあり、封もしてある手紙を拾ったらどうするか など

改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)

[基本知識36]

No.	質問内容	配点	記入
1.	お歳はいくつですか？(2年までの誤差は正解)	0 1	
2.	今日は何年の何月何日ですか？何曜日ですか？ (年月日、曜日が正解でそれぞれ1点ずつ)	年	0 1
		月	0 1
		日	0 1
		曜日	0 1
3.	私たちが今いるところはどこですか？ 自発的に出れば2点、5秒おいて、家ですか？病院ですか？ 施設ですか？の中から正しい選択をすれば1点	0 1 2	
4.	これから言う3つの言葉を言ってみてください。あとでまた聞きますのでよく覚えておいてください。 (以下の系列のいずれか1つで、採用した系列に○印をつけておく) 1 : a)桜 b)猫 c)電車 2 : a)梅 b)犬 c)自動車	0 1 0 1 0 1	
5.	100から7を順番に引いてください。 (100-7は？それからまた7を引くと？と質問する。最初の答えが不正回の場合、打ち切る)	(93)	0 1
		(86)	0 1
6.	私がこれから言う数字を逆から言ってください。 (6-8-2、3-5-2-9)(3桁連唱に失敗したら打ち切る)	2-8-6	0 1
		9-2-5-3	0 1
7.	先ほど覚えてもらった言葉をもう一度言ってみてください。 (自発的に回答があれば各2点、もし回答がない場合、以下のヒントを与え正解であれば1点) a)植物 b)動物 c)乗り物	a : 0 1 2 b : 0 1 2 c : 0 1 2	
8.	これから5つの品物を見せます。それを隠しますので何があったか言ってください。 (時計、鍵、タバコ、ペン、鉛筆など必ず相互に無関係なもの)	0 1 2 3 4 5	
9.	知っている野菜の名前をできるだけ多く言ってください。 答えた野菜の名前を右欄に記入する。 途中で詰まり、約10秒待っても出ない場合にはそこで打ち切る。 5個までは0点、6個=1点、7個=2点、8個=3点、9個=4点、10個=5点		0 1 2
			3 4 5

〔基本知識 35〕

判断・実行機能障害のアセスメントのポイントをまとめた。

判断・実行機能障害について確認や評価するには、家族から日ごろの行動について聴いておく必要がある。具体的には、気候にあつた服を着ているか、適切に着替えや入浴をしているか、料理の味付けや段取りはどうか、いつも同じ料理ばかりではないか、買物は適切に行えているか、貴重品や金銭管理は行えているか、などを確認する。

本人への質問で判断・実行機能障害について確認する場合には、日常生活で以前と比べて困ることはないか、火事に出会ったらどうするか、道で、宛名が書いてあり、切手は貼ってあり、封もしてある手紙を拾ったらどうするか、などを質問すると良い。

女性の場合、料理が適切にできているか、男性の場合、買物ができるかを聴くことが有用である。料理、買物ともに多くの判断と遂行機能を要するからである。このほかに電話をかける、移動・外出をする、薬の管理をする、お金の管理をするなどについてどの程度できているか確認する。

〔基本知識 36〕

改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)は、見当識、言葉の記録、計算、遅延再生など 9 つの項目からなる簡便な認知機能評価測度で、認知症のスクリーニング検査として有用である。臨床(医療)のみならず、保健・福祉や司法の分野でも広く用いられている。30 点満点中 20 点以下で認知症の可能性を判断し、感受性は 0.90、特異性は 0.82 と高い検出力をもっている。しかし、ルールを無視した安易な実施はその評価の信頼性を失うため、聴力・視力障害の有無、体調不良や神経症状等を事前に把握し、もの忘れにかかるテストである旨の明示など、正しく実施することが重要となる。

※被検者の中には、簡単な計算問題や常識的な設問に愚弄されていると思う者や、施行前に緊張する者がいるので、施行時には十分な配慮が必要である。

出典

認知症トータルケア 日本医師会雑誌 第 147 卷・特別号(2)

薬局業務における実践 編

ねらい：認知症の気づき及び具体的な対応の原則を踏まえた、薬局業務や多職種連携について理解する

到達目標：

- 症状に配慮した薬局業務のポイントを理解する
- 認知症の人への説明や服薬指導についての原則・具体的な方法について理解する
- 多職種連携におけるかかりつけ薬剤師の役割について理解する
- 本人・家族への対応及び実践上のポイントを理解する

動画 ②

かかりつけ薬剤師の役割

かかりつけ薬剤師・薬局に求められる
認知症対応の3つのポイント

「気づき」・「つなぎ」・「支える」

- 服薬指導、地域の中での認知症の徴候のある人に対する「気づき」
- かかりつけ医等との連携により早期発見・早期対応への「つなぎ」
- 在宅医療を含め適切な薬物療法(薬学的管理)を実施し、治療と生活を「支える」
(状態や状況に応じた適宜の服薬指導等)

〔薬局実践 1〕

動画②かかりつけ薬剤師の役割

この物語は超高齢社会に突入した現在、どこの薬局でも日常的に起きている出来事です。82歳でひとり暮らしの鈴木武雄さん、かかりつけ医からいつものように処方箋を渡されて薬局へやってきましたが、何か様子がおかしいです。薬剤師の山岸さんは心配になりました。3週間後今度は家で転んでしまい娘さんとともに整形外科に通い、湿布薬の処方を受けて薬局へ来たのですが……山岸さんは認知症を疑い行動を起こします。

〔薬局実践 2〕

かかりつけ薬剤師・薬局に求められる認知症対応のポイントをキーワードで言い表すと、

- 認知症の徴候のある人への「気づき」
- かかりつけ医等との連携による早期対応を意識した「つなぎ」
- 薬学的管理等を通じ、認知症の人と家族に治療と生活を「支える」ことである。

ここまで認知症対応の原則や基本的な知識を踏まえて、さらに、薬剤師が地域の医療・介護の中で果たす役割について、より具体的に学んで頂きたい。

アルツハイマー型認知症 認知症治療薬の使用上の注意点

〔薬局実践6〕

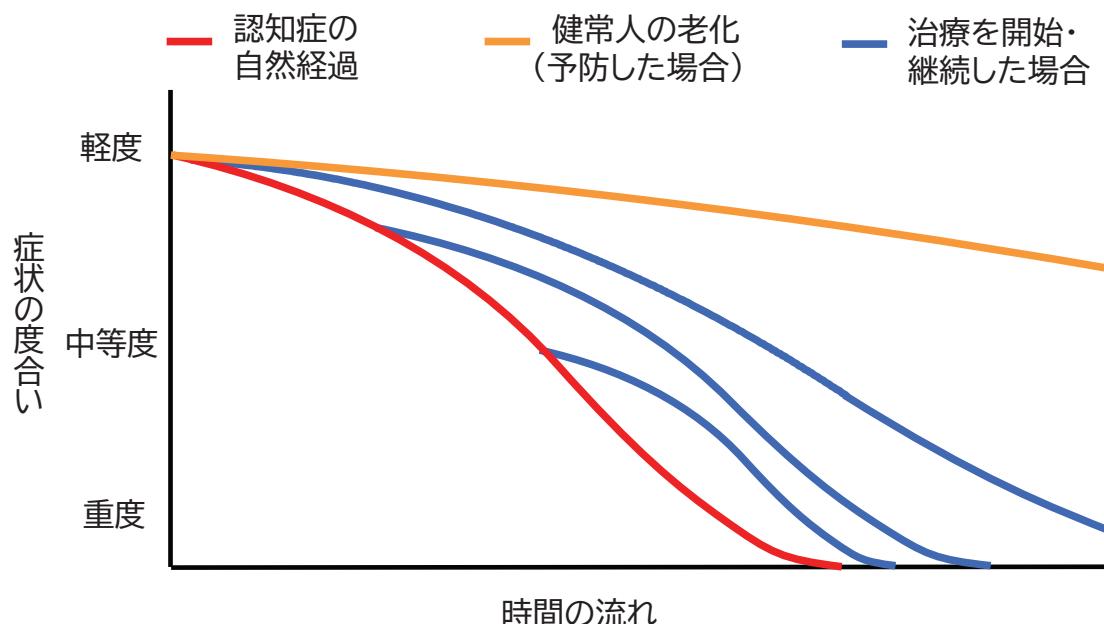
コリンエステラーゼ阻害薬	メマンチン
<ul style="list-style-type: none">● アルツハイマー型認知症に使用（一部レビー小体型認知症にも適応あり）● 心伝導障害や不整脈、失神、虚血性心疾患が併存する場合要注意。投与前後に心電図を施行することが望ましい● 消化性潰瘍、尿路閉塞、気管支喘息、閉塞性肺疾患の併存や既往● 非ステロイド系消炎剤使用中の場合<ul style="list-style-type: none">○ 嘔気、嘔吐、下痢等の消化器症状が開始時・増量時に出現した際は減量や中止を検討。遷延時も影響を検討○ 活動性亢進に関連すると思われるBPSDの出現に注意（興奮、不眠、不穏、幻覚など）	<ul style="list-style-type: none">● アルツハイマー型認知症に使用● てんかん または 痙攣の既往歴がある人は慎重に経過観察● 腎機能障害がある患者● 尿pHを上昇する因子を有する患者● 高度な肝機能障害のある患者○ 投与開始初期や增量時にめまいや傾眠などの副作用を認めることがあるため患者の状態を注意深く観察

かかりつけ医のためのBPSDに対する向精神薬使用ガイドライン(第2版)

アルツハイマー型認知症 臨床症状の経過と薬物療法の効果

〔薬局実践7〕

早期診断や早期治療と適切な薬物療法の継続が重要である



〔薬局実践6〕

コリンエステラーゼ阻害薬を投与する場合は、スライドに示したような点に留意する必要である。ことに心伝導障害は要注意で、投与前に心電図をとる、受診時に脈拍数のチェックを行うといった配慮が必要である。また、嘔気、嘔吐、下痢等の消化器症状が開始時・增量時に出現した際は減量や中止を検討すべきである。認知症の人はその経過中に食欲不振や拒食といった摂食障害を呈することがあるが、消化器症状が遷延している可能性も含めコリンエステラーゼ阻害薬の影響も検討すべきである。さらに活動性亢進に関連すると思われる興奮、不眠、不穏、幻覚などBPSD の出現にも注意が必要である。この場合、症状からは薬剤性かどうかは判定できず、漸減中止をして、症状の変化を見る以外に方法はない。パッチ剤では貼付部位の発赤がみられることがあるが、貼付部位の変更、保湿剤の塗布で使用継続できることが多い。

メンチンでは、投与開始初期や增量時にめまいや傾眠などの副作用を認めることがあるため患者の状態を注意深く観察することが重要であり、腎機能障害がある患者では投与量の調整を考慮することが重要である。

〔薬局実践7〕

アルツハイマー型認知症の経過と薬物療法の効果の関係を示す。

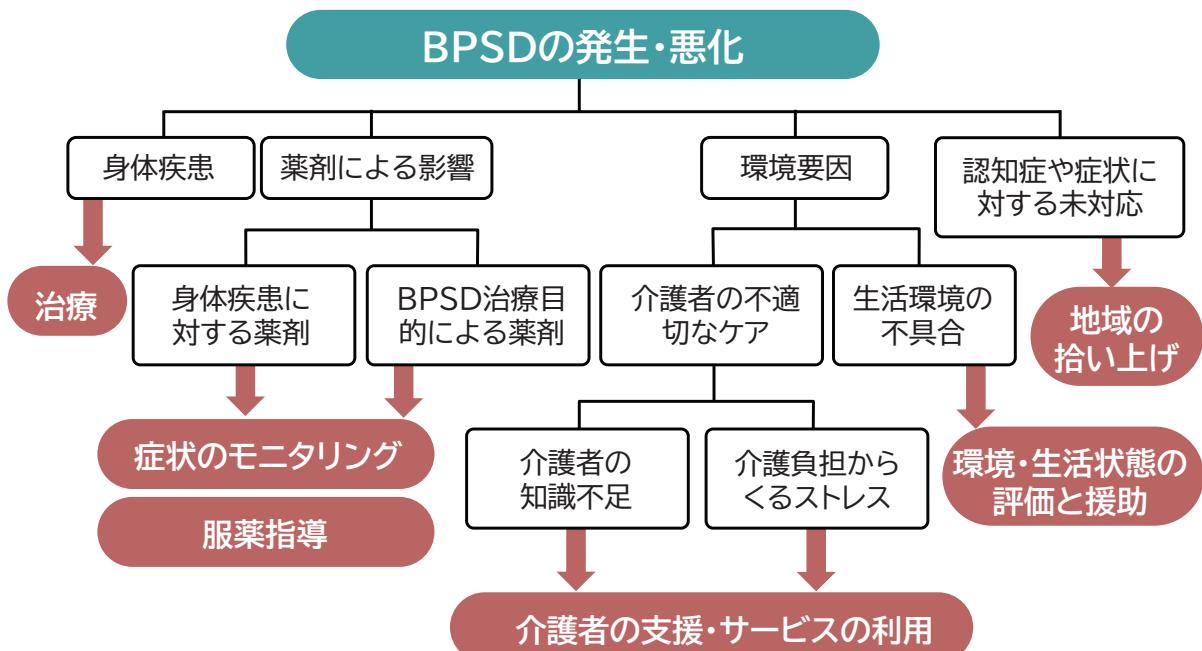
認知症の自然経過は緩徐に進行する(赤)。一方で健常人の老化や認知症の発症を予防した場合は、個人差はあるものの社会生活や日常生活に大きな支障を来すことはなく年齢を重ねる(オレンジ)。認知症の薬物療法を開始・継続した場合の経過を示す(青)。

早期診断や早期治療と適切な薬物療法の継続をすることで認知機能障害の進行を遅らせることが期待できる。治療を開始した時期による差はあるが、本人が出来ることを長く維持できる、進行に伴う変化に落ち着いて対応できる、介護や見守りの負担を軽減出来る、行動・心理症状の出現を予防できる、医療費や介護費用を削減する、等の効果やメリットなどが報告されている。

※認知機能障害の進行の速度や薬物療法の効果、有害事象の発現には個人差があることも留意すべきである。

BPSDの悪化の要因と対応

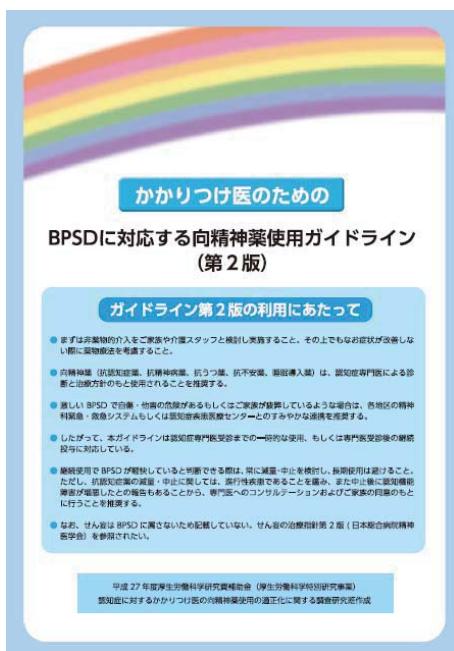
[薬局実践9]



八森淳 老年精神医学雑誌 2009を引用・改変

BPSDに対する向精神薬使用ガイドライン

[薬局実践10]



- 安全性に配慮した薬物療法
- 症状や状態に対応した薬剤選択
- 向精神薬の種類別の留意点
- 開始前後の確認要件や留意点
- 精神科救急、認知症疾患医療センター、認知症専門医との連携

〔薬局実践 9〕

BPSD が発生もしくは悪化した要因とそれぞれの場合の対応の要点を図にまとめた。

BPSD への対応の原則として非薬物療法を薬物療法より優先的に行う。BPSD の発生や悪化が身体症状の原因となっている場合には、身体疾患の適切な治療が重要である。薬剤による影響が原因となっている場合は、身体疾患に対する薬剤と BPSD の治療目的による薬剤による 2 つの要因が考えられ、どちらの場合でも症状のモニタリングや服薬指導などの対応が必要である。

環境要因には、介護者の不適切なケアとして介助者の知識不足や介護負担からくるストレスが原因であることを考慮し、介護者の支援や介護サービスの適切な利用を検討することが重要である。生活環境の不具合が原因となっている場合には、環境・生活状況の評価と援助を実施する。認知症や症状に対して未対応であることが原因である場合には、地域でのセーフティネットの整備や啓発が重要である。

〔薬局実践 10〕

平成 27 年度厚生労働科学特別研究事業において取りまとめられた「かかりつけ医のための BPSD に対する向精神薬使用ガイドライン(第 2 版)」を提示する。

全文は厚生労働省 HP からダウンロードすることが可能である。本ガイドラインでは、かかりつけ医が BPSD への対応を行う際には、安全性に配慮した薬物療法、症状や状態に対応した薬剤選択、向精神薬の種類別の留意点、開始前後の確認要件や留意点などが簡潔にまとめられており、精神科救急、認知症疾患医療センター、認知症専門医との連携が重要であることも強調されている。

参考

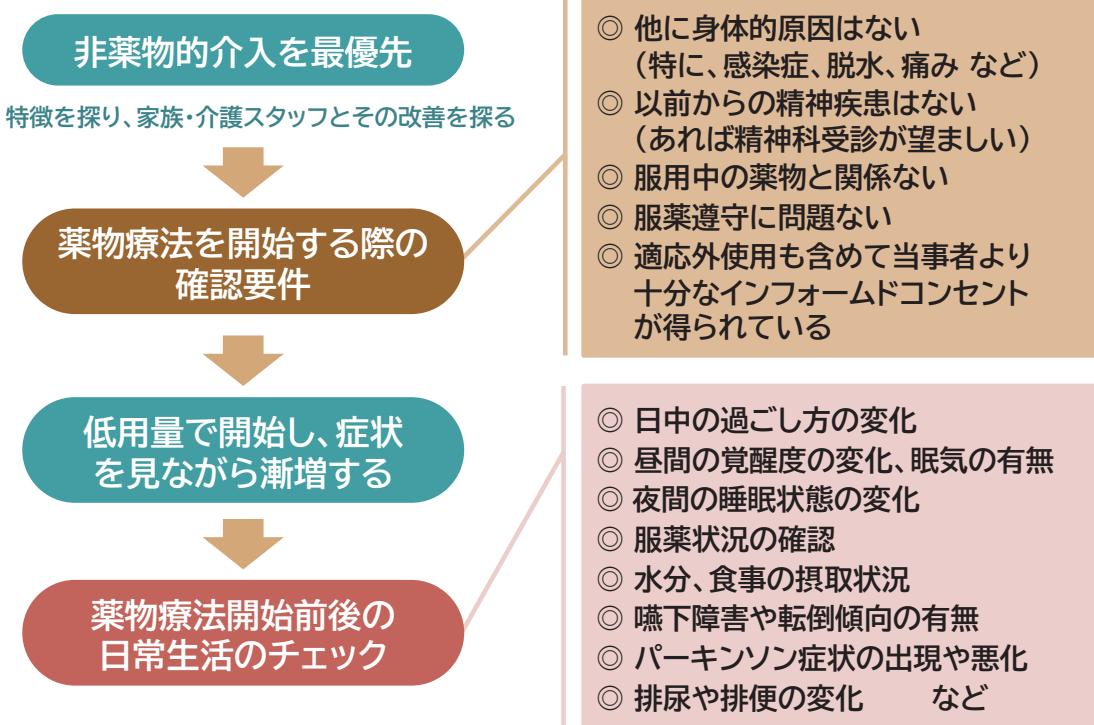
かかりつけ医のための BPSD に対する向精神薬使用ガイドライン(第 2 版)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140619.pdf>

BPSD治療アルゴリズム（全体の流れ）

BPSDに対する向精神薬使用ガイドライン(第2版)より

[薬局実践12]



BPSD治療アルゴリズム（薬剤の検討）

BPSDに対する向精神薬使用ガイドライン(第2版)より

[薬局実践13]

幻覚、妄想 焦燥、攻撃性	抗認知症薬の副作用を否定した上で、保険適用上の最大用量以下もしくは未服用の場合には、メマンチンやコリン分解酵素阻害薬の增量もしくは投与開始も検討可能だが、逆に増悪させることもあるので注意が必要である。 これらにより標的的症状が改善しない場合は、その薬剤は減量・中止の上、抗精神病薬、抑肝散、や気分安定薬の使用を検討する。
抑うつ症状 アパシー(無為)	コリン分解酵素阻害薬を用い、改善しない場合抗うつ薬を検討する。
不安、緊張 易刺激性	抗精神病薬、抗不安薬、抗うつ薬の有効性が示唆されているが、抗不安薬は中等度以上の認知症では使用しない。
睡眠障害	睡眠覚醒リズムの確立のための環境調整を行った上で、病態に応じて睡眠導入薬/抗うつ薬/抗精神病薬の使用を検討する。
過食、異食、徘徊 介護への抵抗	抗精神薬の有効性を示唆するエビデンスは不十分で科学的根拠に乏しい。

かかりつけ医のためのBPSDに対する向精神薬使用ガイドライン(第2版)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140619.pdf>

〔薬局実践 12〕

前スライドの BPSD の治療方針について、前掲の「かかりつけ医のための BPSD に対する向精神薬使用ガイドライン」では、「非薬物的介入を最優先」→「薬物療法を開始する際の確認要件」→「低用量で開始し、症状を見ながら漸増する」→「薬物療法開始前後の日常生活のチェック」という全体の流れが示されている。

「薬物療法を開始する際の確認要件」と「薬物療法開始前後の日常生活のチェック」の詳細にはスライドに示した通りである。

〔薬局実践 13〕

同ガイドラインでは、確認要件の後の症状別の薬剤検討のポイントについて、「幻覚、妄想、焦燥、攻撃性」、「抑うつ症状、アパシー(無為)」、「不安、緊張、易刺激性」、「睡眠障害」、「過食、異食、徘徊、介護への抵抗」に分け整理している。

(なお、抗認知症薬を含め、保険適応外使用が多いので、ガイドライン中に記載されている各薬剤の解説も参照するよう示されている)

BPSDの薬物療法開始前後のチェックポイント

[薬局実践14]

- 日中の過ごし方、昼間の覚醒度の変化、眠気の有無
- 夜間の睡眠状態の変化
(就寝時間、起床時間、夜間の徘徊回数など)
- 服薬状況の確認
(介護者/家族がどの程度服薬を確認しているかなど)
- 水分の摂取状況(特に制限を必要としない限り)
- 口腔内の状況の確認
(口腔内の病変や副作用の有無)
- 食事の摂取状況や嚥下機能の変化
- 排便や排尿の変化
- パーキンソン症状
(振戦、筋硬直、寡動、小刻み歩行、前傾姿勢、仮面様顔貌など)
- 転倒傾向の有無 など

平成27年度厚生労働科学特別研究事業 認知症に対するかかりつけ医の向精神薬使用の適正化に関する調査研究班作成に一部追加

認知症のマネジメント(トータルケア)

[薬局実践15]

医学的な対応の継続の他、利用可能なサービスの導入や制度の活用を考慮したトータルケアの視点がポイント



〔薬局実践 14〕

BPSD の薬物療法開始前後の日常生活のチェックポイントをまとめた。

どの薬剤でも低用量で開始し、状態を見ながら漸増する。添付文書の最高用量を超えず、薬剤の相互作用に注意し、身体的状況を勘案した用量の設定を行うことが重要となる。

開始前後で日中の過ごし方、昼間の覚醒度の変化、眠気の有無、夜間の睡眠状態(就寝時間、起床時間、夜間の徘徊回数など)の変化、服薬状況(介護者/家族がどの程度服薬を確認しているかなど)の確認、水分の摂取状況(特に制限を必要としない限り)、口腔内の状況の確認(口腔内の病変の有無、口腔に出現する副作用の確認)、食事の摂取状況や嚥下機能の変化、排便や排尿の変化、パーキンソン症状(振戦、筋硬直、寡動、小刻み歩行、前傾姿勢、仮面様顔貌など)の有無、転倒傾向の有無などを定期的に確認・評価することがポイントとなる。

〔薬局実践 15〕

認知症のマネジメント(トータルケア)の全体像を示す。

かかりつけ医のほか、認知症の人や家族をささえる医療従事者には、自ら行う支援や他のサービスを利用するなどを含めて、医学的対応にとどまらないトータルケアの観点でマネジメントを行うことが求められる。

従来の診療や指導の継続において特別な配慮が必要かどうか、認知症の症状に応じて専門医療機関につなぐか、また、口腔健康管理に関する歯科医師への相談も視野に入る。他方、ご家族からの介護・対応の工夫や生活環境の調整についての相談や介護保険・サービスの利用について助言などの対応もありうる。

加えて、一人暮らしの方やご家族のいない方については、地域包括支援センターなどの相談支援機関に情報提供した方が良い場合もある。認知症の方は、虐待、消費者被害など権利侵害がおこりやすい状況にあり、また、財産管理も難しくなる場合がある。その際には、成年後見制度など権利擁護制度の利用を検討する。

このように、医療従事者それぞれの立場から、従来の医学的対応を継続しつつ、利用可能なサービスの導入や制度の活用を考慮し続けることが大切である。

高齢者で薬物有害事象が増加する要因

[薬局実践18]

高齢者の薬物有害事象には多くの要因が関連している。

要因	特徴	現状
疾患上の要因	<ul style="list-style-type: none">・複数の疾患有する・慢性疾患が多い・症状が非定型的	<ul style="list-style-type: none">・多剤併用、複数科受診・長期服用・誤診に基づく誤投薬・対症療法による多剤併用
機能上の要因	<ul style="list-style-type: none">・臓器予備能の低下 (薬物動態の加齢変化)・認知機能の低下・視力・聴力の低下	<ul style="list-style-type: none">・症状発現の遅れ・過量投与・誤服用・アドヒアラנס低下
社会的要因	<ul style="list-style-type: none">・過少医療	<ul style="list-style-type: none">・投薬中断

日本医師会『超高齢社会におけるかかりつけ医のための適正処方の手引き』改変・引用

認知症の人の服薬を支える視点

[薬局実践20]

- 認知症の徴候(初期サイン)を見逃さない視点
⇒ 早期診断に結び付ける
- 治療の継続を図る視点
⇒ 認知機能障害治療薬をドロップアウトさせない
- BPSD悪化の主要因として薬剤を疑う視点
⇒ 処方薬の治療効果と副作用の評価・観察から
処方医に情報提供・提案を行う

〔薬局実践 18〕

高齢者に薬物療法を行う際には、薬物の有害事象が増加する要因について十分に理解した適切な対応が求められる。多くの因子が高齢者における薬物有害作用の増加に関連しているが、便宜的に疾患上の要因、機能上の要因、社会的要因など要因ごとにそれぞれの特徴と現状を表にまとめた。まず、疾病上の要因としては、高齢者では複数の疾患有し、慢性疾患が多い、症状が非定型的であることが多いなどの特徴から、多剤併用や複数科受診であることが多く、長期服用、誤診に基づく誤投薬、対症療法による多剤併用に陥りやすい。

また、機能上の要因としては、高齢者における薬物動態の加齢変化として臓器予備能の低下、さらに認知機能の低下や視力・聴力の低下等が原因となり、症状発現の遅れ、過量投与、誤服用、アドヒアラנס低下などに陥っている可能性が考えられる。また、社会的要因としては、過少医療により投薬中断に至ることも特徴である。

〔薬局実践 20〕

地域のかかりつけ薬局として、薬剤師には認知症を早期発見できる環境がある。認知症(の疑い)患者が、来局した際、いつも服用している薬を初めて見たような顔をしたり、支払いの際、小銭があるにもかかわらずいつも一万円札で支払ったり、季節に合わない服を着用していたりなどは認知症の初期症状の一つかもしれない。日頃、高齢者等と接する中で、認知症の徴候を見逃さないのもかかりつけ薬剤師・薬局の大切な視点である。さらに、なるべく早くかかりつけ医との連携を図ることや、患者の状況に応じた適切な服薬指導を推進し継続することが求められている。服薬アドヒアラنسの向上のためには、効果発現には時間がかかる、開始時や增量時に副作用が生じやすい、早期から投与する方が効果が得やすいなど抗認知症薬に関する情報提供を正しく行う。

また、アドヒアラنس低下の理由と対策、嚥下機能の低下であれば、口腔内崩壊錠やゼリー剤、薬を管理できない場合は一包化調剤などの提案を行う。

さらに、BPSD 悪化の主要因は薬剤という視点をもち、処方薬の治療効果と副作用の評価・観察を行い、迅速に処方医に情報提供・提案を行うことにより情報の共有と連携を密にする。

服薬の継続管理におけるポイント

[薬局実践21]

● 事前の服薬確認の環境調整

- ⇒ 独りでの服用をなるべく避ける
- ⇒ 家族の介護負担を常に考慮する

● 服用している薬剤の整理、副作用への留意

● 服用状況(回数など)をかかりつけ医と連携

- ⇒ 残薬とならないように工夫する

● 他職種に薬剤師の視点を伝達

- ⇒ 薬剤師による服薬支援の重要性等を共有する

● 地域の医療・介護資源の情報(連携先等)を保有

[薬局実践 21]

自己管理できない患者への服薬支援は、一包化しただけでは解決しない問題が多く、次の点に留意する。

①事前に服薬状況を確認し環境調整しておく

⇒ 独りでの服用をなるべく避けるために、服薬を支援する人の存在を確認する。

独居であるか、同居者はいるか、同居者は管理の手伝いができるか、また、ヘルパーやご近所の方、同居していない家族などで定期的に関わられる人がいるかについて把握する。

⇒ 家族の介護負担を常に考慮するため、服薬介助支援をできる人を複数設定し、いつだれが服薬の声掛けや服薬介助するのかきちんと決めておくことで、服薬状況が改善する。

②残薬とならないように服用している薬剤の整理と、副作用への留意が大切である。

⇒ 服薬回数を減らすなど処方を見直すこと。服薬回数が多い場合、減らせるかどうかを主治医と薬剤師でよく話し合ってみる。服薬時点が多いほど飲み忘れる確率は高くなる。

③他職種に薬剤師の視点を伝達することが求められる。

⇒ 薬剤師による服薬支援の重要性等を共有してもらう。そのためには、薬剤師が日常業務において把握していることを他職種にわかりやすく理解してもらう。

④地域の医療・介護資源の情報(連携先等)を保有しておくことも大切である。そのことをお薬手帳に記録しておく。

そして、お薬手帳の使用を徹底すること。在宅患者であっても、複数の医療機関を受診する場合がある。このとき普段服用している薬の内容を記したものがないと、重複投与のおそれや併用禁忌の薬が処方される可能性が高くなる。受診時には必ず「お薬手帳」を持参し、医師と薬剤師に見せるよう繰り返し伝える。

薬局窓口での対応

〔薬局実践22〕

【初投薬時】初めて認知症の薬を飲む場合

● 本人が一人で来局した場合

- ・本人に『認知症かもしれない』という自覚があることや服薬開始の理解、生活環境を聞き取り疑問点があるときは本人の了解を得て家族に連絡する。できないこと、わからないことをさりげなく手助けして押しつけず、急かさず、その人のペースを守りながら説明する

● 家族と一緒に来局した場合

- ・本人が服薬について納得している場合は、通常の手順で説明する
- ・本人が十分納得していない場合は、まず、本人とゆっくり話して気持ちを聴き、服薬の同意を得てから説明する

【継続服用中】

● かかりつけ薬剤師が本人の様子で気づいた場合

- ・家族などから情報を集めて、本人の了解を得た上で処方医にフィードバックする

認知症の人への対応・コミュニケーション

〔薬局実践23〕

● 認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”

- ・驚かせない
- ・急がせない
- ・自尊心を傷つけない

● コミュニケーションを高めるには

- ・本人に寄り添い、本人の意思をくみ取るように意識する
- ・本人だけでなく、介護家族への支援も重要

[薬局実践 22]

薬局窓口での対応は、初めて認知症治療薬を服用する場合と、認知症薬をすでに服用している場合に分けてある。さらに、初めて認知症薬の服薬をする場合、一人で来局した時と、家族と一緒に来局した時で対応を分けた。

はじめに、初めて認知症の薬を服用する本人が、一人で来局している場合には

- ・本人に「認知症であるかもしれない」という自覚があるかどうかを確認する。
- ・服薬開始の理解、生活環境を聞き取り、疑問があるときは本人の了解を得て家族に連絡することも必要である。
- ・できないこと、わからぬことをさりげなく手助けして押し付けず、急がせず、その人のペースを守りながら説明をしていく。

家族と一緒に来局している場合は、

- ・本人が服薬について納得している場合は、通常の手順で説明する
- ・本人が十分納得していない場合は、まず、本人とゆっくり話して気持ちを聴き、本人の同意を得てから家族に説明する

次に、服薬を継続している場合は、なるべくかかりつけ薬剤師が対応し、本人の様子から副作用の疑いや BPSD の発現、服薬状況に問題があると気付いた場合は、服薬を中断させないように家族などから情報を集めて、本人の了解を得た上で、必要があれば処方医にフィードバックする。

[薬局実践 23]

認知症の人への対応の心得には、3つの「ない」がある。

1. 驚かせない
2. 急がせない
3. 自尊心を傷つけない

認知症の人への対応には、認知症に伴う認知機能低下があることを正しく理解していることが必要である。そして、偏見をもたず、認知症は自分たち自身の問題であるという認識をもち、認知症の人を支援するという姿勢が重要になる。

認知症だからといって、つきあいを基本的に変える必要はないが、認知症の人には、認知症への正しい理解に基づく対応が必要となる。

記憶力や判断能力の衰えから、社会的ルールに反する行為などのトラブルが生じた場合には、家族と連絡をとり、相手の尊厳を守りながら、事情を把握して冷静な対応策を探る必要もある。普段から地域住民との挨拶や声掛けに努めることも大切である。日常的にさりげない言葉掛けを心掛けることは、いざというときの的確な対応に役立つであろう。

さらにコミュニケーションを高めるためには、認知症の人に寄り添い、本人の意思をくみ取るように意識する。認知症の人、本人だけでなく、介護を行っている家族への支援も重要なとなる。

認知症の人・家族と接するときのポイント

[薬局実践24]

- ① 本人の尊厳を守り、余裕をもって見守るという認識で接する
- ② 本人の言うことを否定せず、自然な笑顔で接する
- ③ 本人の立場に気を遣い、簡潔に一つずつ確認しながら接する
- ④ 家族の話を聞き共感を示し、積極的にかかわりを持つという認識で接する
- ⑤ 本人と向き合う姿勢で接し、現存機能をほめるなどを勧める

[薬局実践 24]

①まずは、余裕をもって見守る。

認知症の人は、薬の説明をしてもすぐに忘れてしまうことが少なくない。しかし忘れてしまうからといって説明しても無駄だと考えるのでは、患者をないがしろにすることになってしまう。他の患者と同じように丁寧に服薬指導をすることが尊厳を守ることにつながる。

②認知症の疑いのある患者の言っていることを否定せずに、受け入れること。

認知症の人は、ときどき驚くようなことを言ってくることもある。あり得ないと思えることでも否定せずに、気持ちに寄り添って笑顔で対応することが大切である。受け入れることで、患者は満足し、穏やかな気持ちになってもらうことができる。

③患者の立場を気遣うこと。

認知症の人は、家族など介護者と一緒に来局されることが多い。ついつい介護者の方と会話することが多くなるが、ぜひ患者の存在を忘れずに、気遣ってほしい。

服薬方法についての説明など、薬学的管理をする介護者のみに話をするのではなく、患者の顔も見ながら話をするようにする。

認知症の人は、急がされること、また同時に複数の質問に答えることも苦手であるので、相手の反応を伺いながらまた、相手の言葉をゆっくり聴き、確認しながら接することが大切である。

④家族の話を傾聴すること。

介護家族は、多くの悩みや苦労を持っているので、すぐに解決方法が提示できなくても、話を聞くだけでも、聞いてくれる人がいるだけで、気持ちが楽になることもある。

また、服薬指導時には本人にも質問をするなど話しかけるようにし、積極的にかかわりを持つことが大切である。

⑤どんなに小さなことでも、できたことに対して患者を褒めてあげることを勧める。

薬が飲めた、トイレに行けた、食器を流しまで下げられたなど、簡単なことで構わない。褒められると、患者はうれしく感じる。家族にとっては、できることに目を向けることで、目線を変えて患者に対応することができるようになる。

認知症の人への支援

[薬局実践25]

- もの忘れがあっても、充実感を持ち、安心して暮らせるように、できる限りの服薬支援を行うことを本人に伝える
- もの忘れを自覚する辛さを受け止め、残された能力が十分あることを伝える
- 本人の前での、家族への服薬説明は慎重に行う
- 家庭の中で何らかの役割を持つてもらうこと、社会参加や介護保険サービスの利用を勧める
- 体調変化に早めに気づき、かかりつけ医にフィードバックをする

治療期間における視点や姿勢

[薬局実践26]

1. 本人は強い不安の中にいることを理解して接する
2. より身近な者に対して、認知症の症状がより強く出ることが多いという認識で接する
3. 感情面は保たれているという認識で接する
4. 認知症の症状は基本的に理解可能として接する
5. 現存している能力を最大限に活用する
6. いつもと様子が違うと感じたら、身体疾患や身体症状の影響を考慮する
7. 服薬アドヒアランスを確認する

〔薬局実践 25〕

もの忘れがあっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、必要時のかかりつけ医への紹介、相談に応じるなど、かかりつけ薬剤師としてできる限りの薬物療法や服薬支援を行うことを伝える。

認知症の全経過を通じて、本人の気持ちに配慮した対応が求められる。認知症の初期の人は、もの忘れの自覚は強く、生活上のトラブルも増えていくため、自信を失ったり、抑うつ的になることが多い。そこで、もの忘れを自覚する辛さを受け止め、残された能力が十分あることを伝える。

発症初期にはもちろんだが、認知症がかなり進行しても会話に対する理解力は残っていることが多い。本人が同席しているところで、「物忘れがひどくなってきたね」など、本人が聞いて不安になるような服薬説明は避ける。

できることや得意なことをみつけて家庭内での役割を持ってもらうことや、可能な範囲での社会参加、介護保険サービスの利用などによって、自己効力感を高め、情緒の安定、今ある能力の維持、対人交流・社会性の促進などをはかる。できないことはプライドを傷つけないようさりげなく援助することが望ましい。

また、認知症の人は自分の身体的不調を適切に伝えられず、治療の開始が遅れがちであることに留意し、服薬支援を通じて体調変化を見逃さないように注意する。必要があればかかりつけ医にフィードバックする。

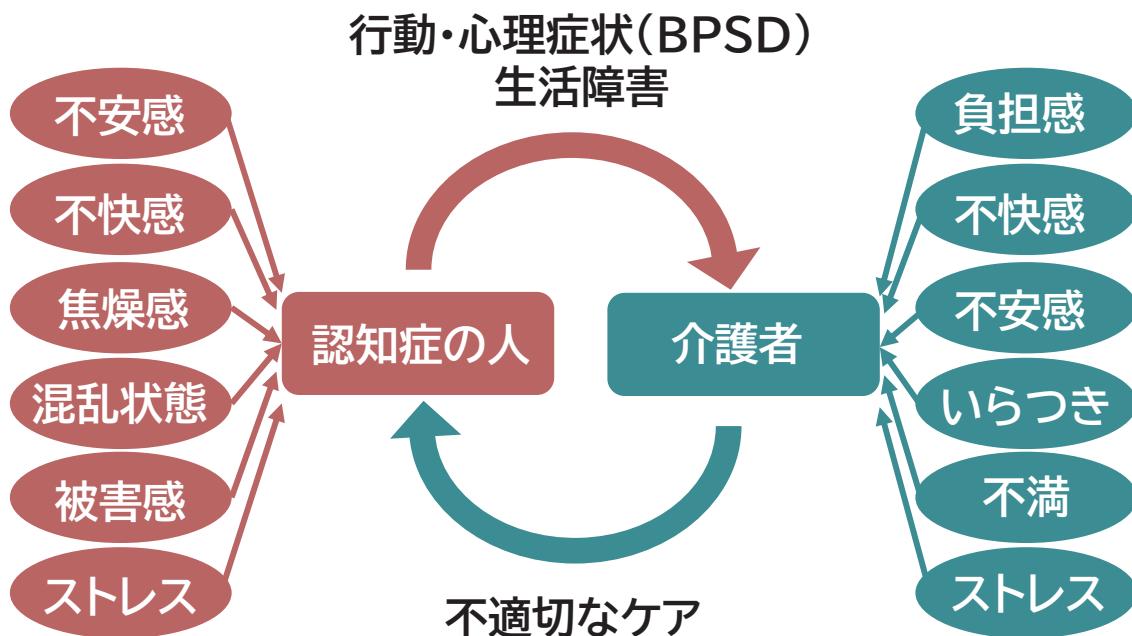
〔薬局実践 26〕

治療期間において医療従事者に求められる視点や姿勢についてまとめた。

1. 認知症の人は、強い不安の中にいることを理解して接する。
2. 認知症の人では、主介護者などより身近な者に対して、症状がより強く現れることが多いという認識で接する。
3. 記憶や判断力、意思を伝える能力は低下していても、感情面は比較的保たれていることが多いことから、接するときの態度や口調には十分に配慮する。
4. 行動・心理症状の多くは、認知機能障害を背景として様々な要因が重なることで現れる、と理解可能であることを考慮する。
5. できないこと、できなくなったことに着目するのではなく、現存しているできること(残存している能力)を最大限に活用するための支援を検討する。
6. いつもと様子が違うと感じたら、身体疾患や身体症状の影響を適時考慮する。
7. 服薬アドヒアランスが不良となる場合があるため、家族と協力し服薬状況の確認やアドヒアランスの向上を図る。

認知症の人と介護者の間に起こる悪循環

[薬局実践27]



加藤伸司 第一法規出版 2002を引用・改変

介護者への支援

[薬局実践28]

- かかりつけ医やケアマネジャー・ケアスタッフなどと協力し、認知症の人と家族を支えることを伝える
- 介護保険サービスなどの社会資源の活用を勧める
- 症状の変化や介護の状況、家族の不安などについて傾聴する
- 家族の負担や心理的変化に配慮し、適宜病状の説明を行い、治療・ケアをコーディネートする
- 家族の会や認知症カフェなど、介護仲間を紹介する

[薬局実践 27]

誰であっても目の前の人気がイララした気持ちになると、その気持ちが伝わり不快な気持ちになる。不安感や不快感を抱えている認知症の人にとってはなおさらである。介護者の気持ちや言動が、認知症の人の行動に現れることがあり、「認知症の人の行動は介護者の鏡」であると言われる。その他にも色々な感情の悪循環が認知症の人と介護者の間には生じてしまう。認知症の人の不安感、不快感、焦燥感、混乱状態、被害感、様々なストレスが原因となり、BPSD や生活障害が悪化する。悪化することで介護者の負担感が増大し、不快感、不安感、いらつき、不満、様々なストレスなどに心理的な変化が重なり、不適切なケアに至ってしまう可能性がある。その変化が認知症の人の心理的な負担となるといった悪循環に至る可能性がある。

介護者が「快い」気持ちで関わりができていると、認知症の人も「快い」気持ちでいられる、との考え方を忘れないことが重要である。

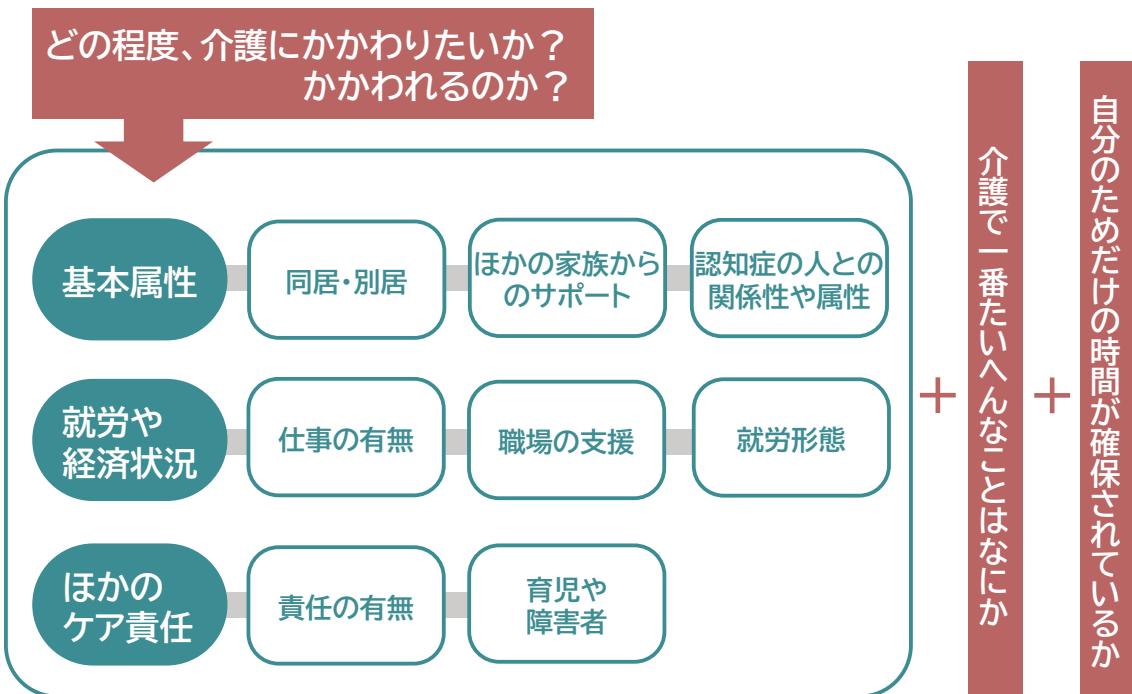
[薬局実践 28]

介護者の支援を適切に継続するための留意点をまとめた。

かかりつけ薬剤師が、かかりつけ医・専門医、ケアマネジャー・ケアスタッフなどと協力し、認知症の人と家族を支えることを伝えておくことは、介護家族への精神的な支えになる。また、介護保険サービスなどの社会資源を上手に活用することが介護負担の軽減につながり、ひいては本人のためになることを伝える。さらに症状の変化や介護の状況、家族の不安などについて傾聴し、負担や不安を軽減する。そのためには、長時間ではなくても介護者の話を穏やかに、かつ真摯に聞く姿勢が求められる。家族の負担や心理的変化に配慮し、適宜病状の説明を行い、治療・ケアをコーディネートすることや家族の会や認知症カフェなど、介護仲間を紹介することも大きな支えとなる。

介護者の状況を知る

[薬局実践29]

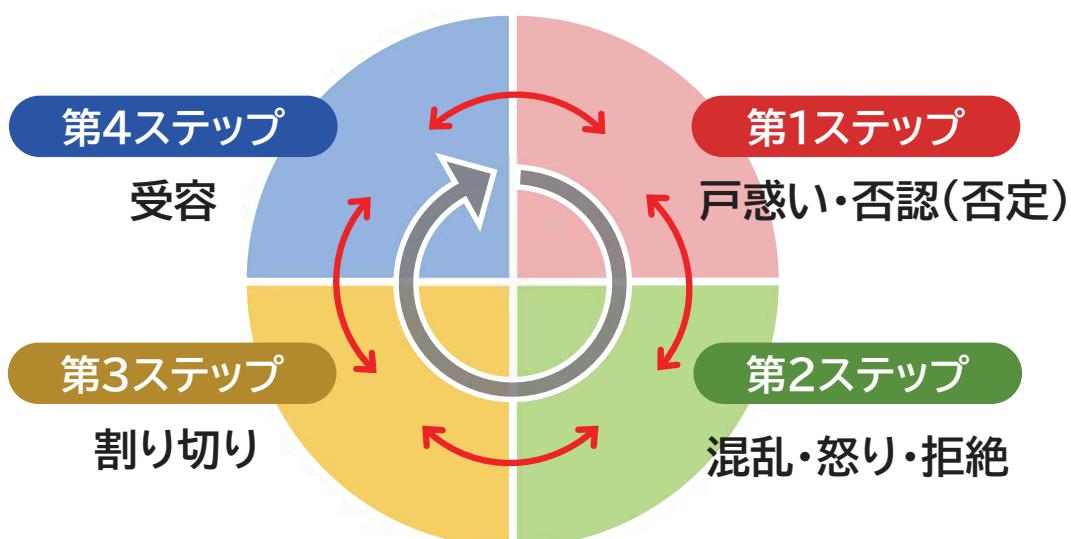


Q&Aでわかる専門職のための認知症の家族等介護者支援ガイドブック

認知症の人の家族の心理的な変化

[薬局実践30]

家族介護者の4つの心理的ステップ



心理的ステップのどの段階にいるかを周囲の人や支援者が理解した上で
適切な支援に結びつけることが重要である。

〔薬局実践 29〕

認知症の人の対応にあたっては、生活の伴走者でもある家族等の介護者の状況を知ることも重要である。在宅生活における介護の状況を把握するため、基本属性、就労・経済状況、ダブルケア等の状況がないかなどから、どの程度介護にかかわりたいのか、かかわれるのかを知ることは、治療やケアの計画にも重要な情報となる。

また、このような情報を収集するプロセスは、本人や家族にとっては、かかりつけ薬剤師等の医療従事者による共有・共感を得る機会ともなり、安心にもつながるものである。

〔薬局実践 30〕

認知症の認知機能障害の進行や行動・心理症状、環境等によっても家族の気持ちは大きく変化する。認知症の人の家族介護者の心理的な変化には、4つのステップで整理できると言われている。全ての家族介護者にあてはまるものではないが、このステップを行ったり来たりしながら、認知症を受容し、前向きに介護が行えるようになる。家族介護者が心理的ステップのどの段階にいるかを周囲の人や支援者が理解することが大切である。

特に第2ステップから第3ステップに早く移行できるようにすることが重要で、長く介護していくれば移行できるものではない。同じ家族介護をしている仲間と話せる機会があると早く第3、第4ステップに移行できると言われるので家族介護者の交流会などを案内することで、家族が心理的に楽になり介護が継続できるようになる。

介護者の認知症の人に対する望まれる姿勢・態度

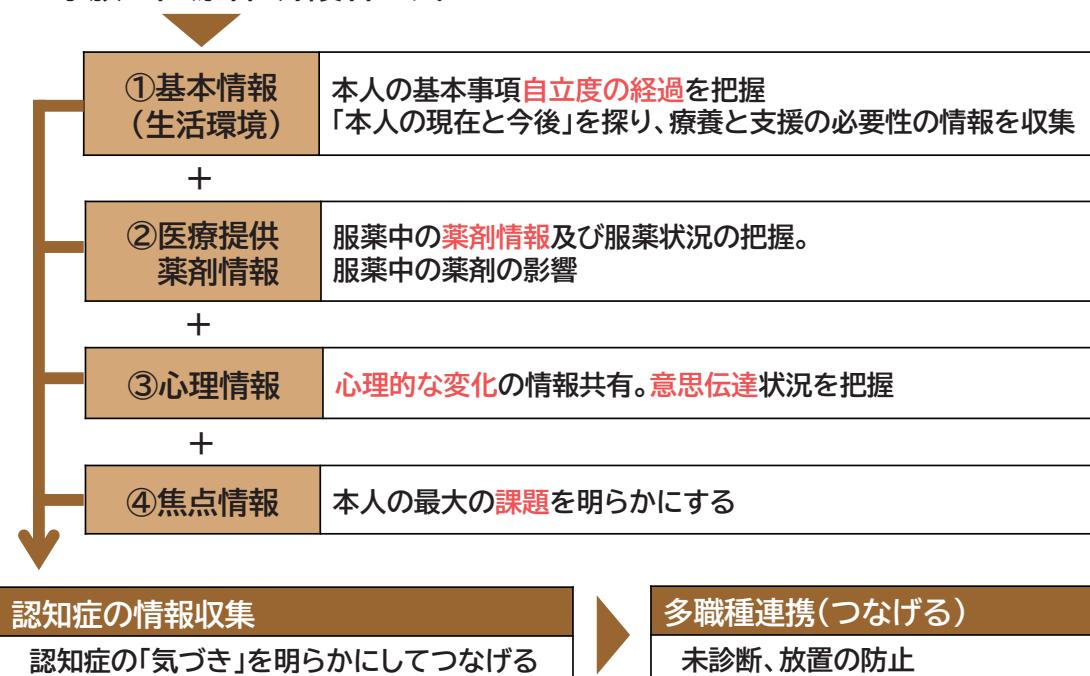
[薬局実践31]

- 本人の機能低下を理解し、出来ることに目を向ける
- 急速な進行と新たな症状の出現に注意する
- 簡潔で簡易な表現で依頼する・伝える
- 本人のリアクションに合わせて言い方を変更する
- 本人が出来ることを中心に任せる
- 障害に向かい合うことを強いない
- 穏やかで安定した支持的な態度を心がける
- 本人の負担になるような日常生活の変化・変更は避ける
- 本人にわかりやすい表現で簡単に説明し、希望を聞く
- 本人が障害のせいで嫌な思いをしないようにさりげなくサポートする

「気づき」から「つなげる」ための情報収集

[薬局実践32]

家族や医療者・介護者の気づき



〔薬局実践 31〕

認知症の人と家族介護者等が来局した際の様子から、本人と介護者の関係や家族の心理的な変化(ステップ)にも配慮し、介護者からの相談があった場合には、スライドに挙げられたようなアドバイスをすることも有用である。

また、かかりつけ薬剤師が服薬指導・相談対応等を通じて本人の支援を行う際にも、参考にできるものと言える。

〔薬局実践 32〕

高齢の方と窓口や在宅訪問で接していると、認識力、記憶力、判断力など脳の機能低下に気づく場合がある。初期症状がでてから専門医にいくまで大半の人が 2 年以上もかかっているために初期の段階での受診がもっとも必要とされている。

初期段階では紛らわしい症状があるが、認知症か、加齢現象か、と見分けがつきづらいが、認知症は早期発見、早期対応治療が重要である。

- ・言葉がつまることはありますか？
- ・物忘れがある、最近忘れっぽくありませんか？
- ・仕事や家事はスムーズにできていますか？

に気づいたら、スライドの①～④のステップを踏んで、他の医療者や地域のネットワークにつなげることが最も重要である。

動画 ③

地域における多職種連携

多職種連携の意義

● 生活状況に関する具体的・客観的な情報が共有できる

- *1 独居の認知症高齢者ではケアマネジャーを含めた介護職員からの情報は欠かせない。特にアルツハイマー病では“取り繕い”が特徴であるため、本人以外から情報を得る必要がある。
- *2 本人への服薬指導で、生活状況を把握できていれば、本人の訴えに振り回されることが減る

● 服薬状況の確認ができる

- * 生活習慣病の治療薬を含め、本人・家族に対する服薬確認に加え、看護師・介護職員等から服薬状況の確認ができる

● 服薬遵守の意義について共有することができる

● 生活状況がわかれれば、より具体的に薬剤の副作用やADL・IADLに対する影響の説明ができる

● BPSDに関連する要因についての情報が得られる

[薬局実践 33]**動画③地域における多職種連携**

75歳の内田明夫さんは奥さんと二人暮らし、3年前レビュー小体型認知症の診断を受けています。要介護2。

隔週で訪問している看護師が残薬の多いことに気づき、かかりつけ医に報告を入れました。

かかりつけ医から連絡を受けた薬剤師の安藤さんは内田さんの自宅を訪問し話を聞いて、薬の一包化を提案しました。2週間後、再び内田さん宅を訪れた安藤さん、未だ残薬があることに気づき奥さんを交えて話し合いを持ちました。怒りっぽいなど症状が進んできたように感じた安藤さんは状況をかかりつけ医に連絡を入れます。……

認知症の人を支えていくには、地域においての専門職による多職種連携が必須となっていきます。

[薬局実践 34]

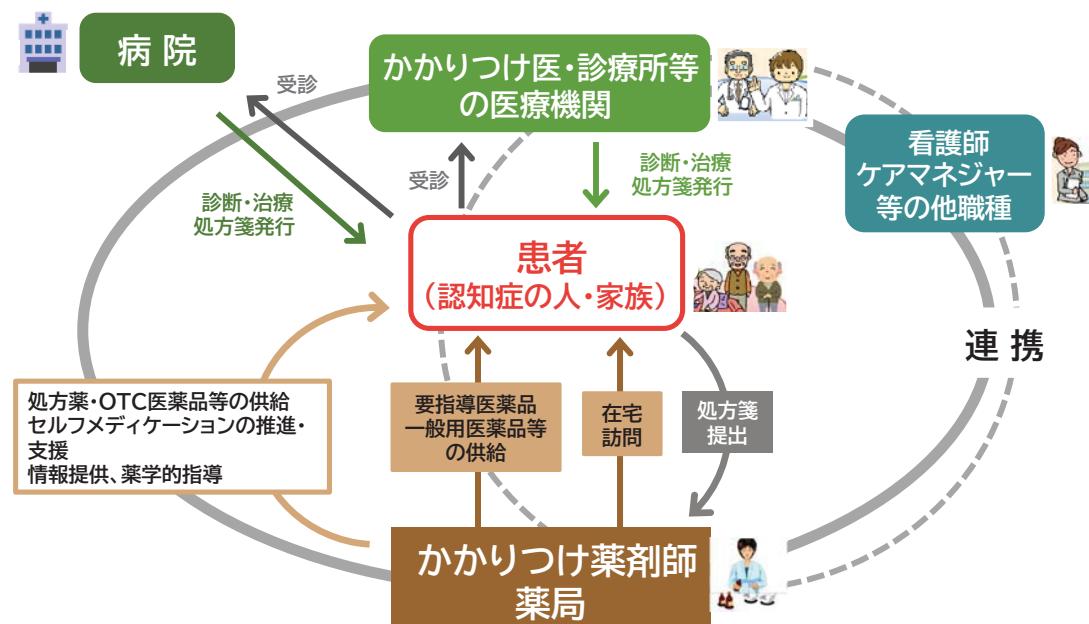
薬剤師が薬学的管理・相談対応等を行っていく上で、多職種連携は欠かせない。特に、服薬にかかる情報の収集という点では、患者の生活により近い、介護職員やケアマネジャーからの情報が不可欠である。

服用できているかどうかはもちろん、生活状況に関する情報を得ることで、より具体的に薬剤の副作用やADL・IADLに対する影響が検討できる。

特に最近増加が指摘されている独居世帯では、多職種が連携して対応していくなければ、治療を継続していくこともままならない。独居の場合、認知症の重症度が軽度であっても服薬の管理が困難となる場合が多いが、薬剤師が関わることで、本人の状態や服薬のしやすさ等も考慮した最適な処方を常に検討し処方医に提案することができる。また、介護職等と連携することで、日常の服薬確認や、患者状態の変化についてもモニターすることができる。

多職種連携の中での かかりつけ薬剤師・薬局による医薬品の一元的管理

[薬局実践35]



出典:公益社団法人 日本薬剤師会

カンファレンス等でのかかりつけ薬剤師の役割

[薬局実践36]

薬剤師が日常業務において把握していること

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① アドヒアランスの確認 | ⑥ 検査値 |
| ② 処方内容の確認 | ⑦ 生活上の注意 |
| ③ 副作用モニタリング | ⑧ 残薬のチェック
飲み忘れ時の対処方法 |
| ④ 効果確認 | ⑨ その他の服薬支援事項 |
| ⑤ 相互作用 | |

カンファレンス
(サービス担当者会議、退院時カンファレンス等)

〔薬局実践 35〕

多職種連携の中での、かかりつけ薬剤師・薬局による医薬品の一元的管理を図式化したものである。

かかりつけ医との連携はもちろん、看護師、ケアマネジャー、介護職等他の専門職と連携し、情報共有を蜜にすることで、薬学的管理にも反映でき、他の専門職にとってもメリットとなりうる。また、処方された薬だけにとどまらず、患者が使用する、一般用医薬品や健康食品等も含めた一元的な管理を行い、患者へのリスクを最小限にし、かつ、必要な治療効果が得られるような薬学的管理を常に行っていくことが必要となる。

介護用品や衛生用品等の供給についてもかかりつけ薬剤師・薬局が担うことで、患者とより多くの接点、情報を得ることができ、薬剤師にとっても、患者にとっても、かかりつけ薬剤師・薬局が一貫してサポートすることのメリットは非常に大きいといえる。

〔薬局実践 36〕

カンファレンス等においては、スライドにあるような、かかりつけ薬剤師が日常業務において把握していることを、他の専門職に対して分かりやすく、他職種の業務に反映できるような伝え方をすることが重要となる。

徴候からの気づきとつなぎ

[薬局実践37]

～かかりつけ医・地域包括支援センター等への連携～
徴候に気づいてからつなぐルートは大きく分けて2つ

薬局 → カカリつけ医

認知症の徴候に気づいた対象者をかかりつけ医につなぐことにより、いち早く、確実に治療を開始することができる

薬局 → 地域包括支援センター

認知症スクリーニングにより、ハイリスクとされた方を地域包括支援センターにつなぐことにより、医療だけでなく介護予防事業等の利用勧奨など、支援ルートに乗せることで、地域でのネットワーク作りにも役立つ

薬局 → カカリつけ医 ①

[薬局実践38]

薬局での様子から把握

薬局で服薬指導の際に、

- 前回と同じ処方なのに覚えていない
- 話の取り繕いがある
- 財布に千円札や小銭があるにもかかわらず
一万円札で支払う

などの様子が見られたために、処方元のかかりつけ医に情報提供したところ、再診の際に認知症の診断がなされ、治療開始に結び付いた。

(参考) 薬局窓口での気づきのチェックポイント
静岡市薬剤師会認知症ネットワークチーム症例検討会
仙台市薬剤師会認知症WG薬局における認知症の気づき場面集 など

〔薬局実践 37〕

かかりつけ薬剤師が認知症の徵候に気づいたら、早期対応のためにつなぐルートは大きく分けて 2 つあると考えられる。

1 つ目は、薬局からかかりつけ医につなぐルートであり、かかりつけ医につなぐことにより、いち早く診断・治療に結び付けることができる。

2 つ目は、薬局から地域包括支援センターにつなぐ方法で、地域包括支援センターを通すことにより医療だけでなく介護サービスをはじめとした認知症の人を支援するネットワークを地域で構築することができる。

また、介護サービス利用の対象とならなかった場合でも、介護予防事業の利用などにより、生活機能の低下を防ぐ対応を早期から行うことができる。

〔薬局実践 38〕

薬局での様子から認知症の徵候に気づき、かかりつけ医につないだ場面を例に挙げる。

薬局で服薬指導の際に、前回と同じ処方なのに覚えていない、話の取り繕いがある、財布に千円札や小銭があるにもかかわらず一万円札で支払うなどの様子が見られたために、処方元のかかりつけ医に情報提供したことにより、再度診察したところ、認知症の診断がなされ治療開始に結び付いた。

薬局 → かかりつけ医 ②

[薬局実践39]

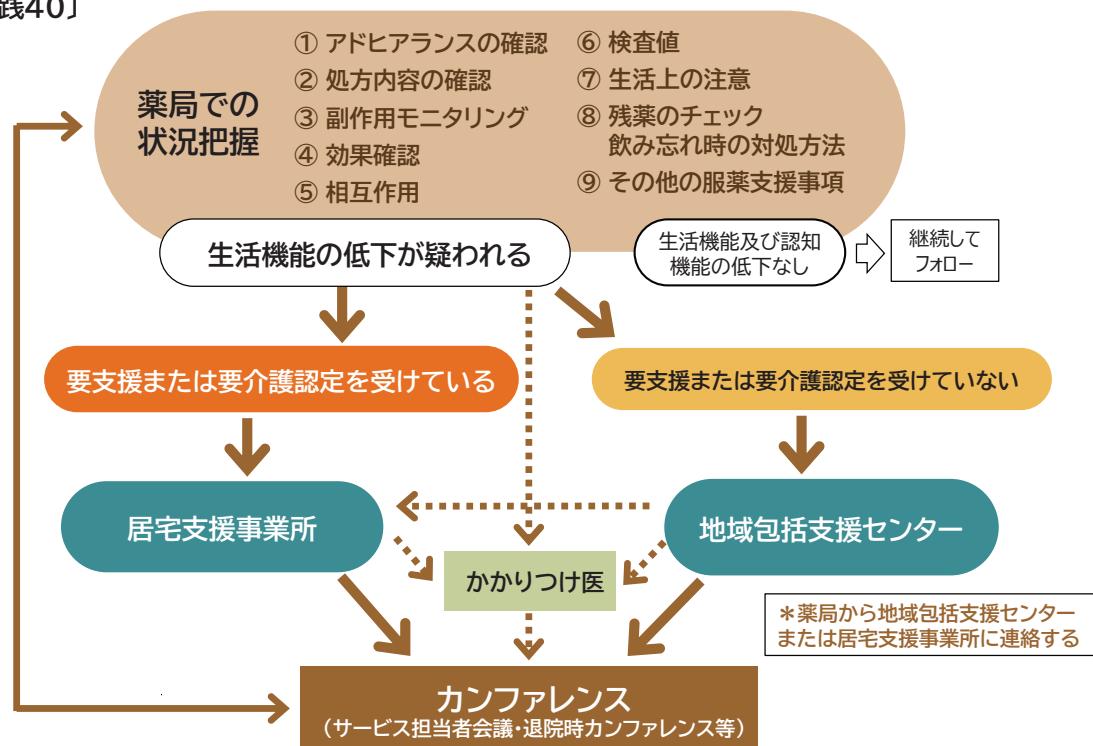
服薬状況からの気づき

- 服薬状況の確認から一包化や剤形変更を提案し服薬支援を行う。

- ・飲み忘れや飲み間違いに対し、**一包化**を提案する。
- ・飲み込みがうまくできないときは、口腔内崩壊錠などへの**剤形変更**
- ・服薬確認が困難なときには、**貼付剤への変更**を提案する。

薬局 → 地域包括支援センター

[薬局実践40]



〔薬局実践 39〕

服薬状況の確認から認知能力の低下が疑われ、かかりつけ医につないだ場面を例に挙げる。処方医と連携して早期発見・早期対応を行うとともに、一包化や剤形変更などの服薬支援も検討、実施してみる。飲み忘れや飲み間違いに対しては、一包化やカレンダーを利用した服薬支援を、飲み込みがうまくできないときはその原因を探ったうえで、口腔内崩壊錠やゼリー剤などへの剤形変更、服薬確認が困難な場合は、貼付剤を利用するなどの方法を提案し、服薬状況の改善に結びつけるようにしていく。

〔薬局実践 40〕

前述した薬局での状況把握(①アドヒアランスの確認～⑨その他の服薬支援事項)の情報をもとに認知症スクリーニングを行い、生活機能の低下が疑われる方を地域包括支援センター等につなぐことにより、医療や介護保険サービスだけでなく、地域支援事業や介護予防事業によるサービス利用を勧めるなど、支援のルートに乗せることができ、地域でのネットワーク作りにも役立つ。

事例（経過）

〔薬局実践41〕

(80歳代 女性)

X-10年	血圧、糖尿病の治療で夫とともに主治医を受診し、2週間に1度定期的に通院。同時に薬局もかかりつけとして利用。
X-9年	夫が入退院を繰り返すようになり、薬の飲み間違いが多くなってきた。薬剤師が、医師に相談し、一包化開始となる。
X-8年	夫が亡くなり、そのあたりから薬の飲み忘れが多くなり、薬剤師が医師に相談、カレンダー調剤(一包化を1週間分のカレンダーにセット)開始となる。
X-7年	脳梗塞を発症し、入院。退院後介護保険の申請と同時に、ケアマネジャーと相談の上、隣人にカレンダー調剤の服薬確認を声掛けしてもらうようになる。
X-4年	さらに飲み忘れが多くなり、主治医がもの忘れ外来も兼ねていたので、認知症の検査を行い、認知症と診断。同時に、認知症治療薬の処方開始。薬剤師と医師が協議を行い、処方を1日1回にし、服薬支援をデイサービスで行うこととした。デイサービスの無い日曜日だけ、デイサービス職員から1日分薬を渡し、自宅で服用してもらっている。その後、血糖値、血圧、認知症、全て安定して落ち着いている。

事例（処方等）

〔薬局実践42〕

(80歳代 女性)

Rp.

- ①【般】ボグリボース錠 0.2mg 3T 3× 每食前
- ②【般】グリベンクラミド錠 1mg 1.5T
2× 朝夕食前(1-0.5)
- ③【般】カルベジロール錠 10mg 1T
【般】クロピドグレル錠 25mg 1T
1× 朝食後
- ④【般】ニフェジピン徐放錠(12時間持続) 10mg 2T
【般】メコバラミン錠 250μ 2T
2× 朝夕食後

Rp.

- ① ネシーナ錠 25mg 1T
- 【般】グリメピリド錠 1mg 1T
- 【般】カルベジロール錠 10mg 1T
- 【般】クロピドグレル錠 25mg 1T
- 【般】ニフェジピン徐放錠(24時間持続) 20mg 1T
- 【般】ドネペジル塩酸塩OD錠 5mg 1T
1× 朝食後
デイサービス通所時服用

本人管理
一包化カレンダー
カレンダー(隣人管理)

- ・服薬コンプライアンス不良に
- ・血糖コントロール不良、脳梗塞発症

デイサービスでの管理

- ・服薬コンプライアンス良好
- ・血糖コントロール良好
- ・認知症併発するもADL良好

〔薬局実践 41〕

処方医との連携で服薬支援とともに認知症の診断、治療に結びついた事例を示す。

対象者は 80 歳代の女性で認知症と診断される 10 年前には血圧、糖尿病の治療で夫とともに主治医を外来で受診していた。薬局にもかかりつけとして受診の都度、来局していた。しかし、夫が入退院を繰り返すようになってから、薬の飲み間違いが見られるようになり、そこで薬剤師が主治医に相談の上、一包化開始になった。

一年後、夫が亡くなつてからは薬の飲み忘れが多くなってきたため、カレンダーを利用した服薬支援を開始し、その後、脳梗塞を発症し入院したため、退院後介護保険の申請とともにケアマネジャーの提案でカレンダー調剤の服薬確認のため隣人に声掛けしてもらうこととした。

さらに飲み忘れが多くなったため、もの忘れ外来もやっている主治医が診察、認知症の診断がなされ、認知症治療薬の処方となった。かかりつけ薬剤師と医師が協議の上、処方内容を見直し 1 日 1 回朝食後にまとめ、服薬支援をデイサービスで行うこととした。デイサービスのない日曜日はデイサービスの職員から 1 日分を本人に渡し、自宅で服用してもらうこととした。

以降、血糖値、血圧、認知症の状態はすべて安定し落ち着いている。

〔薬局実践 42〕

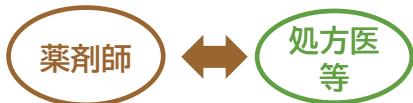
この事例の処方例を示す。

左は、当初の本人管理だった処方で、一包化やカレンダーを用いて隣人に服薬確認してもらっていたが、服薬コンプライアンス不良のため血糖コントロールも悪く、脳梗塞を発症してしまった。右は、服薬支援をデイサービスに移行した時の処方を示しており、処方の見直しによりすべて朝食後にまとめている。服薬コンプライアンスは改善し、血糖コントロールも良好、認知症診断を受けるも ADL は良好に推移している。

情報連携ツール

[薬局実践43]

処方医等との連携と情報共有



- ・薬剤がBPSDに影響を与える事もあるので、認知症の人に対する薬剤管理等について、関係者間で情報共有を行う。
- ・トレーシングレポート、DBCシート等を活用

DBCシートとは

BPSDに対して医師が処方した薬剤のモニタリングを行い、用量変更など処方設計ファイドバックを行う(右図参照)。

	投与前	開始後	增量後
A 陽性症状	17	17	8
1 いらいら 怒り 大声 暴力	3	2	1
2 介護抵抗 入浴拒否	3	2	1
3 帰宅願望 外出拒否	1	1	1
4 不眠	2	1	0
5 徘徊	2	1	0
6 自己顯示 コール頻回	2	2	1
7 焦り	1	1	1
8 妄想 幻覚 独語	2	3	2
9 神経質	1	2	1
10 盗み 盗食 大食 異食	0	2	0
B 陰性症状	9	9	6
1 食欲低下	0	0	0
2 あまり動かない	1	2	1
3 昼寝 傾眠 発語低下 無表情	3	2	2
4 うつ状態(否定的発言 自殺)	3	3	2
5 無関心(リハビリ等不参加)	2	2	1
C 体幹バランス	6	3	1
1 体幹傾斜	0	0	0
2 易転倒性	3	2	1
3 小刻み歩行	1	0	0
4 嘔下不良 むせる	2	1	0
5 突進 振戦(PD)	0	0	0

出典:セロクエル投与前後のDBC Sheet (尾道市医師会作成)

〔薬局実践 43〕

かかりつけ医との連携では、認知症の早期発見・早期対応とともに、認知症の人の処方のモニタリングを行い、結果を連携担当者にフィードバックしたり、処方担当の医師と連携して処方検討を行うことも薬剤師として大切な役割である。

薬剤が BPSD に影響を与えていたりする事もあるので、認知症の人に対する薬剤管理等について、トレーシングレポートや DBC シート等を活用し関係者間で情報共有を行う。

DBC シートとは BPSD を評価するためのツールで、投与薬剤の記入欄を設けて、陽性症状、陰性症状、体幹バランスの各項目について治療効果の変遷を客観的に検証でき、薬の有効性や副作用のチェックにも有用である。また、医師以外の職種でも活用できるので多職種での情報共有にも役立つものとなっている。

地域・生活における実践 編

ねらい：認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、地域連携の重要性を理解する

到達目標：

- 認知症ケアの考え方とかかりつけ薬剤師の役割を理解する
- 認知症の人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要な情報やポイントを理解する

高齢者に対する適切な医療提供の指針 ～認知症高齢者の医療とケアの基本～

〔地域実践1〕

1. 「高齢者の多病と多様性」
2. 「QOL維持・向上を目指したケア」
3. 「生活の場に則した医療提供」
4. 「高齢者に対する薬物療法の基本的な考え方」
5. 「患者の意思決定を支援」
6. 「家族などの介護者もケアの対象に」
7. 「患者本人の視点に立ったチーム医療」

厚生労働科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業)(H22-長寿-指定-009)「研究班

認知症の人の医療とケアの目標

〔地域実践2〕

1. 生活機能の1日でも長い維持
2. 行動・心理症状(BPSD)の緩和
3. 家族の介護負担の軽減

日本老年医学会ニュースレター 第1回認知症の医療と介護 総合的機能評価の観点からより抜粋

〔地域実践 1〕

医療従事者が高齢患者に対して医療提供を行う際に考慮すべき基本的な要件を示す。

1. 「高齢者の多病と多様性」
 - ・高齢者の病態と生活機能、生活環境をすべて把握する。
2. 「QOL 維持・向上を目指したケア」
 - ・生活機能の保持、症状緩和などにより QOL の維持・向上を目指す。
3. 「生活の場に則した医療提供」
 - ・患者の QOL 維持に生活の場の問題は重要であり、適切な医療提供の場を選択する。
 - ・医療提供の場を変更する際に生じる問題を理解し、予防に努める。
4. 「高齢者に対する薬物療法の基本的な考え方」
 - ・有害事象や服薬管理、優先順位に配慮した薬物療法を理解し、実践する。
5. 「患者の意思決定を支援」
 - ・意思決定支援の重要性を理解し、医療提供の方針に関して合意形成に努める。
6. 「家族などの介護者もケアの対象に」
 - ・家族をはじめとした介護者の負担を理解し、早期に適切な介入を行う。
7. 「患者本人の視点に立ったチーム医療」
 - ・患者もチームの一員であることを理解し、患者本人の視点に立った多職種協働によるチーム医療を行う。

高齢者医療の実践面においては、多病と多様性を抱えた高齢患者を多様なケアの場において患者側の価値観にも配慮しつつ多職種協働で医療提供を行うという高度な医療スキルが必要となっている。

〔地域実践 2〕

認知症の人の医療とケア(介護)の目標をまとめた。医療の役割である鑑別診断や認知症治療薬を中心とした認知機能障害や BPSD の治療は重要であるが、これらの治療は、認知症の人の生活機能を一日でも長く維持することが目標である。薬物療法や非薬物療法により認知機能障害の進行を遅延させることも生活機能を少しでも長く維持することが目的であり、BPSD の治療も同様である。さらに、この生活機能の維持はケアの目標でもある。さらに、この医療の目標は、診断と薬物投与だけでは達成することは出来ず、医療とケアの連携、特に介護保険サービスと医療が連携してはじめて本人や家族にとって適切な支援となる。

医療とケアの連携には、共通言語として、高齢者の総合的な機能の評価が欠かせないが、今後はさらにこれらを地域のケアと密着したサービスにも発展させて行く必要がある。このように医療であってもケアであっても目標が同じであることを認識した連携が最も重要である。

認知症の人のケアとコミュニケーション

〔地域実践3〕

パーソンセンタードケア

- 認知症の人の“その人らしさ”を尊重し、その人の視点や立場に立って理解し、ケアを行おうとする基本的な認知症ケアの視点
- 認知症をもつ人の行動や状態を、疾患、性格傾向、生活背景、健康状態、心理、社会的背景など多角的な面から捉えて理解しようとする

バリデーション療法

- 認知症の人の言動を否定せずに感情を共有し、行動の背景や理由を理解しながら関わる手法

ユマニチュード

- 「見る」「触れる」「話す」「立つ」の4つの柱を使って働きかけることで、お互いを尊重し合い認知症の人とポジティブな関係を築こうとするケア技法

認知症の介護者への注意点やアドバイス

〔地域実践4〕

- 認知症の方の特性を理解し、現存する心身の能力を活かしながら、本来の本人らしさなるべく保つ。
- 本人の負担になるような日常生活の変化・変更は避け、本人の希望を尊重した生活の継続性を重視する。
- 本人のペースでゆっくりと安心感を大切にする。
- 本人が希望をもって充実した暮らしが継続できるように生活支援面で配慮する。

〔地域実践3〕

認知症の人の言動には意味がある。その原因や背景を考えていくための考え方や技法として代表的なものをスライドに挙げている。医療職や介護職等が専門職としての役割を果たすための基礎的な対応力として有効なものである。

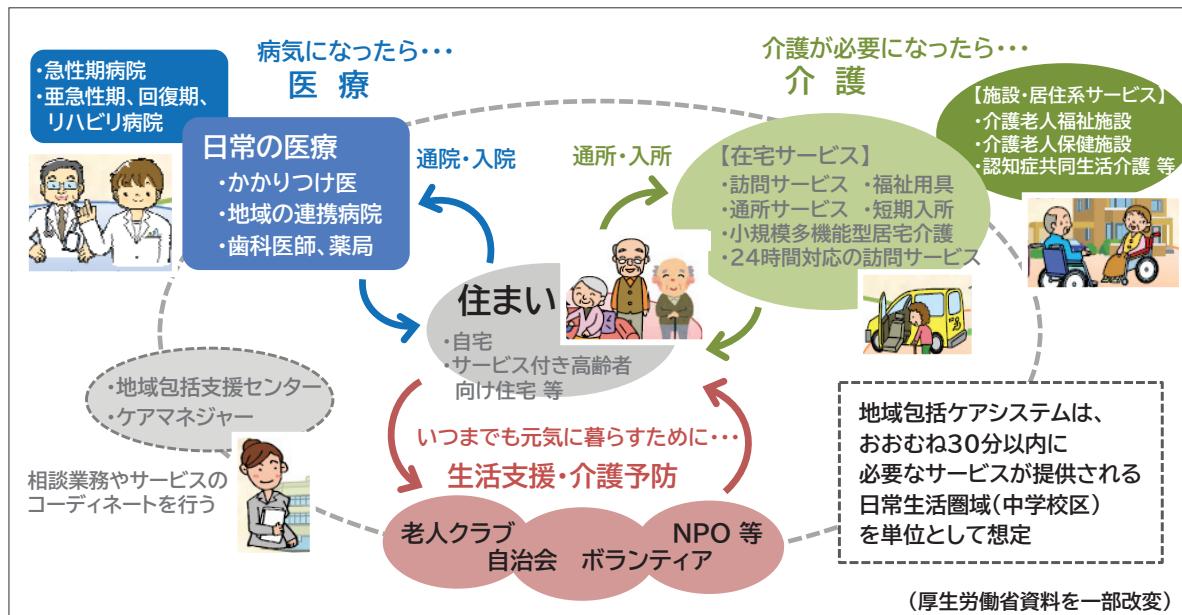
〔地域実践4〕

認知症の人を介護する家族が、もの忘れなどの症状にだけとらわれないように、本人らしさや、本人の希望、安心などに目をむけられるようにアドバイスが必要である。服薬管理を含めた生活面で本人の困りごとが上手くサポートできるように家族にアドバイスする。

地域包括ケアシステム

[地域実践5]

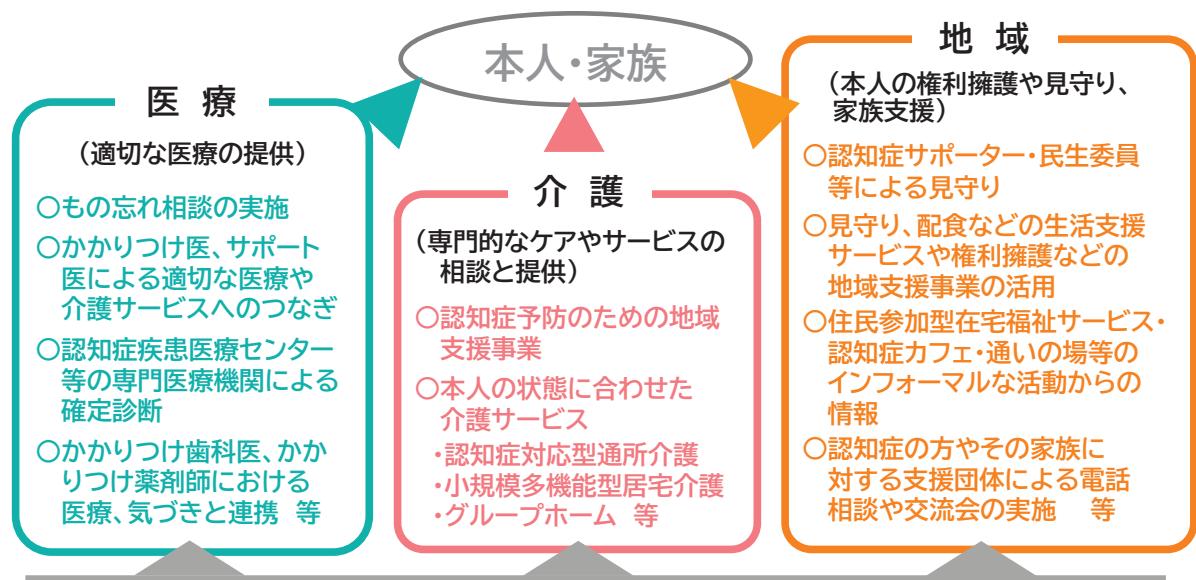
住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる。



認知症の人への支援体制 ～医療・介護・地域の連携～

[地域実践6]

認知症の人やその家族の暮らしを支えるサービスは多方面にわたり展開



〔地域実践5〕

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を実現するため、医療や介護の公的な保険サービスに加え、住民の自発的な活動などインフォーマルなサービスも含めて、必要なときに必要なサービスを誰もが継続的に利用できることを目指す仕組みが「地域包括ケアシステム」である。

認知症の人についても、この地域包括ケアシステムの中で、切れ目なく適時適切なサービスを受けることができ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることが重要であることに変わりはなく、そのためには、自治体や医療機関（保険薬局を含む多様な医療資源）、介護サービス事業所、インフォーマルサービスなど様々な関係機関が連携して認知症の人を支える地域作りが重要となる。

認知症施策においても、この住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムを実現することが重要である。

〔地域実践6〕

それぞれの地域で認知症の人と家族への支援体制を示す。

認知症の人や家族のときどきの状態やニーズに適切に対応し、暮らしを支えるサービスを提供するためには、スライドに示すような医療・介護・地域の領域ごとの各サービスが連携と役割分担をすることで効果的な支援を行っていく必要がある。さらに地域の実情を踏まえ、多方面にわたって展開されることも重要である。

医療の役割は、もの忘れ相談の実施、医療介護連携による適切な医療や介護サービスへのつなぎ、かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師における医療、気づきと連携等である。認知症の本人やその家族への適切な助言や資源へのつなぎを行うため、自局の所在する地域の認知症の支援体制を把握することが求められている。

認知症ケアパス

〔地域実践7〕

認知症ケアパスとは

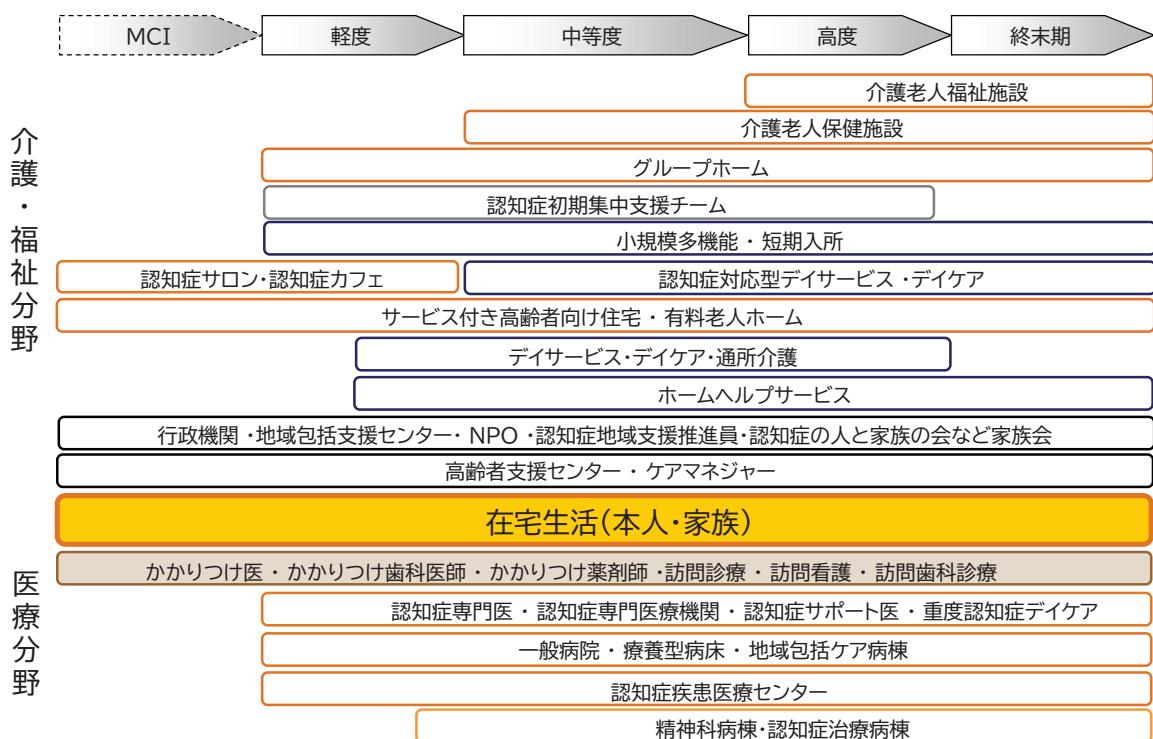
『認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの』

(認知症施策推進大綱より引用)

- ・認知症ケアパスを地域ごとに確立し、認知症に関する基礎的な情報や具体的な相談先・受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。
- ・認知症ケアパスは、医療・介護関係者間の情報共有のツールでもあり、サービスが切れ目なく提供されるように医療機関でも積極的な活用が望まれる。

標準的な認知症ケアパス：社会資源の整理

〔地域実践8〕



〔地域実践7〕

認知症ケアパスは、スライドのように定義され、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを表したものである。各市町村の実情に応じて策定され、介護保険事業計画に反映される。①認知症の人が地域で生活するための基盤整備として介護保険サービス、医療サービス、インフォーマルサービス、その他社会資源を整理していくためのもの、②認知症の人への適切なケアマネジメントの実施にむけて、医療・介護関係者間の情報共有のツールとして標準的な「認知症ケア」の手順を表したもの、の二つの側面がある。

認知症ケアパスを地域ごとに確立し、認知症に関する基礎的な情報や具体的な相談先・受診先の利用方法等が明確に伝わるようにすることやサービスが切れ目なく提供されるように、薬局・医療機関でも積極的に活用することが重要である。

かかりつけ薬剤師も、自局の所在する地域の認知症ケアパスについて、自治体ホームページ等から確認しておくことが望ましい。

〔地域実践8〕

認知症は原因疾患や認知症の進行によって、必要な支援の内容が変化することに留意する必要がある。そのため、一人ひとりの認知症の人に合わせて、必要な支援を必要な期間、適切に提供するために、認知症の人の生活機能障害とニーズを把握するとともに、認知症の人の立場に立ち、どういう支援があると助かるか、どういう支援であれば不安や心配なく受けることができるのかといった視点に立って検討する必要がある。さらに認知症の人の生活機能障害にあわせた社会資源を地域ごとに整理し、それぞれの地域の社会資源が連携しあい、認知症の人に適切な支援を提供する必要がある。

認知症の人の生活機能障害に応じて、介護保険サービス、医療サービス、地域支援事業等のサービス、介護保険制度以外のサービスなど、どの事業所・団体が支援を提供するかを、地域福祉を担う関係者間でおおまかに検討・整理し、「地域として、こういう状態の認知症の人をこのサービスで支えていく」というおおまかな構図を描くようにすると良い。

認知症サポート医

[地域実践9]

地域における「連携の推進役」を期待されている



認知症サポート医の機能・役割

- ① 認知症の人の医療・介護に関する かかりつけ医や介護専門職に対するサポート
- ② 地域包括支援センターを中心とした多職種の連携作り
- ③ かかりつけ医認知症対応力向上研修の講師や住民等への啓発

認知症疾患医療センター

[地域実践10]

地域における認知症医療体制・日常生活支援に関する相談支援

認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センター

かかりつけ医・歯科医・薬剤師

認知症サポート医

連携

認知症疾患医療センター(早期診断等を担う医療機関)

連携型

地域型

基幹型

(1)専門的医療機能

- ・速やかな鑑別診断
- ・診断後のフォロー
- ・症状増悪期の対応
- ・BPSD・身体合併症への急性期対応
- ・専門医療相談

(2)地域連携拠点機能

- ・連携協議会の設置
- ・研修会の開催

(3)日常生活支援機能

- ・診断後の相談支援

地域の医療提供体制の中核

〔地域実践9〕

認知症サポート医は、かかりつけ医か専門医に峻別されるものではなく、通常の認知症に関する診療の状況によって、それぞれの立場から機能・役割を担うものである。

具体的には、①認知症の人の医療・介護に関わるかかりつけ医や介護専門職に対するサポート、②地域包括支援センターを中心とした多職種の連携作り、③かかりつけ医認知症対応力向上研修の講師や住民等への啓発などが挙げられる。これらの活動を通じて、地域における「連携の推進役」が期待されている。

〔地域実践10〕

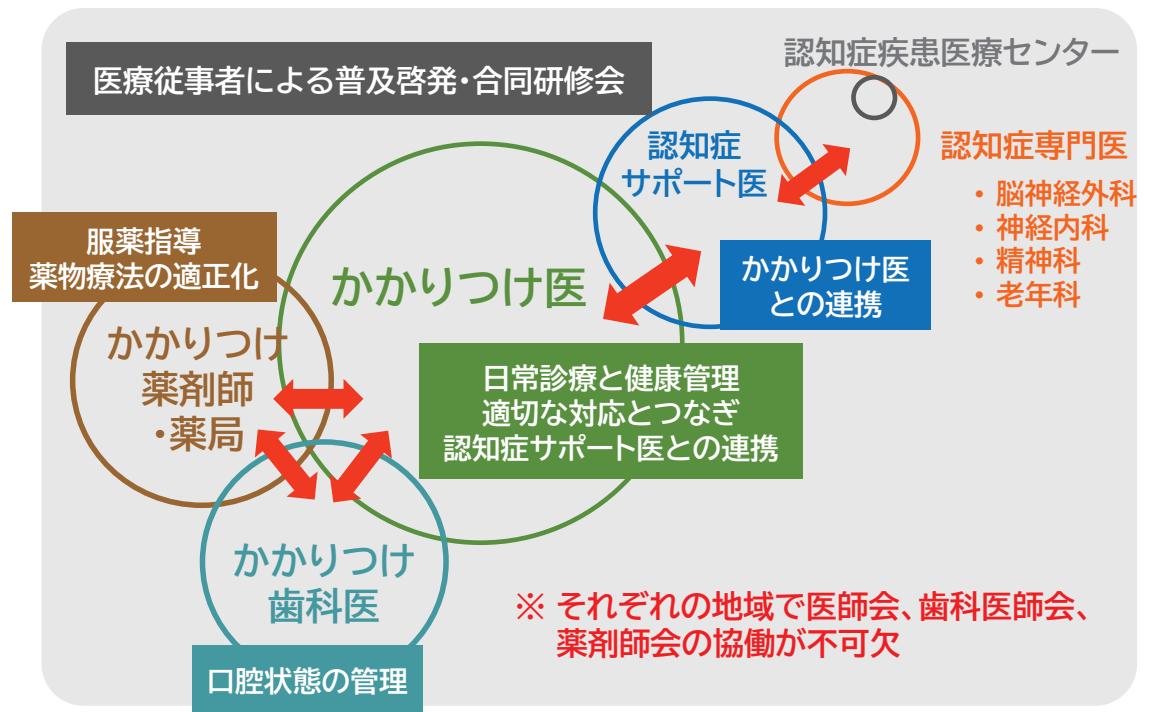
認知症疾患医療センターは、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り都道府県・指定都市により設置され、医療機関の特性、人員配置、検査体制、急性期治療への対応体制等に応じて、基幹型、地域型、連携型に分類される。

地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、(1)認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、症状増悪期の対応、BPSD や身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談などの専門的医療機能、(2)連携協議会の設置や研修会の開催など地域連携拠点機能、(3)診断後の認知症の人や家族に対する相談支援機能などの日常生活支援機能、などを有する。かかりつけ医や歯科医・薬剤師、認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター、認知症サポート医などの地域の相談拠点との連携を含め、関係機関間の調整・助言・支援の機能なども重要な役割である。

地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりや認知症の人やその家族の視点に立った当事者によるピア活動や交流会の開催などの取り組みを必要に応じて行うことも求められている。

認知症医療連携のイメージ

[地域実践11]



認知症サポート医養成研修テキストを一部改変

医師・歯科医師・薬剤師の連携の意義

[地域実践12]

かかりつけ薬剤師・薬局

- ・服薬遵守の意義について共有することができる。
- ・薬剤の副作用や日常生活に対する影響の説明ができる。

かかりつけ医

- ・生活状況に関する具体的・客観的な情報を得られる。
- ・BPSDに関連する要因についての情報が得られる。
- ・服薬状況の確認ができる。
- ・治療に関する本人・家族の満足度がより上がる。
- ・具体的に薬剤の副作用の説明ができる。

かかりつけ歯科医

- ・口腔健康管理(口腔ケア・セルフケアを含む)の確認ができる。
- ・歯科治療に関する本人・家族の協力や満足度が向上する。

〔地域実践 11〕

医師・歯科医師・薬剤師を中心とした認知症医療連携のイメージ図を示す。

認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応、診断後の診療や支援を継続するためには、地域の関係医療機関の日頃からの有機的な連携が欠かせない。

かかりつけ薬剤師は、同じくかかりつけ機能を実践しているかかりつけ医やかかりつけ歯科医との日常的な連携を担う。かかりつけ医は認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医との適宜の連携、必要時の認知症疾患医療センターや認知症専門医(脳神経外科、神経内科、精神科、老年科)等との連携を行う。専門職による有機的な連携のためには、地域の医療従事者による普及や啓発、合同研修会の開催などが欠かせない。

認知症医療連携の構築には、各地域における医師会、歯科医師会、薬剤師会の協働が不可欠である。

〔地域実践 12〕

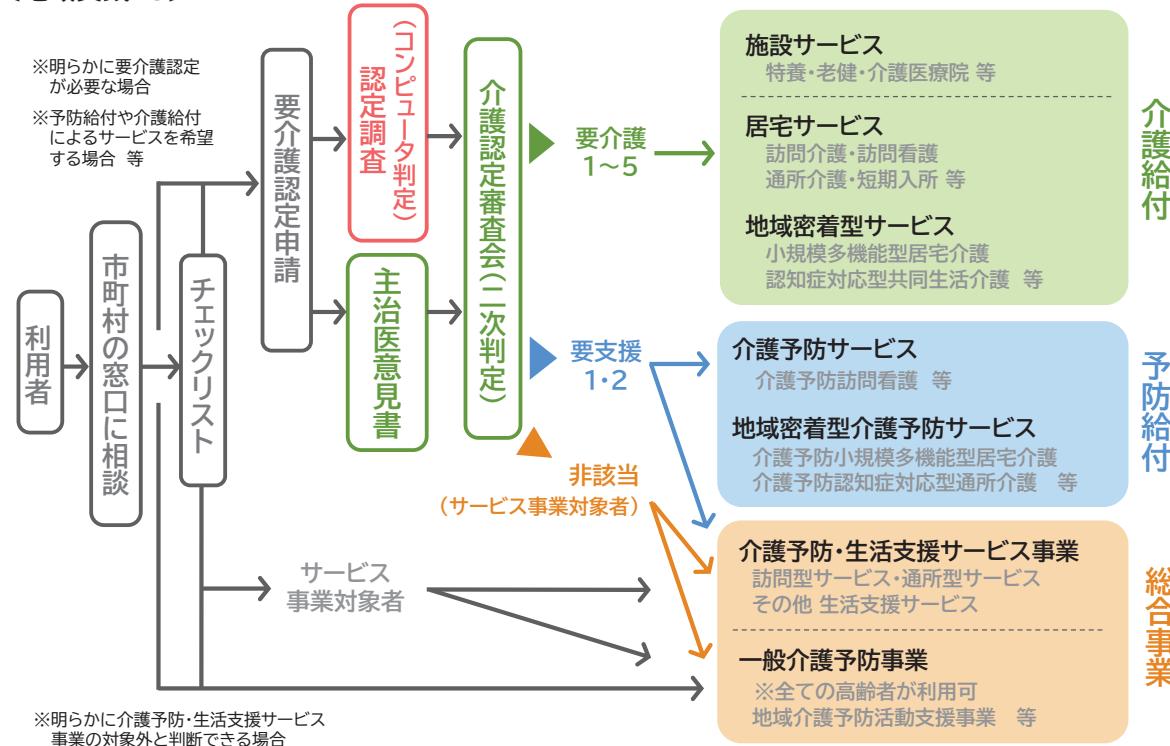
医師、歯科医師、薬剤師が連携することの意義(連携することで得られる利点)についてまとめた。

かかりつけ薬剤師の具体的な利点としては、服薬遵守の意義について共有することができる、薬剤の副作用や日常生活に対する影響の説明ができることが挙げられる。かかりつけ医では、生活状況に関する具体的・客観的な情報を得られる、BPSD に関連する要因についての情報が得られる、服薬状況の確認ができる、治療に関する本人・家族の満足度がより上がる、具体的に薬剤の副作用の説明ができるなど、また、かかりつけ歯科医では、口腔健康管理(口腔ケア・セルフケアを含む)の確認ができる、歯科治療に関する本人・家族の協力や満足度が向上する、などの利点が挙げられる。

結果として認知症の人や家族への利点も大きくなり、日常から医師、歯科医師、薬剤師が適切に連携することでそれぞれのかかりつけ機能や専門性がより効果的に発揮できる。

介護サービスの利用の手続き

[地域実践13]



介護給付(介護保険サービス)

[地域実践14]

居宅サービス

訪問サービス、通所サービス
短期入所サービス、福祉用具貸与サービス
福祉用具と住宅改修に関する費用支給 など

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護(H28~)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) など

施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(H30~)
介護療養型医療施設(~R5)

〔地域実践 13〕

介護保険制度は、大きく、①認定申請、②要介護認定、③介護給付・予防給付・総合事業という流れ(スライドの左から右へ)で利用することになる。

介護サービス利用の手続きは利用者が市町村の窓口に相談することから始まる。介護認定は認定調査員による調査の結果と主治医意見書の内容に基づき、介護認定審査会において判定される。

要介護度に応じて支給限度額が決められている。自己負担額は所得に応じて1~3割となっている。

要介護認定を受けて利用できる介護サービスには、主に認知症の人の利用が想定される地域密着型サービス(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など)等がある。

〔地域実践 14〕

介護保険サービスは、サービスの利用形態により、主に在宅でサービスを組み合わせて利用する「居宅サービス」・「地域密着型サービス」、介護施設に入所・入院する「施設サービス」に大別される。地域密着型サービスは、平成18年制度改革で導入されたもので、市区町村保険者が地域事情に応じた整備や基準設定が可能となっている。

居宅サービス、地域密着型サービスには要支援者を対象とする「介護予防サービス」がある(施設サービスは対象外)。

平成30年度から「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の「長期療養」機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設された。平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養型医療施設については、その経過措置期間を6年間延長することとなった。

地域密着型サービス

[地域実践15]

1. 市区町村長が事業者の指定・指導監督
2. 原則、市区町村の被保険者が利用可能
3. 住民に身近な生活圏域単位で整備
4. 地域ごとの指定基準、介護報酬設定が可能

- ▶▶ 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
- ▶▶ 夜間対応型訪問介護
- ▶▶ 地域密着型通所介護
- ▶▶ 認知症対応型通所介護
- ▶▶ 小規模多機能型居宅介護
- ▶▶ 看護小規模多機能型居宅介護
- ▶▶ 認知症対応型共同生活介護
- ▶▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ▶▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

予防給付と地域支援事業

[地域実践16]

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

対象 ・身体介護・機能訓練等を必要としない要支援高齢者	新しい介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1・2、それ以外の者）
	地域支援事業
	<ul style="list-style-type: none">○ 介護予防・生活支援サービス事業<ul style="list-style-type: none">・訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス（配食等）多様な民間事業者・非営利団体等の地域資源を活用・介護予防支援事業（ケアマネジメント）○ 一般介護予防事業
	<p>包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域包括支援センターの運営（従来3事業に加え、地域ケア会議の充実）○ 在宅医療・介護連携推進事業（医療・介護の情報共有と切れ目のない提供体制等）○ 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等）○ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置 等）
	任意事業

〔地域実践 15〕

地域密着型サービスには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(平成 24 年 4 月～)、夜間対応型訪問介護、小規模事業所による通所介護(地域密着型通所介護、平成 28 年 4 月～)、認知症専用のデイサービス(認知症対応型通所介護)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス、小規模多機能型居宅介護+訪問看護、平成 24 年 4 月～)、グループホーム(認知症対応型生活介護)、入居定員 29 名以下の地域密着型特定施設入居者生活介護、同じく定員 29 名以下の小規模な特養(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の計 9 種類のサービスがある。

〔地域実践 16〕

介護保険制度の予防給付と地域支援事業については、平成 27 年 4 月より再編されている。チェックリストや介護認定審査会(二次判定)においてサービス事業対象者とされた場合や、要支援 1・2 の一部サービスの利用者は、市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等を利用することになる。

地域支援事業には、個別のサービス提供にかかる事業のほか、包括的支援事業や任意事業があり、地域の高齢者支援の仕組み(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)が推進されている。

地域の多職種の役割

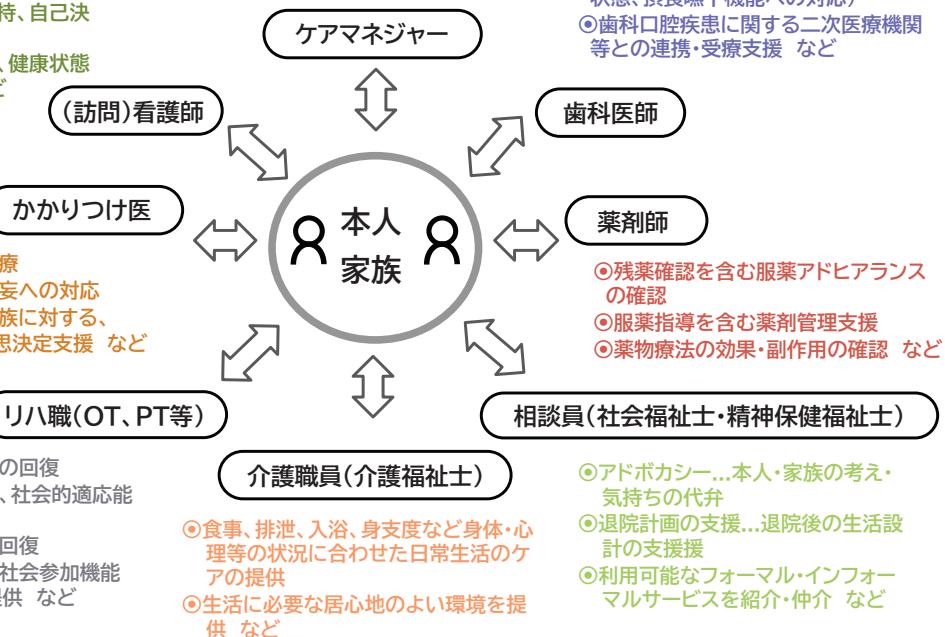
〔地域実践17〕

- ◎日々の健康状態の把握
- ◎本人のニーズに応じた生活の支援、環境調整
- ◎本人の主体性の保持、自己決定の支援
- ◎家族の介護負担感、健康状態などの把握など

- ◎介護予防・日常生活支援総合事業の対象者及び要支援者アセスメントやマネジメント、ケアプランづくり
- ◎ケアチームをコーディネート、総合相談、個別相談、困難事例等対応、虐待対応等の権利擁護など

- ◎歯科口腔疾患に対する治療と指導、意思決定支援
- ◎口腔健康管理(認知症があることによって変化する口腔機能や口腔衛生状態、摂食嚥下機能への対応)
- ◎歯科口腔疾患に関する二次医療機関等との連携・受療支援など

- ◎身体疾患に対する治療
- ◎認知症の症状やせん妄への対応
- ◎認知症の人とその家族に対する、適切な情報提供と意思決定支援など



情報共有ツール

〔地域実践18〕

認知症の医療介護連携の推進のための情報共有ツールのひな形

「情報共有ツール」のコンセプト

- ✓ 認知症の人にとって使いやすい、持つことで安心する、必要な情報を支援者と共有できる「ご本人の視点」を重視した情報共有ツールを目指して、全国の先進地域を調査し、ご本人・ご家族・有識者との議論をもとに作成。
- ✓ ひな形を参考に各自治体を中心に関係機関と協働しながら地域の実状に合わせた情報共有ツールを作成し、運用。



情報項目

- (1) 使い方(内容の目録と記入に当たっての注意)
- (2) 同意書
- (3) わたし自身① :ご本人の基本情報
- (4) わたし自身② :ご本人の経験・趣味等その人らしさを示す項目
- (5) わたしの医療・介護① :医療機関
- (6) わたしの医療・介護② :支援に関わる者・機関のリスト
- (7) わたしの医療・介護③ :病名と医療機関
- (8) わたしの医療・介護④ :処方内容と処方の目的
- (9) わたしの医療・介護⑤ :血圧、体重
- (10) わたしの医療・介護⑥ :利用しているサービス状況
- (11) わたしの認知症の状況① :認知機能検査(MMSE又はHDS-R)
- (12) わたしの認知症の状況② :日常生活活動の変化
- (13) わたしの認知症の状況③ :最近気になっていること、困っていること
- (14) わたしのこれからのこと①② :今後の医療・介護への希望
- (15) 通信欄

認知症の医療介護連携、情報共有ツールの開発に関する調査研究事業
情報共有ツール等は 国立長寿医療研究センターのホームページからダウンロード可能

〔地域実践 17〕

地域において多職種・多事業所間で連携を行うためには、地域における全体像を把握し、それぞれ異なる場所で勤務している他の職種や事業所のそれぞれの業務内容や役割を知ることが重要となる。

一人の支援対象の課題を把握したうえで、連携による対象者への効果が最大化するように連携の意義を明確にして、関係各所に連絡しあい対象者情報を共有し、互いが実施可能な医療・介護の内容を共有する。

スライドでは、本人・家族に関わる多職種の主な役割が記載されている。連携相手の業務内容をたがいに理解した上で、日頃から忌憚のない意見交換ができるようにしておくことが重要である。

〔地域実践 18〕

認知症の人と家族と支援する医療・介護関係者等の多職種が、連携する際には情報共有が重要であり、認知症の人の情報を共有するためのツールが、平成 27 年度 老人保健健康増進等事業で検討され、作成された。事業報告書の中でひな形が WEB 上で公表されている。記載できる情報の項目はスライド右の「情報項目」にある通りで、“わたしの”情報を本人起点で共有できる点が特徴である。

その後認知症に関わる医療・介護連携のマネジメントを行うために全国で様々な情報連携ツールが作成され、実際に活用されている。地域の実情に応じた医療・介護関係者等の情報連携ツールが認知症ケアパスとともに活用されることが望ましい。近年では、情報連携のために ICT を活用している地域も増加している。

参考

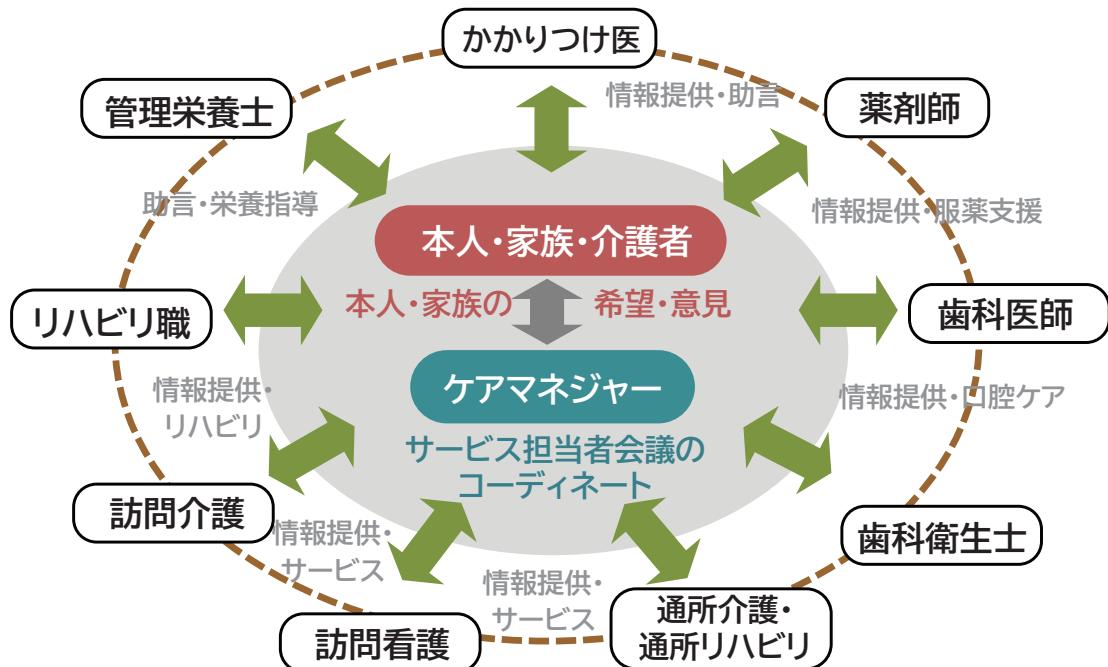
情報共有ツール（国立長寿医療研究センター ホームページ）

<https://www.ncgg.go.jp/ncgg-kenkyu/documents/jouhourenkei-all.pdf>

ケアマネジャーと多職種の連携

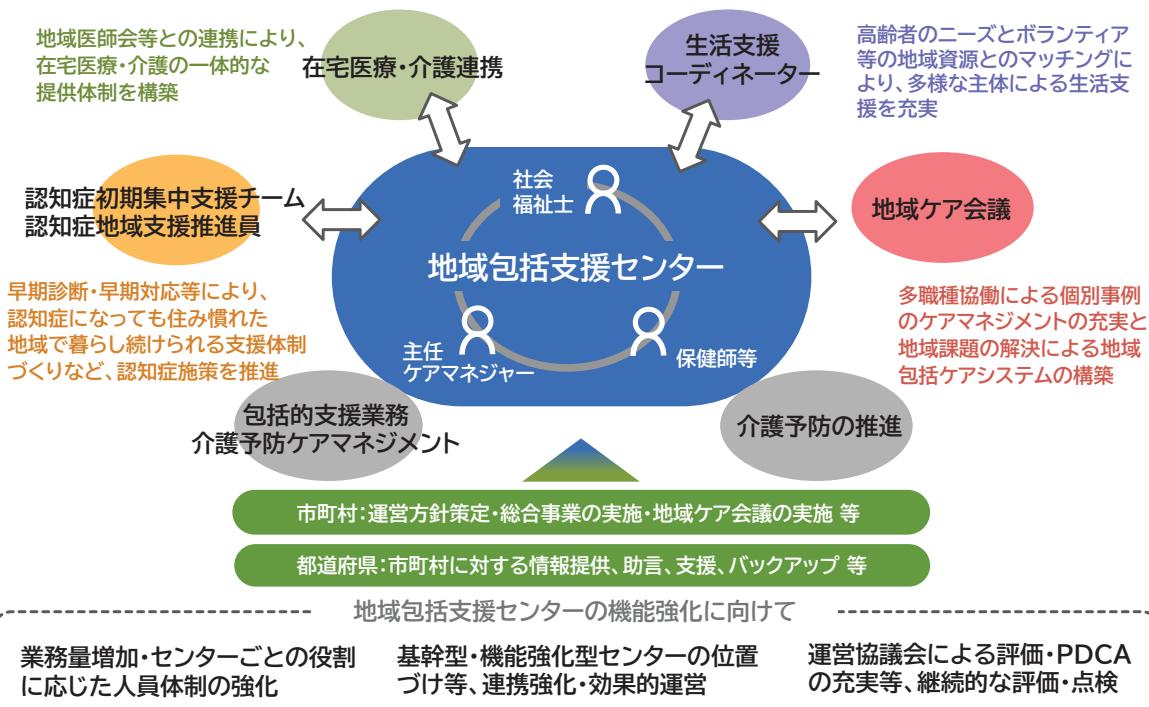
[地域実践19]

サービス担当者会議での情報共有と多職種の協働が重要



地域包括支援センター

[地域実践20]



[地域実践 19]

ケアマネジャーは、認知症の人に関わるケアチームをコーディネートし、本人にとっての適切な生活支援が可能になるよう、各職種の業務のバランスをマネジメントする。

- ① 認知症の人の情報はケアマネジャーに集約され、アセスメントが行われた上でケアプランに活かされる。
- ② 病気や障害を抱える認知症の人の生活支援では、疾患の管理ニーズが最優先となることがある。疾病・障害・身体状況の把握は、常にかかりつけ医・かかりつけ歯科医との連携が必要となる。
- ③ サービス担当者会議は、認知症の人にかかるケアチームの共通理解・共通認識の場として重要である。更新時やケアプラン変更時には、必ず開催しなければならない。
会議室や本人の自宅で行われることがあり、可能な限り出席することが望ましい。

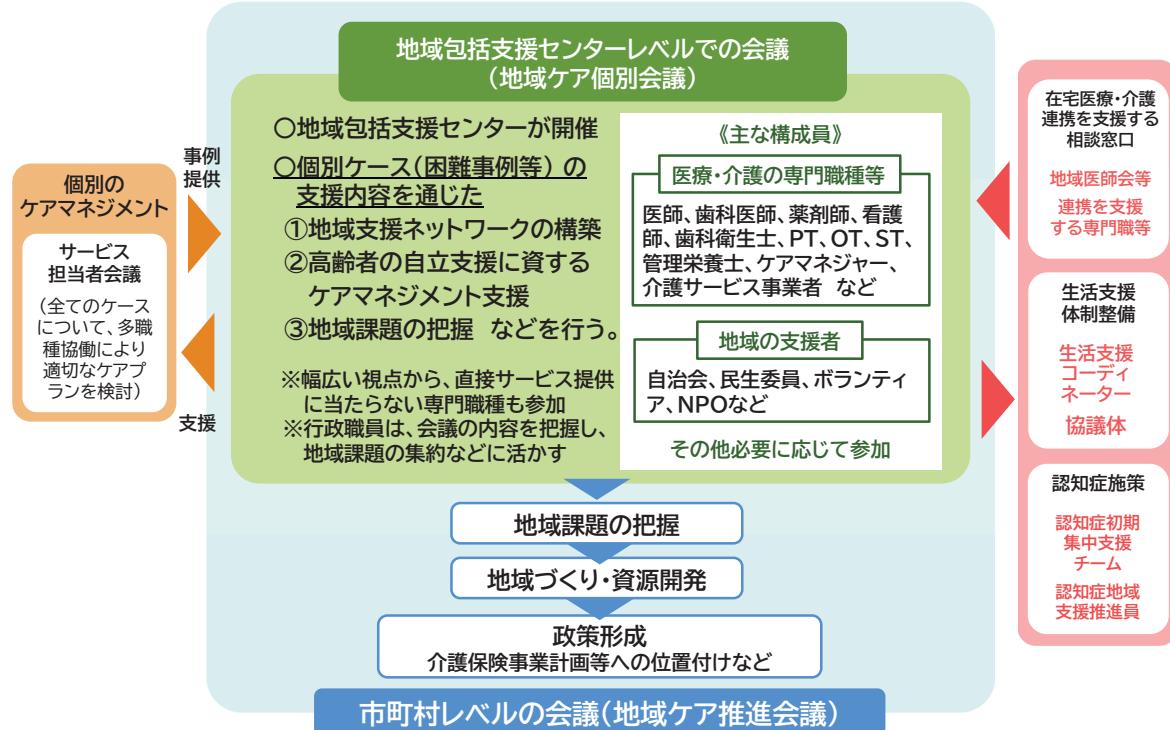
[地域実践 20]

地域包括支援センターの機能は、従来からの、介護予防、多職種ネットワーク、権利擁護の柱に加え、認知症施策の推進、生活支援、地域ケア会議など、それぞれを有機的に関連させながら拡充している。センターの基本配置職種である、保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士を中心に、地域の専門職や専門機関等の社会資源と連携を図りながら、高齢者や家族のニーズに応じた適切なサービスを提供することが期待されている。

認知症の人や家族の生活をサポートするため、かかりつけ薬剤師には、地域包括支援センターの所在(連絡先等)、担当者、基本的な機能を把握し、その機能を通じて必要な資源につなげるなど、十分に活用していくことが求められる。

地域ケア会議

[地域実践21]



認知症初期集中支援チーム

[地域実践22]

- 複数の専門職が家族の訴え等により 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族 支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと

- 全ての市町村に設置されている

- 認知症初期集中支援チームのメンバー



- 配置場所
地域包括支援センター、診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村の本庁など

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ 認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のいずれかの基準に該当する人

- 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
 - (ア)認知症疾患の臨床診断を受けていない人
 - (イ)継続的な医療サービスを受けていない人
 - (ウ)適切な介護保険サービスに結び付いていない人
 - (エ)診断されたが介護サービスが中断している人
- 医療・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

〔地域実践 21〕

地域ケア会議とは、主に市町村直営や基幹型の地域包括支援センターを中心に設置が進められ、個々の要介護者ごとに、かかりつけ医・薬剤師やケアマネジャー、サービス事業者などが一堂に会して、また、多職種の第三者による専門的な視点も交えて、個別のケア方針を検討する会議である。

認知症の人を支えるにあたっては、介護、医療、生活支援、家族関係など多面的なアプローチを要する場合が少なくなく、サービス担当者会議では課題解決が困難な例もある。直接的な関係者のみならず、市町村、民生委員、地域医師会・薬剤師会を含む在宅医療拠点、自治会・社協など、様々な社会資源の視点で、①アセスメント内容の共有、②多角的な課題分析とケア方針の検討、③モニタリング結果と評価の共有を行うことで、認知症の人と家族の生活を、より具体的かつ継続的に支援していくことが可能となる。

さらに、上記の「個別課題解決」と同時に、その協働を通じて、地域の多職種による「ネットワーク構築」や、地域に共通する課題を浮き彫りにする「地域課題発見」なども地域ケア会議の目的とされている。

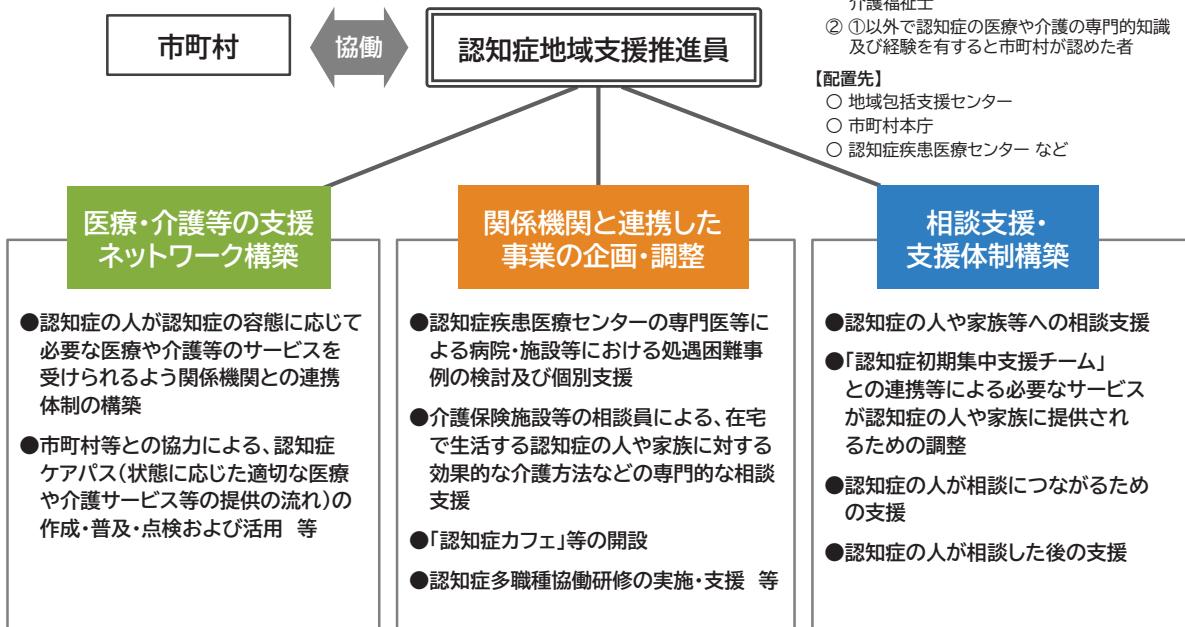
〔地域実践 22〕

認知症初期集中支援チームは、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活が維持できるような支援を、できる限り早い段階で包括的に提供することを目的とした複数の専門職(サポート医や看護師等の医療職や福祉・介護職)で構成されたチームである。

チーム名の「初期」とは、疾患の初期という意味だけではなく、初動を意味しており、「集中」とは、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族 支援等を包括的・集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行ったうえで本来の医療やケアチームに引き継いでいくことを意味している。チームは、全ての市町村の地域包括支援センター等に設置されており、主な支援の対象者はスライドに示した通りであるが、様々な状態や疾患などが背景にある可能性があり、必要となる支援も様々である。そのためチームには、かかりつけ医や専門医療機関と連携しながら、対象者が必要な日常生活支援や日常診療に結びつくような支援を適切に行なうことが求められている。

認知症地域支援推進員

〔地域実践23〕



認知症カフェ・ピア活動

〔地域実践24〕

認知症カフェ

- 認知症の人やその家族が地域で孤立しないために、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

家族介護教室や家族同士のピア活動

- 認知症の人と家族の会
- その他の家族支援・介護者支援の会

認知症の人同士のピア活動

- 認知症の本人交流会、本人ミーティング
- 認知症の本人が認知症の人の相談にのる活動

〔地域実践 23〕

認知症地域支援推進員(以下、推進員)は、令和元年度から全ての市町村の地域包括支援センターや担当課に配置され、専門職等が充てられている。各市町村が進める認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役としての役割が期待されている。

推進員の活動は、「医療・介護等の支援ネットワークの構築」、「関係機関と連携した事業の企画・調整」、「相談支援・支援体制構築」であり、詳細はスライドの通りである。令和2年度から、「認知症を有する人をはじめとする高齢者が地域において役割を担うことを通じて、生きがいをもった生活を送ることを支援するための社会参加活動のための体制整備」を推進していくことが推進員の新たな役割となった。

推進員が上記の活動を進めるためには、地域の関係機関や関係者の理解や協力が必要不可欠である。地域の推進員がどこに配置され誰であるのかなどを確認したうえで日頃からの連携や協働が求められている。

〔地域実践 24〕

地域では、認知症の人や家族が孤立しないように、「認知症カフェ」や「ピア活動」が行われている。認知症の人同士や家族介護者同士が出会うことで、認知症があっても希望をもって生きていく方法を見出すことができる。医学的観点からのアドバイスやフォローなど、医療職の参加も求められる場合もあり、医療職にとっても、認知症の人を理解する貴重な機会として、積極的な協力が望まれる。

認知症の人と家族への支援

【地域実践25】

支援内容	具体例
治療や症状への対処法	知識情報を得る場、家族教室、介護講習会、認知症力フェ、相談窓口
介護者的心身の休息	デイサービス・ショートステイの活用、介護・リフレッシュ休暇、保養所
介護者の健康	家族の心身の健康の維持、健康診断、受診や治療の支援
同じ立場の人と話せる場	家族会や家族の集いの場、情報交換、家族同士のピア活動
偏見・差別に対する啓発	地域の人への認知症の知識の啓発、家族支援の啓発
経済的な支援制度	就労継続支援、介護費用の軽減、税の減免、介護手当等

認知症サポーター/キャラバン・メイト/チームオレンジ

【地域実践26】

【認知症サポーターとは】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に 対してできる範囲での手助けをする人。

【キャラバン・メイト養成研修】

実施主体:

都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目的:

地域、職域における「認知症サポーター 養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を養成する。

内容:

認知症の基礎知識等のほか、 サポーター養成講座の展開 方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。



【認知症サポーター養成講座】

実施主体:

都道府県、市町村、職域団体等

対象者:

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等



【チームオレンジとは】

認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の 早期からの支援等を行う取り組み。認知症の人もメンバーとして参加する。

[地域実践 25]

認知症の人と家族の支援の様々な取り組み、仕組み、制度を整理したものである。すべての内容や効果を把握しておく必要はないが、本人や家族への助言・アドバイスのためにも、自治体のホームページ等から、地域にはどのようなものがあり、連絡先はどこか、といった基本情報を蓄積しておくことも重要である。また、これらの拠点や機関から協力等を求められる場合には、積極的に関わって頂ければと考える。

[地域実践 26]

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で支援する応援者のことであり、認知症に関する理解促進を目的に 2005(平成 17)年から認知症サポーター養成事業が開始された。認知症サポーター養成講座の受講者を認知症サポーターとして認定し、認知症サポーター養成講座の講師役を養成するものがキャラバン・メイト養成講座である。認知症サポーターには、①認知症を正しく理解し、偏見をもたない、②認知症の人や家族に対して温かい目で見守る、③自分なりにできる簡単なことから実践する、④相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる、⑤地域のリーダーとして活躍する、ことが期待されている。

認知症の人と地域で関わることが多いと考えられる小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等をはじめ、子供や学生に対しての養成講座も開催されている。さらに認知症サポーターの復習の機会や実際の活動につなげるためのステップアップ講座も開催されている。

また、認知症サポーターがチームを組み、認知症の人・家族の生活支援を行う「チームオレンジ」という取り組みも行われている。

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

[地域実践27]

趣旨

- 意思を形成し、表明でき、尊重されることは、日常生活・社会生活において重要であり、認知症の人についても同様。
- 意思決定支援の基本的考え方、姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることをめざすもの。

基本事項(誰のための・誰による・支援なのか)

- 認知症のための
(認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。)
- 認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による
(意思決定支援者)
- 認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもの
(意思形成支援、意思表明支援、意思実現支援)

■ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン 組込型研修の視聴

生活支援としての意思決定支援

[地域実践28]

本人の意思の尊重、意思決定能力への配慮、早期からの継続支援

本人が自ら意思決定できるよう支援

意思形成支援、表明支援、実現支援のプロセスに沿って支援を実施

本人意思の尊重・プロセスの確認

支援方法に困難・疑問を感じた場合

意思決定支援チーム会議(話し合い)

- ◎ 本人、家族、医療関係者、介護関係者、成年後見人 など
- ◎ サービス担当者会議、地域ケア会議と兼ねることも可
- ◎ 開催は関係者の誰からの提案も可

適切なプロセスの確保

- ・理解しやすさ
- ・開かれた質問
- ・選択肢
- ・支援者の態度
- ・環境整備
- ・時間の余裕

適切なプロセスを踏まえた支援が提供されたかの確認

本人の意思の尊重の実現

認知症の人の自らの意思に基づいた日常生活・社会生活の実現

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(H30.6) に一部追記

〔地域実践 27〕

認知症の人が日常生活・社会生活の場面において、自分で選んで自分で決めることがの重要性、その支援の必要性に鑑み、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が策定され、平成 30 年 6 月に公表された。

認知症の人は自分で決められない人ではなく、意思決定しながら尊厳を持って暮らしていくことの重要性について全ての人が認識することが必要であり、「決められないときに代わりに決めてあげる」のではなく、「認知症の人が自分で決めることを支援すること」が意思決定支援の基本原則である。本ガイドラインでは、認知症の人のための(認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む)、認知症の人の意思決定支援に関する全ての人による(意思決定支援者)、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもの(意思形成支援、意思表明支援、意思実現支援)などの基本事項が整理されている。

本ガイドラインの理解や実践につなぐための研修も令和元年度から展開されている。

参考

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(厚生労働省ホームページ)

URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>

ガイドライン組込型研修 動画(合同会社 HAM 人・社会研究所ホームページ)

URL:https://ham-ken.com/wp/?page_id=1340

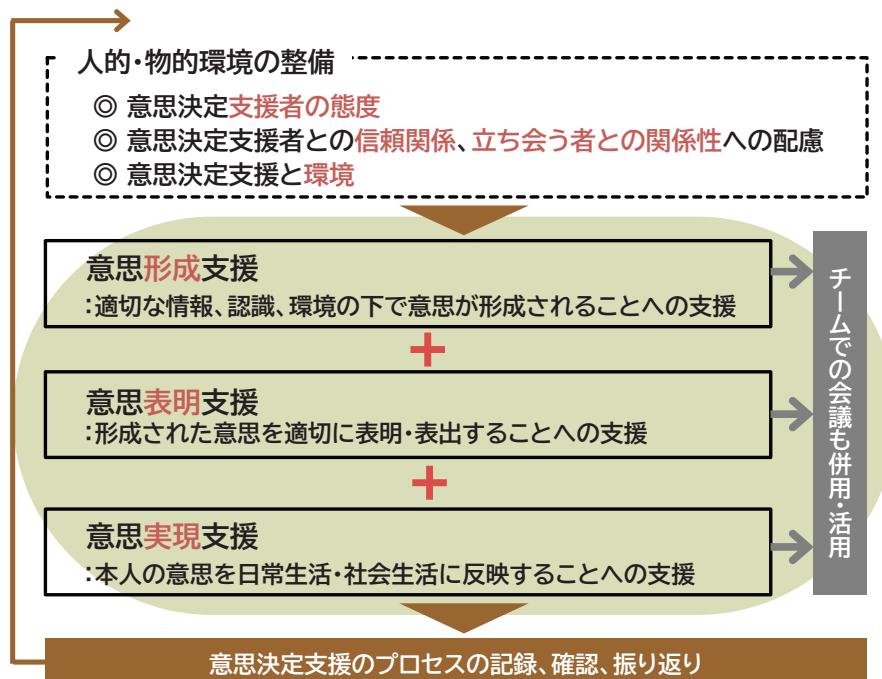
〔地域実践 28〕

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援とは、認知症の人が自ら意思決定できるように、そのプロセスを支援するものと定義されている。そのプロセスには、本人が「意思を形成すること」の支援と、本人が「意思を表明すること」の支援を中心とし、本人が「意思を実現する」ための支援までが含まれる。本人の意思の尊重、意思決定能力への配慮、早期からの継続支援などが前提となり、支援方法に困難や疑問を感じた場合には、支援する関係者による話し合い(意思決定支援チーム会議)によって、多面的な情報や意見交換を行いながら支援していくことが重要である。

また、本人の特性に応じた意思決定支援を行うためには、多職種協働により、あらかじめ本人の意思の確認等を行う等の取り組みを推進することも重要であり、そのためには本ガイドラインが医療・介護従事者への研修において活用されることが望まれる。

意思決定支援のプロセス

【地域実践29】



認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(H30.6) より

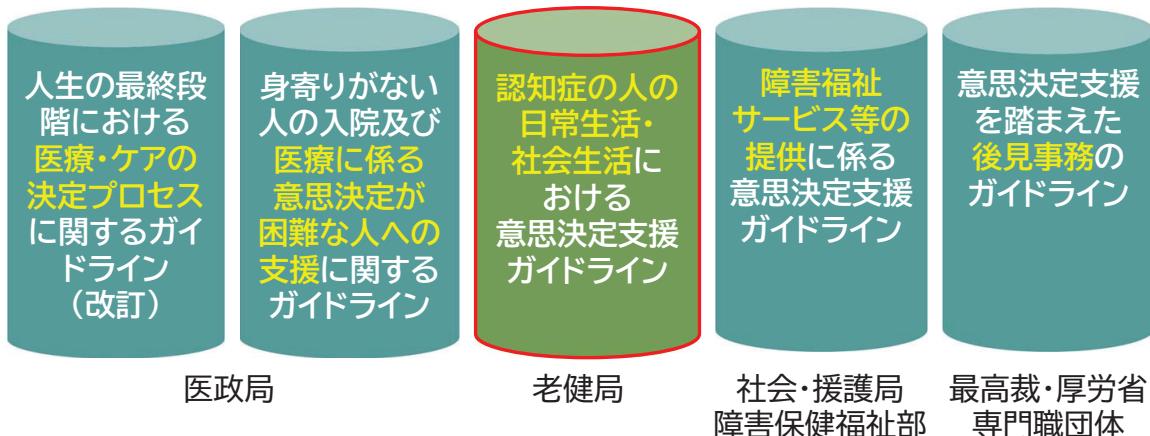
各意思決定支援ガイドライン

【地域実践30】

【意思決定支援ガイドラインの策定推進の背景】

- ◎ 障害者の権利に関する条約
- ◎ 成年後見制度利用促進法
- ◎ 成年後見制度利用促進基本計画 – 2017(平成29)年3月閣議決定 –

【公表されている5つの意思決定支援ガイドライン】



[地域実践 29]

意思決定支援は、意思決定支援者の態度や意思決定支援者との信頼関係、立ち会う人との関係性や環境による影響を受けることから、意思決定支援に当たっては、まず、人的・物的な「環境の整備」が重要となる。

それを前提として、本人が適切な情報と、決められるだけの環境・認識のもとで判断できるようになっているかに注意して意思「形成」支援を行い、その上で本人が適切に「表明・表出」することができるよう支援し、最終的にはその意思を生活に反映・「実現」させることを支援する。これらの支援を意思決定支援チームの会議の場では併用・活用することが望ましい。

なお、これらの支援は必ずしも順番通りに行われることが必須ではなく、重なり合い、行きつ戻りつ行われるものであり、適切な支援のプロセスかどうかを確認するときには、上記の 3 つの支援に「環境」、「振り返り」を加えた 5 つの観点から行うと整理しやすい。そのためには意思決定支援のプロセスを記録することも重要となる。

[地域実践 30]

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの他にも、医療や障害福祉サービス等の分野での意思決定支援に関するガイドラインが公表されている。各ガイドラインは、対象となる場面を広くとり、支援の規範を示すものや、また、場面を限定しつつ具体的な方法論を示すものなど、内容は様々である。

認知症は疾患ごとに特徴は異なり、多くは進行性の経過をたどるため、本人の状態や認知症のステージに応じた意思決定支援が重要となる。本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした医療・介護等が提供されるように、各ガイドラインが示す考え方や方法などを参照し、多職種や家族とも情報共有・連携しながら支援していくことが望まれる。

参考

かかりつけ医のための認知症マニュアル第 2 版 日本医師会
障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>
人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf>
身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>
意思決定支援を踏ました後見事務のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000687818.pdf>

Advance Care Planning(ACP)

〔地域実践31〕

ACPとは

『将来の変化に備えて、将来の医療及びケアについて患者さんを主体に、その家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、患者さんの意思決定を支援するプロセスのこと』

ACPの目標

- 患者さん本人の人生観や価値感、希望に沿った、将来の医療及びケアを具体化する。

ACPの原則(主体は患者さん本人)

- コミュニケーションの促進、治療の選択肢・予後の情報共有、治療計画の共同作成、繰り返しの話し合いなどが原則である。
- 認知症の特性に考慮したACPの啓発・普及が課題である。
- かかりつけ医等の医療従事者が多職種と共に患者さんの意思に寄り添うことが理想である。

日本医師会:終末期医療 アドバンス・ケア・プランニング(ACP)から考える2018 より改変引用

成年後見制度利用促進基本計画

〔地域実践32〕

- 平成28年5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成28年9月 「成年後見制度利用促進会議」より、「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
平成29年1月 「委員会」意見取りまとめ
平成29年3月 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

〈計画のポイント〉

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ▶ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ▶ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ▶ ①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進、④後見人支援等の機能を整備
 - ▶ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ▶ 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

〔地域実践 31〕

アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning、以下 ACP)とは、『将来の変化に備えて、将来の医療及びケアについて患者さんを主体に、その家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、患者さんの意思決定を支援するプロセスのこと』であり、患者さん本人の人生観や価値感、希望に沿った、将来の医療及びケアを具体化することを目的としている。

ACP の主体は患者さん本人であり、コミュニケーションの促進、治療の選択肢・予後の情報共有、治療計画の共同作成、繰り返しの話し合いなどが原則となる。認知症の特性に配慮した ACP の啓発や普及などが今後の課題であり、ACP の実践には、多職種と共に患者さんの意思に寄り添うことが理想である。

〔地域実践 32〕

成年後見制度の利用の促進と全国どの地域に住んでいても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できることを目的として、平成 28 年に成年後見制度利用促進法が施行され、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。この計画に基づいて市町村の中核機関(権利擁護センター等を含む)の整備や市町村計画の策定が推進されている。

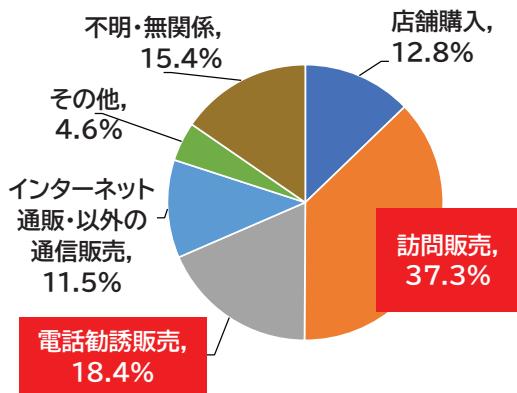
本計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和、などが利用促進のポイントとしてまとめられている。また、制度の運用に関しては、意思決定支援のための指針の策定、診断書の見直し、適切な後見人選任のための検討、などの重要性が強調されている。成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるように研修会の実施や「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化も重要である。

消費者被害の現状

〔地域実践33〕

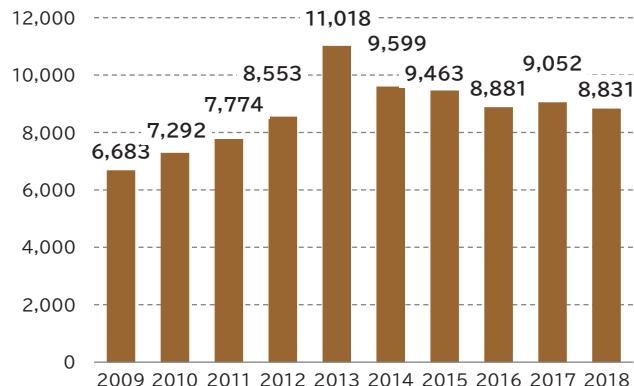
認知症等高齢者の販売購入形態別 消費生活相談割合

- 訪問販売と電話勧誘販売が半数以上



認知症等の高齢者に関する 消費生活相談件数

- 高齢者の相談は全体の35%
- 相談1件あたりの平均契約購入額150.9万
- 約8割で相談者と契約者が異なる



消費者庁「令和元年版消費者白書」

日常生活自立支援事業と成年後見制度

〔地域実践34〕

- 日常生活自立支援事業は、判断能力などは不十分でも契約行為が行え、身近に親族などの支援者がなく金銭管理等できないで困っている人を支える仕組み
- 成年後見制度は、さらに認知症が進行し、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組み

日常生活自立支援事業		成年後見制度
厚生労働省	所轄庁	法務省
社会福祉法	法律	法定後見制度:民法 任意後見制度:任意後見契約に関する法律
認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方であり、なおかつ、本事業の契約内容について、判断し得る能力を有していると認められる方(判断能力が全くない方は対象外)	対象者	認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方(補助・保佐)及び判断能力が全くない方(後見)
市区町村社会福祉協議会の職員(専門員、生活支援員)	援助者	法定後見制度:補助人・保佐人・後見人 任意後見制度:任意後見人
社会福祉協議会への相談(本人、家族、関係機関から)	手続きの開始	本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長、検察官、任意後見人等が家庭裁判所へ申立て
「契約締結判定ガイドライン」により確認困難な場合、契約締結審査会で審査(都道府県社協に設置)	意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の診断書を家庭裁判所に提出 (必要に応じて、鑑定を行うことがある)
本人負担 生活保護世帯は公費負担あり	利用中の費用	本人が負担 金額については家庭裁判所が決定
運営適正化委員会(都道府県社協に設置)	監督機関	法定後見制度:家庭裁判所、成年後見監督人 任意後見制度:家庭裁判所、任意後見監督人

福祉サービスの利用、日常生活費(預金の入出金・通帳の預かり等)の管理、日常生活の購入代金の支払い、各種届出などの手続きを支援する。
社会福祉協議会と支援計画を作成し、利用契約を結ぶ。

親族等(推定相続人)への照会、作業等の手続きがあり、2か月以上を要するほか、後見人等は家裁の職権によって選任され、後見業務は本人の死亡等まで継続し、選任された人物に対し不服申立てはできない。後見が開始されると、印鑑登録できなくなる。

〔地域実践 33〕

認知症の人を含む高齢者の消費生活相談は近年増加し、消費者トラブルへの遭遇の頻度は増し、その被害額も多額となっている。このため、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制（消費者安全確保地域協議会など）が構築され、政府や自治体などの広報等を通じて消費者被害に関する注意喚起を行うことが重要である。

認知症等高齢者の消費者被害の現状を提示した。認知症高齢者の消費生活にかかる相談について、形態別では、「訪問販売」と「電話勧誘販売」が上位 2 位で、合わせて過半数となっている。また、相談件数をみると、1 年間で 9,000 件前後で推移しており、相談 1 件あたりの平均契約額は約 150 万円となっている。

認知症の人の消費者被害は、件数、額とも大きく、社会問題となっており、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを活用した事前・事後の支援の必要性が高まっている。かかりつけ薬剤師もこれらの現状を把握し、地域の高齢者見守りネットワークの一員として、高齢者の消費者被害を防ぐことへ協力することが望まれる。

〔地域実践 34〕

地域に暮らす人が、障害の有無や年齢にかかわらず、尊厳をもってその人らしく安心して生活が送れるように、利用者本位の自己決定や自立支援をする仕組みとして、日常生活自立支援事業と成年後見制度がある。具体的には、支援の内容・場面や判断能力の程度に応じて、認知症の人の金銭・財産管理をはじめとする契約等を支援する制度である。日常生活自立支援事業は、判断能力などは不十分でも契約行為が行え、身近に親族などの支援者がなく、金銭管理等できないで困っている人を支えるための仕組みである。一方の成年後見制度は、さらに認知症が進行し、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う制度である。それぞれの相違点について、所轄庁、法律、対象者、援助者、手続きの開始、意思能力の確認・審査や鑑定・診断、利用中の費用、監督機関ごとにスライドの表にまとめた。

支援内容を大きく「身の回りに関すること」と「財産に関すること」に分け、両者が可能なこと（対象になること）を下表に整理した。

日常生活 自立支援事業	支援内容	成年後見制度
身の回りに関すること		
△	福祉サービスの利用援助、 病院入院契約、施設の入退所契約	○
×	医療行為の同意、身元保証人、 婚姻・離婚・養子縁組	×
財産に関すること		
○	日常生活の金銭管理、年金の受領に必要な手続き、 通帳や銀行印の保管	○
×	不動産の処分や管理、遺産分割	
△	消費者被害の取消	

若年性認知症の特徴と現状

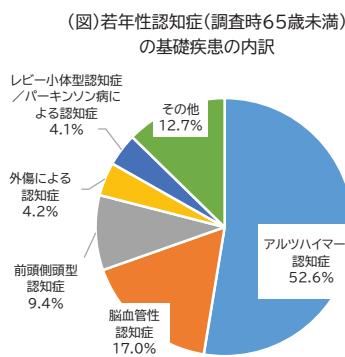
【地域実践35】

- 全国における若年性認知症者数は、3.57万人と推計（前回調査(H21.3)3.78万人）※
- 18-64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数（有病率）は、50.9人（前回調査(H21.3)47.6人）

※前回調査と比較して、有病率は若干の増加が見られているが、有病者数は若干減少。有病者数が減少している理由は、当該年代の人口が減少しているため。

（表）年齢階層別若年性認知症者有病率（推計）

年齢	人口10万人当たり 有病率(人)		
	男	女	総数
18~29	4.8	1.9	3.4
30-34	5.7	1.5	3.7
35-39	7.3	3.7	5.5
40-44	10.9	5.7	8.3
45-49	17.4	17.3	17.4
50-54	51.3	35.0	43.2
55-59	123.9	97.0	110.3
60-64	325.3	226.3	274.9
18-64			50.9



主な調査結果

- ▷ 最初に気づいた症状は「もの忘れが最も多く（66.6%）、「職場や家事などのミス」（38.8%）、「怒りっぽくなった」（23.2%）がこれに続いた。
- ▷ 若年性認知症の人の約6割が発症時点で就業していたが、そのうち、約7割が退職していた。
- ▷ 調査時65歳未満若年性認知症の人の約3割が介護保険を申請しており、主な理由は「必要を感じない」（39.2%）、「サービスについて知らない」（19.4%）、「利用したいサービスがない」（13.0%）、「家族がいるから大丈夫」（12.2%）であった。
- ▷ 調査時65歳未満若年性認知症の人の世帯では約6割が収入が減ったと感じており、主な収入源は、約4割が障害年金等、約1割が生活保護であった。

調査対象及び方法

全国12地域（札幌市、秋田県、山形県、福島県、群馬県、茨城県、東京4区、山梨県、新潟県、名古屋市、大阪4市、愛媛県）の医療機関・事業所・施設等を対象に、若年性認知症利用者の有無に関する質問紙調査を実施（一次調査）。利用がある場合には、担当者・本人・家族を対象に質問紙調査を実施（二次調査）。二次調査に回答した本人・家族のうち、同意が得られた者を対象に面接調査を実施（三次調査）。

出典：日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発（令和2年3月）

若年性認知症の人への支援

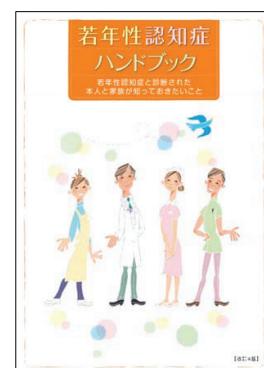
【地域実践36】

- 若年性認知症は 高齢者の認知症とは年齢や置かれている環境が異なるため、**本人や家族の心理状態・社会経済的状態**に配慮が必要である。
- 早期診断や早期治療、適切な支援や相談機関や支援機関へのつなぎなどが 医療従事者の役割である。
- 若年性認知症支援のハンドブックの配布、都道府県ごとの専門相談窓口の設置 や相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターの配置、若年性認知症コールセンターの周知などが重要である。

専門職向け



本人・家族向け



【若年性認知症支援コーディネーターの役割】

- ・本人やその家族、職場等からの電話等による相談窓口
- ・適切な専門医療へのアクセスと継続の支援
- ・利用できる制度・サービスの情報提供
- ・関係機関との連絡調整

全国若年性認知症支援センター 若年性認知症コールセンター

〔地域実践 35〕

65 歳未満で発症する認知症を若年性認知症という。全国における若年性認知症者数は、令和2年3月公表のデータにおいて約 3.57 万人と推計された。平成 21 年の前回調査より有病者数は減少しているが、当該年代の人口が減少していることが理由と考えられている。基礎疾患の内訳を見るとアルツハイマー型認知症の割合が過半数を占めている状況であった。

若年性認知症は高齢発症の認知症と比較して、①発症年齢が若く男性に多いこと、②初期の症状が認知症特有でないため診断しにくく、また本人や周囲が様子の変化には気づくが、適切な医療への受診が遅れがちであること、③子の養育や親の介護の時期と重なることが多く、社会経済的な問題が大きいこと、④主たる介護者が配偶者に集中し、本人や配偶者の親などの介護が重なり、時に複数介護になること、⑤本人・配偶者の就労継続、子の養育の継続、子の結婚への影響等、家庭内での課題が多い、⑥若年性認知症の本人に適した公的なサービスが少ないことや、情報の少なさによって適切な支援に結び付きにくい、といった課題があげられる。

〔地域実践 36〕

若年性認知症の人は、年齢や置かれている社会経済的状況が高齢発症の認知症の人と異なることから、支援を組み立てる際に本人の希望や状況にあわせた配慮や工夫が必要となる。

若年性認知症の支援上の課題は、診断後の相談先がわかりにくいくこと、地域で交流できる居場所の不足、自治体によって若年性認知症施策の取り組みにバラツキがあり、本人にフィットした制度や横断的なサービスを提案するには相談業務にあたるものとの習熟が必要であることがある。

一般的に、若年性認知症の場合は診断から介護保険サービスの利用に至るまでの期間が長く、その間の就労支援や障害福祉サービスの活用、インフォーマルサービスの活用など本人の状態に応じた適切な支援が必要である。

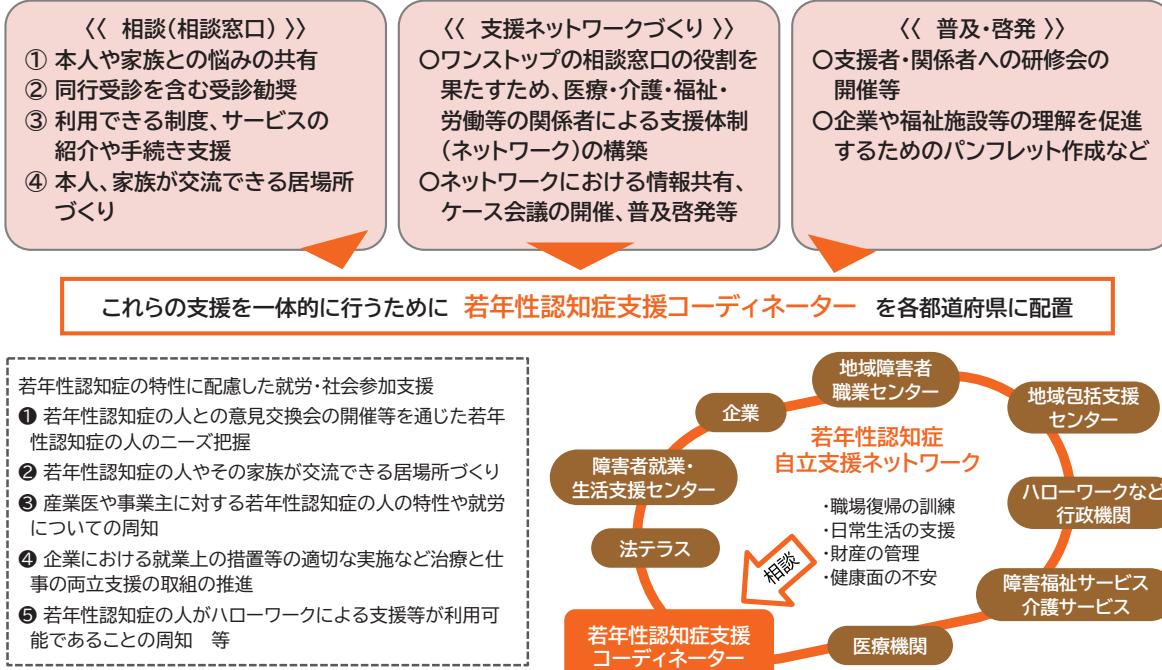
鑑別診断を行う医療機関の医療ソーシャルワーカーやケアマネジャーが、障害福祉サービスや自立支援医療、成年後見制度等を熟知し連携を取ること、心理支援も含めた診断後支援を行うことが重要である。

相談機関としては、若年性認知症の人への自立支援に関わるネットワークの調整役として若年性認知症コールセンター（愛知県大府市 <https://y-ninchisyotet.net/>）、都道府県の若年性認知症支援コーディネーターなどの相談機関、そのほか市町村や地域包括支援センター、認知症地域支援推進員などの相談窓口を活用する。

若年性認知症の人への支援のネットワーク

[地域実践37]

「認知症総合戦略推進事業」若年性認知症施策総合推進事業（実施主体：都道府県・指定都市）



改正道路交通法と認知症

[地域実践38]

改正道路交通法（平成29年3月12日施行）

- 75歳以上の高齢者が運転免許を更新する際には、認知機能検査を受検し、その結果によって、「高齢者講習」や「臨時適性検査 または 医師の診断書」が必要となる。
- 75歳以上で、一定の違反行為（基準行為）があった場合には、臨時認知機能検査を受検し、その結果によって、「臨時高齢者講習」や「臨時適性検査 または 医師の診断書」が必要となる。

※ 臨時適性検査の受検及び診断書の提出は、都道府県公安委員会より本人に対して通知・命令される。

改正後の課題

- 正確な認知症診断や判定、自主返納後や運転中断後の生活の維持、症状の進行予防、社会的孤立などへの支援や連携が課題とされる。

〔地域実践 37〕

認知症施策推進大綱において 5 つの柱のひとつとして、「若年性認知症の人への支援」が位置付けられ、都道府県・指定都市を主体として、①相談、②支援ネットワーク、③普及・啓発を柱とする「若年性認知症施策総合推進事業」が展開されている。

これらを一体的に進めるため、各都道府県に「若年性認知症支援コーディネーター」が配置され始めている。若年性認知症支援コーディネーターは全国の認知症疾患医療センターなどの医療機関の医療相談室や本人家族の会などに配置されており、都道府県ごとに事業所名称が異なるため、あらかじめ把握しておくことが必要である。

(https://y-ninchisyotol.net/wp-content/uploads/jyakunen_coordinator20210215.pdf)

(<https://y-ninchisyotol.net/contact/>)

(<https://y-ninchisyotol.net/wp-content/uploads/information20210129.pdf>)

認知症高齢者とは異なる若年性認知症の特性に配慮する観点から、「就労」や「社会参加」に着目した支援が展開されている。若年性認知症自立支援ネットワークには、医療や介護(地域包括支援センター、認知症地域支援推進員など)のみならず、就労相談機関(障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等)や、基幹相談支援センターや特定相談支援事業所(福祉的就労としての障害者総合支援法の活用)、認知症カフェや本人・家族の会など社会参加にかかる拠点や機関も含まれる。

〔地域実践 38〕

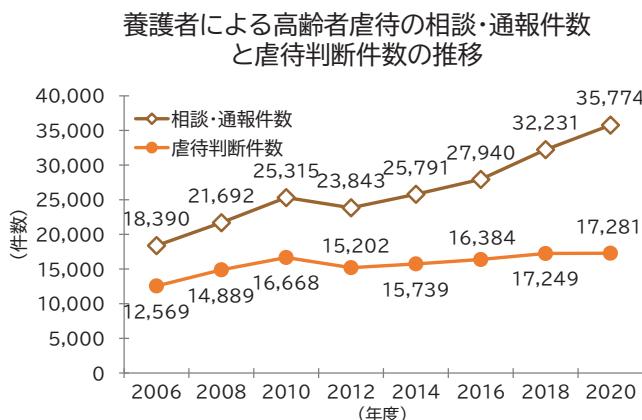
平成 29 年 3 月 12 日に改正道路交通法が施行され、75 歳以上の高齢者が運転免許を更新する際には、認知機能検査の受検が義務付けられた。この認知機能検査で「認知症のおそれあり」と判断された場合には、基準行為の有無を問わず、臨時適性検査または医師の診断書が必要となつた。また、更新時に限らず、一定の違反行為があった場合に、臨時認知機能検査を受検し、その結果によって、臨時適性検査または医師の診断書や臨時高齢者講習が必要となつた。

今後、臨時適性検査受検や診断書作成を要するケースが増加することも予想され、高齢者の運転免許更新・継続の場面において、かかりつけ医や認知症サポート医の役割が重要となってくる。一方で改正後の課題として、正確な認知症診断や判定、自主返納後や運転中断後の生活の維持、症状の進行予防、社会的孤立などへの支援や連携等が挙げられている。

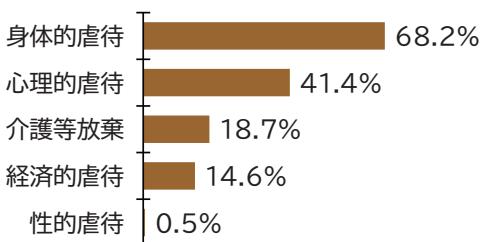
養護者による高齢者虐待の現状

〔地域実践39〕

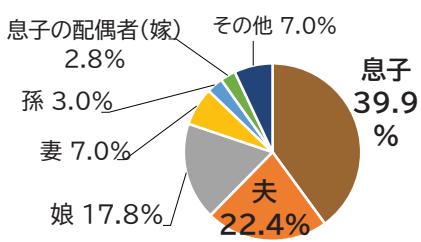
- 養護者による高齢者虐待は年々増加している
- 被虐待高齢者に重度の認知症がある場合は「介護等放棄」を受ける割合が高い
- 介護保険未申請・申請中・自立において、虐待の程度(深刻度)4・5の割合が高い



虐待の種類の割合



被虐待高齢者からみた虐待者の続柄



出典:厚生労働省「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」

認知症支援を通じた地域作りに向けて

〔地域実践40〕

- 認知症は脳の疾患によって起こる。
- 早期発見・早期対応により、可逆性の疾患の治療ができる。
- 進行性の疾患であっても、本人の症状(特に、行動・心理症状)を緩和し、本人の苦痛や家族の介護負担を軽減することができる。
- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、本人と介護者を地域全体で支えていく必要がある。

[地域実践 39]

平成 18 年4月に高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)が施行され、市区町村や地域包括支援センターが相談・通報を受理する体制が整備されている。厚生労働省は毎年全国調査を行い、その結果を公表している。

高齢者虐待は依然として深刻な状況にあり、養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数ともに年々増加している(右上グラフ)。さらに、虐待の種類では、「身体的虐待」、「心理的虐待」、「介護等放棄」などの割合が高い。被虐待高齢者からみた虐待者の続柄では、「息子」、「夫」、「娘」の順であった(下段)。

スライド未提示だが、他にも被虐待高齢者に重度の認知症がある場合は「介護放棄」を受ける割合が高い、介護保険未申請・申請中・自立において、虐待の程度(深刻度)4・5の割合が高い、などが高齢者虐待の現状である。

出典

厚生労働省「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」

[地域実践 40]

認知症の人を地域で支えていくためには、医療・介護関係者・地域住民が認知症について共通の認識をもって足並みを揃えて対応していくことが必要である。すなわち、かかりつけ医・かかりつけ歯科医師・かかりつけ薬剤師、ケアスタッフ、家族、地域の住民、様々な職種の人が認知症を正しく理解し、接することによって、認知症の人が地域で安心してそれまでの生活を続けることができるようになる。

認知症対応力向上研修を受けたかかりつけ医、歯科医師、薬剤師が中心となって、地域の住民や様々な職種の人に認知症に関する正しい知識と理解を伝えることによって、地域の認知症の人や家族の生活を支えることができる。

薬剤師認知症対応力向上研修 まとめ

[地域実践41]

- かかりつけ薬剤師は、**認知症の人や家族の伴走者**として支援していく姿勢が重要である。
- かかりつけ薬剤師には、認知症の人や家族の視点を重視した、医療・介護・地域の**連携を担うつなぎ手**としての活動が求められている。
- かかりつけ薬剤師には、認知症の人や家族に身近な**多職種連携の一員**としての役割が期待されている。
- 地域で開催される**多職種合同研修**、**フォローアップ研修**などへの積極的な参加や地域での啓発活動の継続などが望まれている。

〔地域実践 41〕

研修全体のまとめとして、以下の4点を改めて確認したい。

- ①かかりつけ薬剤師は、日常の薬学的管理や相談支援等を通じて、認知症の人や家族の伴走者として(早期段階から継続した身近な存在として)支援していく姿勢が重要である。
- ②かかりつけ薬剤師は、認知症の本人・家族の視点を重視しながら、医療・介護・地域の連携を担うつなぎ手としての積極的な活動が求められている。
- ③かかりつけ薬剤師には、本人・家族にとって身近な存在として、本人・家族を取り巻く多職種による連携の一員としての役割が期待されている。
- ④個別の支援にとどまらず、地域の多職種合同研修やフォローアップ研修への積極的な参加や地域での啓発活動等の継続的な参加・リーダーシップも期待されている。

認知症対応力向上研修で確認した、かかりつけ薬剤師の役割をベースに、習得された基本知識や情報を十分に活用し、薬局業務において、また、地域・生活において、「気づき」、「つなぎ」、「支える」ことを実践していただきたい。

**薬剤師
認知症対応力向上研修テキスト**

〈令和3年度改訂版〉

令和3年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業
認知症対応力向上研修の研修教材及び
実施方法に関する調査研究事業

令和4年3月
禁無断転載

(発行) 地域活性化協同組合フロンティア
